

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 3 年 8 月 3 1 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

令和3年8月31日

- | | |
|-------|---|
| 開　　会 | 午前9時30分 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 市長の行政報告 |
| 日程第5 | 議案第41号　令和2年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第6 | 議案第42号　令和2年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第7 | 議案第43号　令和2年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第8 | 議案第44号　令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第9 | 議案第45号　令和2年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 議案第46号　令和2年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について |
| 日程第11 | 議案第47号　令和2年度岩出市下水道事業会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 議案第48号　専決処分の承認を求めることについて
（令和3年度岩出市一般会計補正予算第3号） |
| 日程第13 | 議案第49号　専決処分の承認を求めることについて
（岩出市個人情報保護条例の一部改正） |
| 日程第14 | 議案第50号　専決処分の承認を求めることについて
（岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正） |
| 日程第15 | 議案第51号　押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第52号　岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |

- 日程第17 議案第53号 岩出市都市計画マスタープラン策定委員会条例の制定について
- 日程第18 議案第54号 岩出市消防団条例の一部改正について
- 日程第19 議案第55号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第56号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第57号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第58号 市道路線の廃止について
- 日程第23 議案第59号 市道路線の認定について

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和 3 年第 3 回岩出市議会定例会を開会いたします。

三栖慎太郎議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第 41 号から議案第 59 号までの議案 19 件につきましては、提案理由の説明、引き続きまして、議案第 41 号から議案第 47 号までの決算議案 7 件につきましては、代表監査委員から決算の審査報告です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○福山議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、吉本勸曜議員及び大上正春議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 会期の決定

○福山議長 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 17 日までの 18 日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 9 月 17 日までの 18 日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 諸般の報告

○福山議長 日程第 3 諸般の報告を行います。

本定例会の説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり議案 19 件と報告 1 件であります。

次に、令和 3 年第 2 回定例会から令和 3 年第 3 回定例会までの会務の概要は、配

付の議長報告書のとおりであります。

次に、令和3年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について、報告いたします。

令和3年7月16日金曜日、京都市で開催予定でありました近畿市議会議長会第1回理事会については書面での開催となり、議長が書面決議書を提出いたしました。

主な内容は、報告事項として、令和3年4月8日から令和3年7月12日までの会務報告、議案審議として、令和2年度近畿市議会議長会会計歳入歳出決算、協議事項として、令和3年度近畿市議会議長会の運営及び会長事務引継書について、書面により実施されました。

書面による会議の結果、いずれも反対はなく、会務報告については承認、令和2年度歳入歳出決算については認定、令和3年度近畿市議会議長会の運営及び会長事務引継書については承認されました。

以上です。

○福山議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の行政報告

○福山議長 日程第4 市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。

議員の皆様におかれましては、平素より岩出市の発展に対し、ご支援、ご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

また、本日はご多用にもかかわらず、皆様方にご出席いただき、令和3年第3回岩出市議会定例会を開会できますこと、厚くお礼申し上げます。

さて東京2020オリンピックでは、新種目スケートボード女子パークの部に出場した岩出市在住、四十住さくら選手が見事初代王者に輝き、岩出市に初めての金メダルをもたらしてくれました。岩出市では、今後、パリオリンピックでの連覇を目指す四十住選手を応援してまいります。この四十住選手の金メダル獲得を、岩出市のスポーツ振興、特に子供たちに夢と希望を与えるものとして、岩出市市民表彰を授与したいと考えております。

また、大宮緑地総合運動公園内に、初心者用のスケートボード練習場を整備し、さらに、さくら選手の名前にちなんで、さくらの名所根来寺周辺地域及び大宮緑地総合運動公園付近の紀の川堤防沿いに桜の植樹を実施いたしたく存じます。つきま

しては、本定例会において補正予算を上程しておりますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてです。接種を希望する65歳以上の方は、7月31日に接種をおおむね完了しました。64歳以下の方へは、6月15日以降、順次接種券の発送を開始し、7月16日、12歳以上15歳以下の2,108人への発送をもって、対象者4万8,535人全員への送付を終えました。

ワクチン接種状況については、8月25日現在、2万7,842人の方が1回目の接種を終えており、そのうち1万9,849人が2回目の接種を完了しております。

また、個別接種は7月20日より受付を開始し、8月5日から接種を始めています。なお、集団接種においては、当初、コールセンターのみの受付としておりましたが、7月22日よりインターネットからの申込みも行っております。本年10月中の接種完了を目指し、ワクチン確保に留意しつつ、着実に進めてまいります。

それでは、本会議の開会に当たり、当面の岩出市行政について、ご報告をいたします。

初めに、令和2年度一般会計歳入歳出決算についてです。

歳入の根幹である市税が増加した一方、歳出では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う支援や対策などにより、これまで以上に厳しい状況となっております。こうした状況を踏まえ、住民サービスの低下や将来の住民への財政負担を招かないよう行財政運営に取り組んだ結果、令和2年度岩出市一般会計の歳入歳出決算における実質収支は、5億181万3,503円の黒字決算となりました。

次に、市制施行15周年記念式典についてです。

これまで延期としておりましたが、来る10月26日に挙行いたします。当日は、記念式典、記念講演会、記念演奏会を予定しておりますので、議員の皆様におかれましては、ご多用とは存じますが、ご臨席賜りますようお願いを申し上げます。

次に、市政懇談会についてです。

区・自治会長会との協議により、今年度も会場での意見交換会は中止とさせていただきます。つきましては、昨年度と同様、広報紙「市政懇談会」において市の取組を紹介するとともに、市政に対するご意見・ご要望については、後日、回答書をお送りいたします。参加を予定されていた皆様には、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

次に、岩出市地域防災訓練についてです。

今年度は、新型コロナウイルス感染防止に細心の注意を払いつつ、10月24日、

「家庭・地域で災害に備える」をテーマに実施いたします。

まず、家庭においては、災害時、家族の無事を地域に意思表示し、要救助者の早期発見・救出につなげる白いタオル運動を実施いただくとともに、自主防災組織単位において構成世帯への白いタオル運動の周知徹底を図ります。

また、当日9時発災を想定して、消防団による避難誘導及び要救助者を確認する巡回訓練を実施します。一方、防災拠点機能を有する交通公園においては、周辺自治会及び自主防災組織等を対象に、マンホールトイレをはじめとする各種防災機能の紹介を兼ねた訓練を実施します。さらに、避難情報の更新や新型コロナウイルス感染症影響下での災害に対する備えなどの情報を掲載したチラシを全戸配布するほか、各種媒体を通じて啓発を行い、防災意識の一層の高揚を図ります。

次に、職員採用試験についてです。

9月19日、一般職、技師、保健師及び保育士の採用に係る一次試験を実施いたします。受験申込者は、一般職16名、技師2名、保健師4名、保育士2名の計24名です。各職種において面接等の二次試験を実施し、合格内定者については、後日、議会に報告させていただきます。

次に、高齢者食の応援事業についてであります。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、今年度も敬老会の開催を中止とし、昨年度好評であった高齢者食の応援事業を実施します。お弁当または食の応援クーポン券のどちらかを選んでいただき、長寿をお祝いするとともに、新型コロナウイルスの影響を受けている市内飲食店の活性化を図ります。

次に、住宅耐震化促進事業についてです。

南海トラフを震源とする大規模地震が懸念される中、市では、住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進するため、多くの家屋の耐震化に取り組んでいます。

近年各地で災害が発生していることから、震災に対する市民の関心が高まり、補助事業に関する問合せも増えています。本定例会において、補助事業に要する補正予算を上程していますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、地域経済の活性化についてであります。

本市においても、外出自粛要請等により、飲食業や道の駅などの観光関連施設への影響が長引いていますが、市ではアフターコロナを見据え、旅行業界に対し、岩出市の魅力についての情報発信を継続して行っております。

また、新型コロナウイルス感染症対応事業として、昨年度好評を得たプレミアム

商品券事業を今年度も引き続き実施し、市内商工事業者の活性化を図ってまいります。今年度は発行総額を5億円に拡大して実施しますので、昨年度以上に多くの市民の皆様にご利用いただけることを期待しています。

次に、学校教育についてです。

これまでより感染力の強い新型コロナウイルス・デルタ株が猛威を振るい、子供の感染事例が多く発生している中、市立小中学校においても、より強力な感染防止対策を講じていく必要があると考えています。その一環として、2学期から全小中学校の座席を仕切る飛沫感染予防パーティションを導入いたします。

また、全国の小中学生の感染者の約80%が家庭内感染であることから、保護者の皆様方に家庭内での感染防止対策の徹底について協力をお願いし、引き続き感染防止対策に取り組んでまいります。

なお、8月23日付で、県教育委員会より、新型コロナウイルス感染症の感染者数が急激に増加していることを受け、全ての県立高校の夏季休業日を8月31日までにすることを決定したため、市町村立学校において、それぞれの地域の状況等に応じて適切に対応いただきたいとの通知がありました。このため、岩出市立小中学校におきましても、関係機関と協議の上、夏季休業日を8月31日まで延長することとし、2学期始業式を9月1日といたしました。

次に、紀の国わかやま文化祭2021についてです。

秋の開催に向けて、実行委員会を中心に、多くの市民の皆様方や関係団体のご協力をいただきながら準備を進めてまいります。皆様のご協力、お願いを申し上げます。

本日も説明申し上げますこれらの施策の推進に、積極的に取り組み、岩出市政の発展に努めてまいりますので、今後とも、議員の皆様方のご理解、ご支援をお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○福山議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第41号 令和2年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について  
～

日程第23 議案第59号 市道路線の認定

○福山議長 日程第5 議案第41号 令和2年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の

件から日程第23 議案第59号 市道路線の認定の件までの議案19件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回ご審議をお願いする案件につきましては、令和2年度決算認定の案件が7件、専決処分の承認を求める案件が3件、条例案件が4件、令和3年度補正予算案件が3件、市道路線の廃止案件が1件、市道路線の認定案件が1件の計19件であります。

初めに、令和2年度決算認定の案件についてご説明をいたします。

議案第41号 令和2年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額が251億6,403万8,129円、歳出総額が244億8,862万8,626円で、歳入歳出差引額は6億7,540万9,503円となりましたが、翌年度への繰り越すべき財源があるため、実質収支額は5億181万3,503円となります。

次に、議案第42号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額が55億5,671万1,326円、歳出総額が54億9,974万4,449円で、歳入歳出差引額は5,696万6,877円となりました。

次に、議案第43号 令和2年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額が34億6,760万7,769円、歳出総額が34億2,080万1,193円で、歳入歳出差引額は4,680万6,576円となりました。

次に、議案第44号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額が9億7,389万7,268円、歳出総額が9億5,881万9,968円で、歳入歳出差引額は1,507万7,300円となりました。

次に、議案第45号 令和2年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額、歳出総額ともに2,631万9,089円で、歳入歳出差引額はゼロ円となりました。

次に、議案第46号 令和2年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定についてであります。まず、剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金が3億3,202万7,265円で、減債積立金に6,612万8,605円を、建設改良積立金に1億1,179万825円を積み立てるほか、資本金に、減債積立金取崩し分として6,387万1,012円、建設改良積立金取崩し分として9,023万6,823円を組み入れるものであります。

次に、決算額につきましては、収益的収入額が10億4,244万4,819円、収益的支出

額が 8 億 1,593 万 3,098 円で、収入支出差引額は 2 億 2,651 万 1,721 円となりました。一方、資本的収入額は 2 億 9,701 万 5,000 円、資本的支出額は 7 億 2,653 万 8,822 円で、収入支出差引額は 4 億 2,952 万 3,822 円の不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金などにより補填をしました。

次に、議案第 47 号 令和 2 年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定についてであります。決算額につきましては、収益的収入額が 9 億 8,182 万 237 円、収益的支出額が 8 億 4,829 万 1,000 円で、収入支出差引額は 1 億 3,352 万 9,237 円となりました。一方、資本的収入額は 23 億 7,892 万 1,630 円で、資本的支出額は 27 億 6,416 万 396 円、収入支出差引額は 3 億 8,523 万 8,766 円の不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金などにより補填をしました。

以上が、令和 2 年度決算認定の案件であります。

次に、専決処分の承認を求める案件についてご説明をいたします。

議案第 48 号 令和 3 年度岩出市一般会計補正予算第 3 号についてであります。既決の予算の総額に 4,138 万 8,000 円を追加し、補正後の予算の総額を 173 億 5,929 万 3,000 円としたものであります。

主な内容は、歳入においては、国の総合経済対策関連事業に係る事業財源について、歳出では、生活困窮者自立支援金給付事業費について補正するものです。

次に、議案第 49 号 岩出市個人情報保護条例の一部改正及び議案第 50 号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を要したものであります。

次に、条例案件についてご説明をいたします。

議案第 51 号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。行政手続における押印の見直しに伴い、関係条例について所要の改正をするものであります。

次に、議案第 52 号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について及び議案第 53 号 岩出市都市計画マスタープラン策定委員会条例の制定についてであります。地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関として、岩出市都市計画マスタープラン策定委員会を設置するため、所要の改正及び制定するものであります。

次に、議案第 54 号 岩出市消防団条例の一部改正についてであります。消防団

員の報酬を引き上げ、処遇改善を図るため、所要の改正をするものであります。

続いて、令和3年度補正予算案件についてご説明いたします。

議案第55号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第4号）についてであります  
が、既決の予算の総額に2億2,773万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を175億8,702万5,000円とするほか、地方債について補正するものであります。

主な内容は、歳入においては、事業の採択等による国県支出金の事業財源のほか、各一部事務組合前年度負担金の返還金などについて、歳出では、財産管理費における用地取得費のほか、市税過年度還付金、児童福祉施設費における委託料等、高等職業訓練促進給付金、新型コロナウイルスワクチン接種等に係る委託料、土木総務費における需用費及び工事請負費、岩出市住宅耐震改修事業費補助金、消防団員報酬、消防施設費における委託料及び工事請負費、那賀消防組合負担金、体育施設費における工事請負費などについて補正するものであります。

次に、議案第56号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
についてであります。既決の予算の総額に1,127万2,000円を追加し、補正後の予  
算の総額を55億3,587万6,000円とするものであります。

主な内容は、歳入においては、国民健康保険事業運営基金繰入金及び診療報酬等  
前年度精算金について、歳出では、令和2年度保険給付費等交付金の精算に伴う返  
還金及び令和3年度国保団体連合会会員負担金について補正するものであります。

次に、議案第57号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）につ  
いてであります。既決の予算の総額に716万2,000円を追加し、補正後の予算の総  
額を35億2,102万8,000円とするものであります。

主な内容は、歳入においては、介護給付費準備基金繰入金について、歳出では、  
過年度交付金の精算に伴う返還金について補正するものであります。

最後に、議案第58号 市道路線の廃止についてにつきましては、市道路線を廃止  
するため、議案第59号 市道路線の認定についてにつきましては、開発行為等によ  
る帰属道路等の5路線を市道認定するため、それぞれ道路法の規定により、議会の  
議決を求めるものであります。

以上をもちまして、提出しました諸議案の説明とさせていただきます。

何とぞ慎重審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○福山議長 これでも市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、議案第41号 令和2年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から議案第  
47号 令和2年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定の件までの議案7件につ

きまして、代表監査委員から決算の審査報告を求めます。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 令和2年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査について、ご報告申し上げます。

令和2年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された令和2年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び附属書類並びに基金の運用状況について審査いたしましたところ、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、それらの計数は関係諸帳簿等と符合し、正確であることを認めます。

次に、令和2年度岩出市水道事業会計及び岩出市下水道事業会計決算審査について、ご報告申し上げます。

令和2年度岩出市水道事業会計及び岩出市下水道事業会計決算審査意見

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和2年度岩出市水道事業会計及び岩出市下水道事業会計決算、事業報告、附属明細書及び関係証書、附属書類を審査いたしましたところ、関係法令等に準拠して作成されており、違法並びに錯誤を認めず、経営成績及び財政状態を適正に表示していることを認めます。

今回、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況については7月15日から7月21日にかけて、また、水道事業会計及び下水道事業会計決算については6月15日に審査に付された歳入歳出決算書等を基に、各課の担当者に説明を求め、令和2年度決算審査を実施いたしました。

審査の概要等については、意見書に添付したとおりでございます。

主な内容として、1点目は、収入未済額等については、前年度と比較して、収入未済額は減少しており、不納欠損額は増加となっている。収入未済額の縮減は、健全財政の財源の確保、負担の公平性、行政に関する信頼性の確保からも重要な課題であります。

今後も滞納者の実態把握と分析を迅速に行い、法的措置をはじめ適正な滞納対策を講じるとともに、不納欠損処分にあたっては、債権の回収を放棄するものであることから、安易な時効による不納欠損処分とならないよう、日常の債権管理を適正に行うとともに、新たな収入未済額の発生を抑制することを含め、より一層効果的な収納対策を講じられたい。

また、水道料金や下水道使用料の収納対策についても、使用者の公平負担の面からも引き続き未収金解消に向け、適正な収納対策を進められたい。

2点目は、財産管理事務については、引き続き適正な管理に努められたい。

3点目は、補助金の交付については、交付に際し、事業内容及び補助の必要性、効果等を十分精査し、交付決定をされるよう努められたい。

4点目は、財務会計事務については、各課においてその根拠となる法令等を十分把握した上で、適正な調定事務や予算執行事務に努められたい。

5点目は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、社会経済活動が深刻な打撃を受け、予断を許さない状況が続いており、地方自治体においては、一段と厳しい財政運営を強いられることが予想される。限られた財源で成果を上げるためには、自主財源の確保や、国・県の補助制度を十分活用した歳入の確保と、職員一人一人のコスト意識と創意工夫により事務事業の見直しを行うなど、より一層効率的・効果的な財政運営に努められたい。としてございます。

なお、令和2年度決算審査の指摘事項は特にございませんでした。

以上で、監査委員の報告とさせていただきます。

○福山議長 これで、決算の審査報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月6日月曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月6日月曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時8分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 3 年 9 月 6 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

令和3年9月6日

| | | |
|-------|---------|--|
| 開 議 | 午前9時30分 | |
| 日程第1 | 諸般の報告 | |
| 日程第2 | 議案第41号 | 令和2年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第3 | 議案第42号 | 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第4 | 議案第43号 | 令和2年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第5 | 議案第44号 | 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第6 | 議案第45号 | 令和2年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第7 | 議案第46号 | 令和2年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について |
| 日程第8 | 議案第47号 | 令和2年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について |
| 日程第9 | 議案第48号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度岩出市一般会計補正予算第3号) |
| 日程第10 | 議案第49号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市個人情報保護条例の一部改正) |
| 日程第11 | 議案第50号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正) |
| 日程第12 | 議案第51号 | 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第52号 | 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第53号 | 岩出市都市計画マスタープラン策定委員会条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第54号 | 岩出市消防団条例の一部改正について |

- 日程第16 議案第55号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第56号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第57号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第58号 市道路線の廃止について
- 日程第20 議案第59号 市道路線の認定について
- 日程第21 発議第3号 難聴者の補聴器購入に対する公的支援を求める意見書の提出について
- 日程第22 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第41号から議案第47号までの議案7件につきましては、質疑、特別委員会の設置及び付託並びに委員の選任、議案第48号から議案第59号までの議案12件につきましては、質疑、常任委員会への付託、発議第3号及び発議第4号の議員提出議案につきましては、提出者の趣旨説明です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○福山議長 日程第1 諸般の報告を行います。

議員から提出のありました議員提出議案は、配付のとおり、発議2件であります。以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第41号 令和2年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
～

日程第8 議案第47号 令和2年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について

○福山議長 日程第2 議案第41号 令和2年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第8 議案第47号 令和2年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、ネット岩出、田中宏幸議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

田中宏幸議員、議案第41号の質疑をお願いいたします。

○田中議員 皆さん、おはようございます。ネット岩出の田中宏幸です。議長の許可を得ましたので、議案第41号 令和2年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、質疑をさせていただきます。

まず1点目ですが、コロナ禍にありまして、市税が減少することはあっても、増加するとは考えにくいのですが、市税が増加した要因をどのように考えているのかお答えください。

2点目、収入未済額が前年度と比較して6%の減になっています。これは滞納対策に努められた成果だと思いますが、具体的な取組の内容はどのようなものなのかお答えください。

3点目、不納欠損額が前年度と比較して13.9%の増となっています。中でも、今回、生活保護費返還金と児童扶養手当返還金で不納欠損となっていますが、その理由はこういったものかお聞きいたします。

4点目、児童生徒が集まる小中学校や多くの市民が集まる公民館や体育館、図書館など、教育関係施設における新型コロナウイルス感染症予防対策事業での対応は、具体的にはこういったものでしょうか。

5点目、GIGAスクール構想の前倒しにより機器の設置は全て完了していると思われませんが、機器の整備及び機器の購入実績はどうか、また、授業で活用するために先生等への研修が必要だと考えますが、研修の状況についてお聞きいたします。

○福山議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 おはようございます。

田中議員のご質疑についてお答えいたします。

まず、1点目の市税が増加いたしましたのは、法人市民税で税率の引下げにより減少しましたが、個人市民税と固定資産税でこれを上回る増加があったからでございます。増加した主な要因につきましては、個人市民税は、納税義務者による増と1人当たりの所得の増によるものでございます。それから固定資産税は、宅地開発と新築・増築家屋の増によるものでございます。

続きまして、2点目の収入未済額を抑制するための取組といたしましては、岩出市税滞納整理基本方針に基づき、搜索を含む財産調査、差押え、公売の実施、現年度課税分の早期着手、それから関係機関との連携、広報、啓発等、徹底した滞納整理を行ってまいりました。その結果、新型コロナウイルス感染症により厳しい状況が続きましたが、徴収率は対前年度0.15%増の97.77%と9市の中で2位となり、収入未済額も前年度と比較して725万9,521円減額の1億3,331万7,279円となりました。

以上でございます。

○福山議長 地域福祉課長。

○中井地域福祉課長 田中議員ご質疑の2点目、収入未済額を抑制するための取組について、被措置者及び扶養義務者徴収費についてお答えします。

この負担金は、養護老人ホームに措置入所した場合、本人及びその出身世帯の扶養義務者の収入等に応じ負担金を徴収するものです。令和2年度収入未済となっている10万8,000円については、扶養義務者の負担金1名分となります。収入未済額を抑制するための取組といたしましては、まずは口座振替の手続を促しますが、納付書を希望された場合でも、対象者が少ないため、未納になった時点で電話催促し、経済的理由等で納付困難などの相談があった場合は、分割納付に応じるなど、きめ細かく対応しております。

○福山議長 子ども・健康課長。

○長倉子ども・健康課長 田中議員のご質疑の2点目、収入未済額を抑制するための取組について、子ども・健康課所管部分では、保育料、放課後児童健全育成事業保育料、保育所主食費、保育所副食費、児童扶養手当返還金、ひとり親家庭等医療費返還金についてであります。保育料につきましては、地方税法に準じて、財産調査や差押え等の徹底した滞納整理を行ってまいりました。その他の債権につきましては、非強制徴収公債権及び私債権に当たるため、差押え等の滞納処分はできませんが、分割で納付していただくなど、個々に応じた対応を行ってまいりました。また、保育料及び保育所主食費、副食費、放課後児童健全育成事業保育料につきましては、本人の申出により、児童手当給付費を滞納分に充てるという取組も行っております。

今後は、裁判所への支払い督促による徴収を進めるなど、徴収強化の徹底に努めてまいります。

続きまして、ご質疑の3点目、児童扶養手当返還金で不納欠損となった理由につきましては、本返還金は、平成22年2月に児童扶養手当受給者1名が障害年金を遡及して受給したことにより、遡及された期間の児童扶養手当が返還となっております。返還金発生後、該当者の収入、財産を調査しましたが、障害年金以外の収入や財産がなく、平成22年7月と平成26年2月の二度にわたり時効の延長を行い、それ以降も財産調査を行ってまいりましたが、本債権については差押え等の強制的な財産処分ができない非強制徴収公債権に当たるため、回収できる資力及び財産がないと判断し、令和2年6月14日に、地方自治法第236条の規定による時効により不納欠損といたしました。

○福山議長 生活支援課長。

○正木生活支援課長 田中議員ご質疑の2点目についてお答えいたします。

生活支援課所管部分の生活保護費返還金については、生活保護法第63条及び生活保護法第78条による返還金等の徴収となります。未収入金については、督促催告状の送付、分割納付等の納付相談、相続人相続放棄等の状況調査、相続人への債務承継通知の送付など、収入未済額の抑制対策に取り組んでおります。

令和2年度の生活保護費返還金の調定67件のうち、分割納付等の納付約束を行っているものは37件あります。今後も納付困難な世帯に対し、分割等計画納付を推進するなど、未収入金対策に取り組んでまいります。

続きまして、ご質疑の3点目についてお答えいたします。

生活保護費返還金の不納欠損については、生活保護法第63条に基づく返還金2件の10万6,682円と、生活保護法第78条に基づく徴収金4件の74万1,895円の合計84万8,577円の6件となります。いずれも法改正前の非強制徴収公債権の時代に支給した保護費であり、令和2年度時点で、死亡、転出等により本市での生活保護を受給していない世帯となります。

不納欠損となった理由につきましては、死亡、相続人の相続放棄、債務者の生活困窮等の理由により納付が困難となり、また地方自治法第236条の規定により、納付義務が消滅したことによるものであります。

○福山議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 田中議員ご質疑の2点目、収入未済額を抑制するための取組はについて、教育総務課所管部分の学校給食費についてお答えいたします。

現年度分につきましては、学校の三者面談時の折衝や児童手当からの納入を進めることで徴収率アップに取り組んでおります。滞納繰越分につきましては、現年度同様に対応することと納入に応じない保護者については、裁判所への支払い督促により徴収しています。

次に、ご質疑の4点目、教育関係施設における新型コロナウイルス感染症予防対策事業での対応はについて、教育総務課所管部分についてお答えいたします。

各教育施設や小中学校で必要な手指消毒液や手洗い用ハンドソープ、拭き取り用の洗剤など、まとめて購入いたしました。小中学校に対しては、学校再開後の6月から使用できるよう、各校共通のものとしては、サーモグラフィ、蛇口レバー、CO₂モニター、特別支援学級用間仕切り兼パーティションを設置し、さらに校長の判断で各学校に必要な感染対策物品、例を挙げますと、手指消毒用のスプレーボト

ルや手洗い用泡石けんボトル、使い捨て手袋、フェイスシールドなどを購入しました。

なお、大勢の市民の皆様と接する機会の多い各教育施設の職員及び管理人、小中学校教職員については、職域接種により2回の新型コロナワクチン接種を完了しております。

続いて5点目、GIGAスクール構想の前倒しによる機器の整備及び機器の購入実績は、また授業で活用するための研修はについてお答えいたします。

小中学校合わせて、大型モニター115台、体育館を含む校内無線LAN環境整備231教室、児童生徒用端末充電保管庫140教室、児童生徒用端末4,767台、小中学校教師用端末168台を購入しました。教職員に対する研修は、令和3年1月15日から令和3年3月10日までに9回実施しております。

○福山議長 生涯学習課長。

○佐谷生涯学習課長 田中議員ご質疑の4点目、生涯学習課所管部分についてお答えします。

生涯学習課が管理する公民館、体育館等の施設は、日頃大勢の市民にご利用いただいております。新型コロナウイルス感染症対策として、施設内の消毒や手指消毒に必要なアルコール等、また検温を行うための非接触型の体温計やサーモグラフィや会議用のパーティション、各種イベントへの入場の際に秩序のある整列を補助するためのパーティションスタンドの購入を行ったところです。

岩出地区公民館、山崎地区公民館、紀泉台地区公民館、根来地区公民館、上岩出地区公民館で、3密防止の観点から、換気対策として、窓に網戸の設置を行い、桜台地区公民館では空調を稼働させながら換気を行うに当たり、設備の老朽化により十分に機能を発揮できないため、空調等の設備を改修し、利用者の利便性を図っております。

○福山議長 図書館次長。

○湯葉岩出図書館次長 田中議員ご質疑4点目についてお答えいたします。

岩出図書館では、利用者に対しましては、入館時のマスクの着用、検温、手指消毒、来館者名簿の作成協力をお願いしております。

図書館側の運営上の対策としましては、受付及びカウンターでのパーティションの設置、カウンター職員の利用者対応ごとの手指消毒、返却本や館内の消毒、また密対策としまして、閲覧席の利用数やイベントでの定員数の縮小などを行っております。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、安全に安心して図書館資料を利用していただけるよう図書消毒器の導入や図書館資料の充実を図るための大活字本の購入、図書館に来館しなくても電子書籍の貸出し、返却ができる岩出市電子図書館「いわでe-Library」の開設を行いました。

○福山議長 再質疑ありませんか。

田中宏幸議員。

○田中議員 再質疑させていただきます。

1点目の市税に関してです。減額する特例措置などが取られたと思うのですが、減収分について国から補填があったのかお聞きします。

それから5点目、GIGAスクールのところなんですけど、授業で活用するための研修を9回したと言われておりましたが、その内容についてお聞きいたします。

○福山議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 田中議員再質疑の市税に関する特例で、減収分が国から補填されたのかということなんですけれども、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う税制改正に伴いまして、自動車税、軽自動車税、環境性能割の税率を1%分軽減する特例が6か月延長され、令和3年3月31日までとなったことに伴う減収分につきましては、全額、地方特例交付金により賄われております。

なお、税制改正において設けられた徴収猶予につきましては、国費による補填はなく、一時的な減収に対応するため、別途地方債の特例が設けられております。また、固定資産税に係る各種軽減につきましては、令和2年度においては該当はございません。

以上です。

○福山議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 田中議員の再質疑、教職員の9回実施した研修内容についてお答えいたします。

端末の学校管理者向け研修を1回実施し、16名参加いたしました。授業支援用ソフトの管理者向け研修を2回実施し、27名参加、授業支援用ソフトの一般職員向けの研修を2回実施し、219名参加、マイクロソフトの基本操作一般職員向け研修を2回実施し、183名参加、タブレットドリルの使い方と学習管理や初期設定の全教員向け研修を2回実施し、226名の参加、計9回で、延べ671名が参加しております。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○福山議長 これで、ネット岩出、田中宏幸議員の質疑を終わります。

2番目、公明党議員団、玉田隆紀議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員、議案第41号の質疑をお願いいたします。

○玉田議員 ただいま議長からお許しをいただきましたので、議案第41号 令和2年度一般会計歳入歳出決算認定について、質疑を行いたいと思います。

今回の令和2年度の一般会計においては、コロナ禍という非常にかつてない環境での予算措置として、各部局によっては様々なご苦勞をされたと思いますが、今回も非常にコロナ対策について、数々の成果が載っております。その中で、一部ですが抜粋して質問したいと思います。

まず1点目なんですが、メール配信事業についてであります。現在、岩出市民の多くの方はこのサービスを利用され、そして、今では様々な情報提供のツールとして、皆様には大変喜ばれているメール配信事業だと思います。現在までに登録件数の推移はどうかと。そしてまた、新たな運用していくという説明がありましたが、どういう内容の運用していくのか、お聞かせください。

2点目に、遠隔手話サービス支援事業について、また、どのような運用体制と支援制度なのか、教えていただきたいと思います。

3点目、教育情報化推進事業について、ICT等の授業実施状況と生徒の反響はどのような反響があったのか、お聞かせください。

4点目に、家庭学習教材購入事業についてであります。教育課程の影響について、どのような影響があるのか、またないのか、お聞かせください。

○福山議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 玉田議員のご質疑、メール配信事業の登録件数の推移と新たな運用内容についてです。

令和元年度末のメールアドレスの登録総数は7,736件であり、令和2年度末は8,589件となっており、登録アドレス数は、平成20年度の事業開始から継続しておおむね増加傾向となっております。令和3年8月31日時点のメールアドレスの登録の総数は1万1,975件となり、前年度末と比較しますと、39.4%の増加となっております。

このメールアドレス数の増加の主な要因は、今年度から新たに運用開始した学校

連絡というサービスです。学校連絡は、コロナ禍ということもあり、小中学校と児童生徒の保護者の方がこれまで以上に迅速に連絡を取り合う手段として、一方的なメール配信機能だけでなく、アンケート機能を有しており、保護者の方の意思を返信により確認することができるものでございます。この機能を利用して、8月には新型コロナウイルスワクチン接種の予約について、保護者の方にご案内を配信し、予約を返信により取っております。

今後も、この学校連絡の機能を活用し、小中学校と保護者の方との情報交換の充実を図ってまいります。

○福山議長 地域福祉課長。

○中井地域福祉課長 玉田議員ご質疑の2点目、遠隔手話サービス支援事業について、どのような運用体制と支援制度かについてですが、この事業は、新型コロナウイルス感染症の状況により、聴覚障害者等が病院への受診等に際して、手話通訳者等の同行が困難な場合、スマホやタブレットを通じて遠隔手話通訳を行うことができるサービスで、タブレットを2台整備いたしました。

運用体制といたしましては、発熱など、新型コロナウイルスの感染が疑われる聴覚障害者等が医療機関を受診する際などに、市へ遠隔手話サービスの利用を依頼し、スマホやタブレットの無料通話アプリ等を使ったビデオ通話機能で、市の手話通訳者と聴覚障害者をつなぎ、医師らとの意思疎通を支援します。また、スマホやタブレットをお持ちでない方が緊急にサービスを利用する場合は、そのときの状況に応じ、ご家族に取りに来ていただくか、直接病院へ届けるなどの方法で貸出しも行います。

○福山議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 玉田議員のご質疑の3点目、教育情報化推進事業について、ICT等の授業実施状況と生徒の反響はについてお答えいたします。

令和3年6月に行った小中学校への端末使用状況アンケートの回答によりますと、小学校では高学年を中心に、授業支援ソフトを使って課題を提示し、解答を提出させたり、意見交換や考え方の共有、写真を撮影して保存し、日記を作成したりしております。また、タブレットドリルを使って漢字の練習や復習に活用しております。

中学校では、技術や数学などで授業支援ソフトを使って課題の掲示と解答の共有を行ったり、特別支援学級において、文字をキーボードで入力することで書くことの困難さ克服に役立っております。

また、小中学校の教員が会議などでも使用しており、現在の目標は週に二、三回

程度、授業の中で使用することとなっております。

児童生徒の反応は、大型モニターを活用することで見やすく、授業への集中力が増したり、発表できなかった生徒が、タブレットだと発表できたりしております。また手書きによる入力も可能なので、小学生も意欲的に取り組んでおります。

続いて4点目、家庭学習教材購入事業について、教育課程の影響については、令和2年3月から5月末までの3か月間に及ぶ学校臨時休業がありましたが、教育課程の履修漏れはございません。各学校において選定いたしました教科書に準拠した問題集を購入したことにより、教員のプリント作成にかかる労力が削減できたり、児童生徒も臨時休業中でも家庭学習で当該学年の学習を予習として進めることができました。学校再開後も、補充学習や復習用教材として学校でも使用いたしました。

その結果、学校再開後すぐに行った令和2年度岩出市学力調査結果において見られた算数、数学の学力低下は、令和3年度岩出市学力調査結果において回復しております。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、公明党議員団、玉田隆紀議員の質疑を終わります。

3番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第41号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 おはようございます。

41号について、令和2年度一般会計決算、この分については6点お伺いをしたいと思います。

まず1点目は、市税の収入未済額の点についてであります。

先ほど取組という点については、議員のほうからもございました。令和2年度については、岩出市内の収入未済額というのが1億3,000万円というような状況になっていますが、この点についてはどのような点から生じた点があるのか、その要因は何かという点について、まずお聞きをしたいと思います。

2点目については、昨年度については、新型コロナの対応、これについて大きな対応が求められる、そういう年でした。この点については補正予算も計上されてくるという中で、予備費、この活用について市としての見解はどうかという点、この点をお聞きしたいと思います。

3点目については、プレミアム商品券、この構成については新型コロナ対応とい

う部分も含まれると思いますが、この点では市の反省点という点のところについては周知が至らなかったという点があったとされてきています。この点についてはどのように、昨年度実施したプレミアム商品券について、反省点というものを総括したのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

4点目についても、浸水対策事業というところを見てみますと、資材不足による繰越しを生じたんだということが書かれています。基本的には、計画をずっと立てていながら、なぜ資材不足となる事態、こういう状況に至ったのかという点、この点についてお聞きをしたいと思います。

5点目については、ごみの減量化、この点については、まさに岩出市としての課題だと思うんです。この点については思うような成果が現れていないというふうな状況だと思います。今後の減量化施策については、どのような対策を市として取ろうとしているのかという点、この点についてお聞きをしたいと思います。

6点目については、不用額というものが、かつてない大きな金額になってきています。6億7,000万円も生じているという点について、まず監査委員さんとしての見解、この見解はどのような見解をお持ちだったのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 増田議員のご質疑についてお答えいたします。

1点目の市税の収入未済額1億3,000万円の要因についてです。

先ほどの田中議員への回答とも重なるところもございしますが、岩出市税滞納整理基本方針に基づき、搜索を含む財産調査、差押え、公売の実施、現年度課税分の早期着手、関係機関との連携、広報啓発等、徹底した滞納整理を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続いたこともあり、1億3,331万7,279円の収入未済額となっており、ご迷惑を申し上げます。

○福山議長 財務課長。

○西浦財務課長 ご質疑2点目、予備費の活用に対する見解についてお答えいたします。

令和2年度の補正予算において、増額補正した予備費1億5,000万円のうち4,613万4,000円を充用し、新型コロナウイルス感染症対策事業を実施しました。不用額は1億386万6,000円生じておりますが、増額計上した予備費については、本市における新型コロナウイルス感染症による影響等に対し、補正予算の成立を待たず、機

動的に対策事業を展開することができるよう備えたものであることから、特段問題はあるとは考えておりません。

○福山議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 増田議員ご質疑のプレミアム付商品券についてお答えいたします。

プレミアム付商品券事業につきましては、短時間での事業実施となったことから、周知期間が短く、市民の方々から購入できなかったなどのお声もいただいております。なお、昨年度の反省点を踏まえ、本年度実施のプレミアム付商品券事業については、実施主体である商工会と連携を密にし、早期から市広報、市及び商工会ウェブサイト、新聞折り込みや地方情報紙などを活用し、広く周知を図っているところです。

○福山議長 土木課長。

○金川土木課長 増田議員ご質疑の4点目についてお答えいたします。

資材不足による繰越し理由については、全国的な橋梁長寿命化事業の推進や建設ラッシュにより高力ボルトの需要が逼迫し、その確保に期間を要したためです。またそれに加え、在庫不足を懸念した建設会社が在庫確保を行ったため、全国的な過剰発注が続き、供給が追いつかなくなったためです。

以上です。

○福山議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 ご質疑の5点目についてお答えします。

ごみ減量化の令和2年度実績といたしましては、家庭系可燃ごみでは、ごみ有料化前の平成23年度と比較して19.2%の減量であり、令和2年度までのごみ処理基本計画の基準年度である平成12年度と比較した場合は21.7%の減量となっており、一定の成果は出ているものと考えております。

一方、粗大ごみや事業系ごみを含めた総ごみ排出量では、ごみ有料化前の平成23年度比較で0.9%の減、処理基本計画の基準年度である平成12年度と比較した場合には6.1%の増加となっており、総ごみ量、排出量のごみ減量化は思うように進んでおりません。

今後は、新たに策定した令和3年度から令和12年度までの一般廃棄物ごみ処理基本計画に掲げた達成目標を見据え、家庭系ごみについては、これまで取り組んできた小学校環境出前講座やリサイクル工房などにより、市民に見える啓発に継続的に取り組んでまいります。

また、事業系ごみに対しては、経済活動を伴うものであり、それぞれの事業所の現状に応じた減量対策が必要であると認識し、事業所訪問等により実態把握に努め、実態に応じた減量対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、事業系ごみについては、引き続き訪問指導等に努めてまいりますが、経済活動を伴うものであり、今後、新たな事業所の出店や業種の状況等による経済状況等の変化に対応し、計画期間内においても状況に見合った達成目標の見直しも視野に入れ、取り組んでまいります。

○福山議長 代表監査委員。

○安居代表監査委員 増田議員の質疑にお答えいたします。

不用額が6億7,000万円も生じている点について、監査委員としての見解はということでございます。

令和2年度一般会計の不用額は6億7,563万7,374円で、前年度比1億4,152万461円の増となっております。不用額が増加した主な要因は、新型コロナウイルス感染対策事業の備えとして増額計上した予備費の不用額1億3,581万6,000円などとなっております。

監査委員といたしましては、財政が厳しい中でございますので、財源の有効な活用を図るために、今後とも不用額が多額生じないように適切な予算の算定を行って、効率的な予算執行に努めていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 幾つかはお聞きをしたいと思います。

2点目の予備費関係なんですけど、先ほど1億5,000万を組んで1億1,000万ぐらいが、4,619万円充用したんだということが報告されました。しかし言われていたように1億1,000万円、これについてはそのまま残されたという点があります。市民の点から見ますと、この予備費活用ですね、この点についてなぜこのようなお金を残す必要があったのかという点、この点について、市として先ほどは何も問題がなかったんだというような答弁ありましたけれども、1億1,000万円というお金がありながら施策を打たなかった理由というのはなぜなのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

あと、5点目のごみの減量化なんですけど、この点については、市民のところについては、若干進んだという点が報告されています。しかし企業系ごみですね、企業

系ごみ関係については、この間立入検査、そういう調査なんかもするんだということなんかも報告されてきていますけれども、令和2年度については、各企業においてどのような立入調査を行ってきたのかと。また、その内容についてはどのようなことを行ってきたのかという点をお聞きしたいと思うんです。

あと、6点目の不用額の点です。この点では、今、有効活用を図るべきだという認識を持っておるといふ点も言われました。この点では監査委員さんとして、不用額の監査ですね、監査についてはどのような視点で、どのような不用額について監査をしたのかというその内容ですね、その内容について改めてお聞きをしたいと思うんです。

それと、今言われたような指摘事項ですね、感じておられるというような点を監査報告の中に報告されなかった、この点についてなぜなのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

補正において、予備費増額したものに對しましては、新型コロナウイルス感染症による影響等に対し、補正予算の成立を待たず、緊急的に、機動的に對策事業を展開することができるよう備えたものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました事業については、去年度から限度額をめぐり對策事業を各種行っておるところでございます。對策事業を行っておらないということではございません。

以上です。

○福山議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 増田議員の再質疑、ごみの減量化、事業系のごみに対する取組ということについてでございます。

事業所につきましては、訪問等により実態調査に努めることを目的として行っておりますが、今回、コロナ禍の関係もございまして、できるだけ訪問ちょっと控えたというところもございます。なお、エコショップ、エコオフィスということにつきまして、啓発、広報等を行い、改めて岩出市の減量に対する取組に対する理解を求めていったというところがございます。

なお、事業所につきましては、事業所、平成12年度当時の計画の基準年度である当時から、事業所数の増加、これがかなり大きくなってございますので、引き続き

現状把握に努め取り組んでまいりたいと考えております。

○福山議長 代表監査委員。

○安居代表監査委員 増田議員の再質疑にお答えいたします。

1点目の今回の不用額の件について、どのような視点で行ったかという点でございますが、これにつきましては、歳入歳出それについては、財産の移動の増減の理由、処理、それが適切かどうかという視点から聞き取りをしております、特に大きな不用額の点については、先ほどの予備費の点のように、なぜこのようになったのかという点についても、質問いたして回答をいただいております。

それから2点目でしたか、監査報告、決算の審査報告に、その点に触れてないんじゃないかという点でございますが、確かに金額的に申し上げますと、多額の不用額ということが言えるかと思いますが、過去の比較とかいろいろとしてみますと、大体前年に比べて25.6%の不用額出ておりますが、この要因は先ほど申しました新型コロナウイルス対策の事業費が1億何ぼあったということですね。しかしながら全体の予算との比率でいきますと、元年度と2年度の比率でいきますと、むしろ0.27ポイント下がっているということでございまして、理由は正当な理由でありますので、特に触れてはございません。

以上です。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 不用額の点についてお伺いをしたいんですが、先ほど監査委員のほうからも有効活用という部分については、やっぱりしっかりと活用図るべきだということも言われました。この点については、岩出市として、この不用額という点が、今年度、このような額が生まれてきているという点についての、岩出市としての認識ですね、この点について、最後に市としての見解、認識についてお伺いしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

不用額に関しましては、令和2年度におきましては、コロナ対応等の特殊な事情等がございましたが、健全財政の堅持を、市のほうの財政運営を軸としてまして、行財政運営に取り組んできております。不用額に関しましては、全庁的にコスト意識を持ちまして、事業を執行したことによるものが大半であると考えておりますの

で、こちらの不用額に関しまして、先ほどから有効利用というふうにご質疑いただいておりますが、こちらの分に関しましては、決算認定を経まして、繰越金といたしまして、令和3年度歳入歳出に編入して、財源的に適切に対応していきたいと考えております。

○福山議長 これでは、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第41号から議案第47号までの議案7件に対する質疑を終結いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号から議案第47号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条の規定により、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第47号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条の規定により、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました議案第41号から議案第47号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう期限をつけることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第47号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう期限をつけることに決しました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定で、歳入金整理簿、歳出金整理簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲を併せて行う権限を決算審査特別委員会に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項

の規定で、歳入金整理簿、歳出金整理簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲を併せて行う権限を決算審査特別委員会に委任することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、議長において指名いたしたいと思っております。

それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、決算審査特別委員会委員に、梅田哲也議員、井上慶久議員、田中宏幸副議長、奥田富代子議員、尾和正之議員、大上正春議員、増田浩二議員、以上7人を指名いたします。

ただいま選任いたしました委員の皆様には、通知をいたします。本日、本会議終了後、決算審査特別委員会を招集しますので、委員会室において正副委員長の互選をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第3号）～

日程第20 議案第59号 市道路線の認定について

○福山議長 日程第9 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第3号）の件から日程第20 議案第59号 市道路線の認定の件までの議案12件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、ネット岩出、田中宏幸議員、質疑時間60分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

田中宏幸議員、議案第55号の質疑をお願いいたします。

○田中議員 議案第55号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第4号）で質疑をさせていただきます。

まず、1点目、4款1項2目の委託料についてです。

このシステム改修の内容についてお聞きします。

そしてもう一つ、接種委託料と接種体制確保事業委託料の増額の理由について、お聞きいたします。

それから2つ目として、9款5項3目の工事請負費についてですが、大宮緑地運動公園に整備する初心者用スケートボード練習場というのは、今回、東京オリンピックで四十住さくら選手が岩出初の金メダルを獲得されました。本当におめでとうございます。この影響もあって、この練習場ができれば、かなりの方が増えると思いますので、この練習場はどういったものなのか。そして大宮緑地運動公園の中の場所、面積、そして形状など具体的にお願います。

そして、もう一つが、岩出市でスケートボードをしている方は何人ぐらいあるのか、分かっているだけで結構ですので、お願いします。

それから、この練習場の運営及び管理方法についてお聞きいたします。

○福山議長 答弁願います。

子ども・健康課長。

○長倉子ども・健康課長 田中議員のご質疑の1点目、4款1項2目の委託料についての1番目、システム改修の内容はにつきましては、令和2年10月から新たに定期接種化されたロタウイルスワクチン予防接種の記録情報について、令和3年6月の国のデータ標準レイアウト改正に伴い、市町村間でマイナンバー情報連携が可能となったことから、本市のシステムをデータ標準レイアウトに対応させるためのシステム改修を行うものです。このシステム改修により転入前に受けたロタウイルスワクチン予防接種記録に関する情報を転入前市町村から迅速かつ正確に受け渡しできるようにになります。

○福山議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 田中議員ご質疑の1点目の2番目、4款1項2目の委託料について、接種委託料と接種体制確保事業委託料の増額理由はについてでございますが、接種委託料につきましては、さきに国の示した単価2,070円に、7月31日までの接種を促進するための加算として、時間外の接種に対し730円を、休日、土曜、日曜、祝日の接種に対し2,130円を加えることとされ、その引上げ分の費用を計上したものでございます。

接種体制確保事業委託料につきましては、接種予約を受け付けるコールセンターの費用及び医師の接種に係る勤務支援分に対応するための費用でございます。

○福山議長 生涯学習課長。

○佐谷生涯学習課長 田中議員ご質疑の2点目の1番目については、大宮緑地総合運動公園の西側テニスコートと多目的広場の間にある敷地に整備するもので、面積にして約470平方メートル、形状としてはL字型で、初心者用の平坦な練習場とな

ります。

2番目については、岩出市スケートボード協会に問い合わせたところ、協会に登録されているのは16名ということですが、個人でスケートボードの練習をしている人数までは把握できないとのことであります。

3番目については、岩出市でスケートボードに親しむ市民は、岩出市スケートボード協会に所属している方だけでなく、個人的に練習している方もおります。練習場を利用する場合は、団体、個人にかかわらず、ほかの種目同様、所定の申請手続をしていただくこととなります。

○福山議長 再質疑ありませんか。

田中宏幸議員。

○田中議員 1点目の接種委託料についてですが、今答弁ありましたとおり、平日ですと2,070円に730円を足して2,800円、それから休日、土曜日、日曜日、祭日が2,070円プラス2,130円ということで4,200円ということによろしいんですか。

それから、今回の補正予算で12歳以上の岩出市民全員に接種できるのか、お聞きいたします。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 田中議員の再質疑にお答えいたします。

接種委託料の金額につきましては、ご指摘のとおりとなっております。

また、2番目の12歳以上の接種対象者に対して、金額は大丈夫かということでございますが、私どものほうで、目安としては80%の接種率を目途として算定してございます。もしその数値等が大幅に伸びれば、補正予算等も視野に入れながら、適切に対応してまいります。

以上です。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、ネット岩出、田中宏幸議員の質疑を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開いたします。

休憩 (10時34分)

再開 (10時48分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

2番目、公明党議員団、玉田隆紀議員、質疑時間50分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員、議案第53号の質疑をお願いいたします。

○玉田議員 それでは、議長の許可を得ましたので、議案第53号 岩出市都市計画マスタープラン策定委員会条例の制定について、質疑を行いたいと思います。

まず1点目に、委員会では何を行うのか、お聞かせください。

2点目に、任期はいつからか、また委員の候補の詳細についてお聞かせください。

3点目、計画の策定はいつか、また策定まで何回委員会を開催する予定なのか、お聞かせください。

○福山議長 答弁願います。

都市計画課長。

○西岡都市計画課長 玉田議員のご質疑にお答えいたします。

委員会では、本市の都市計画に関する基本的な方針である岩出市都市計画マスタープランの策定及び変更について、各分野の方々から幅広い視野と専門的見地をもって計画案の審議、検討を行っていただきます。

委員の委嘱については、令和3年10月を予定しております。また、委員候補については、学識経験者として、大学教授1名、各種団体として、区・自治会長会、農業委員会、J A紀の里、商工会、観光協会、土地家屋調査士会、文化財保護審査会、女性会議、電力会社、ガス会社、通信会社で11名、関係行政機関として、警察、消防、県、市上下水道局で4名、合計16名を委員候補として想定しております。

計画については、令和5年3月の策定を予定しております。また、委員会開催数については、策定までに4回程度、委員会を開催する予定であります。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第55号の質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 続いて、議案第55号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第4号）について、7款1項1目土木総務費について質疑を行いたいと思います。

まず1点目に、具体的な植樹場所についてお聞かせください。

また2点目に、種類や本数、また記念プレート等は設置するのか。

3点目、コロナ禍でセレモニー等を行う予定があるのか、お聞かせください。

○福山議長 答弁願います。

土木課長。

○金川土木課長 玉田議員のご質疑にお答えいたします。

桜の植樹場所につきましては、四十住さくら選手の名前にちなんで、桜の名所であります根来寺周辺地域及び大宮緑地総合運動公園付近の紀の川右岸堤防沿いを計画しています。

なお、堤防敷については、出水等災害時の非常用土砂の備蓄として、側帯を整備、拡幅した箇所となります。

桜の種類につきましてはソメイヨシノです。本数につきましては、植樹式用1本、その他100本程度、名板1基を計画しております。

セレモニーにつきましては、桜の植樹式として、四十住選手のご予定もありますが、桜の最適な移植時期であります年明けの1月から2月頃に、簡素なセレモニーを想定しております。

○福山議長 再質疑ありませんか。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 最適な植樹時期が1月から2月ということなのですが、その理由について教えていただけますか。

○福山議長 答弁願います。

土木課長。

○金川土木課長 玉田議員の再質疑にお答えいたします。

桜、落葉樹の移植時期は、葉が落ちてからの11月から2月です。冬になると全て葉を落とし、休眠期に入ります。葉っぱがついていると、逆に植木に負担がかかります。また、休眠中は根が活動を止めるため、移植を行っても植木に負担がかからない時期ということで考えております。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第59号の質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 続いて、議案第59号 市道路線の認定について、質疑を行いたいと思います。

1点目、今回の認定路線について、公共下水道に接続されるのはどの路線なのか。

2点目に、宮2号線と交差する東西の道路は通学路になっていると思うんですが、

横断歩道の設置の必要性はないのか、お聞かせください。

○福山議長 答弁願います。

土木課長。

○金川土木課長 玉田議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目、公共下水道に接続しているのは、開発に伴う認定路線、根来102号線、高塚23号線、安上28・29号線、全てです。なお、宮2号線については、沿線に宅地がないことから、埋設予定はありません。

次に、2点目の通学路の横断歩道につきましては、地元宮区から設置要望があり、市としても危険と判断したことから、岩出警察署に設置要望をしております。

○福山議長 再質疑ありませんか。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 通学路の横断歩道について、岩出署に設置要望を行っているということなのですが、現在の進捗についてお聞かせください。

○福山議長 答弁願います。

土木課長。

○金川土木課長 玉田議員の再質疑にお答えいたします。

岩出警察署において交通量調査をしていただき、登下校時に交通量が多いことから、8月上旬に和歌山県公安委員会に対し、横断歩道等安全対策を上申していただいております。

なお、岩出警察署からは通常2か月程度で判断されると聞いております。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、公明党議員団、玉田隆紀議員の質疑を終わります。

3番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第55号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 議案第55号 令和3年度一般会計補正予算について、6点の部分について質疑をさせていただきます。

まず1点目は、用地購入費、これについては市役所用地というような説明がされています。この購入場所と用地の広さですね、どれぐらいの広さなのかと。それと、今の市役所の駐車場用地、これがさらに広くなるというふうに考えていいのかどうか、この点をまず1点目、お聞きしたいと思います。

2点目、3点目については保育所関係です。保育所のICTシステムの環境整備委託料というものが計上されています。この委託の内容について、どのようなものなのかという点。それと保育所に外国語の翻訳機、これを予定していると説明がありました。購入の予定台数と、どのような活用の方法を考えているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

4点目については、保健衛生事故調査会という部分が計上されていますが、この調査会の立ち上げ時期、この時期をいつと見込んでいるのかと。それと、保健衛生事故調査会、これについては個別に調査会が必要ではないかというような記事なんかも見受けられたんですが、これについては、岩出市として、今回のワクチン対応について、個別に調査会というものが必要だというふうに捉えているのか、それともワクチン接種事故、これが今後起きた場合、これについては全て対応する調査会というふうに捉えていいのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

5点目については、東公園の設計、また東公園プール、これについては解体をするというようなことが言われましたが、消防施設費というところで予算が計上されてきています。その理由について、なぜなのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

6点目については、先ほども質疑がありましたけれども、大宮緑地公園内にスケートボード場をつくるというふうに説明をされていましたが、場所と規模、これについては先ほど若干説明がありました。施設の内容について少しお伺いをしたいんですが、なぜ初心者用というふうに限定をされたのか、この点をお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 議員ご質疑1点目の用地購入費についてお答えいたします。

今回計上の用地購入費につきましては、市役所の駐車場を拡大することを目的に、市役所敷地の南西側2,786平米を購入するものでございます。

○福山議長 保育所総括所長。

○福田保育所総括所長 増田議員ご質疑の2点目、保育所ICTシステムの委託の内容はにつきましては、公立保育所4園において、園児の体調管理や登降園管理及び保護者との連絡を図るために導入する保育業務システムの設定費用、研修会の費用、帳票等取込費用、コールセンターの業務費用の委託費となります。

次に、ご質疑の3点目、外国語翻訳機の購入予定台数と活用方法はにつきましては

は、公立保育所4園において、それぞれ1台、計4台の購入を予定しております。

活用方法につきましては、現在、公立保育所において、4世帯の翻訳機を必要とする外国人の保護者を持つ園児が在籍しておりますので、主に保護者との連絡及びコミュニケーション用としての活用を考えております。

○福山議長 子育て世代包括支援センター長。

○塩中子育て世代包括支援センター長 増田議員のご質疑の4点目、保健衛生事故調査会の立ち上げ時期は、個別に調査会が必要なのか、ワクチン事故事例全てに対応する調査会なのかについてお答えいたします。

本会は昭和52年に立ち上げられた調査会になります。また、本調査会については、岩出市が実施する母子保健法に基づく母子保健事業、健康増進法に基づく成人保健事業、予防接種法に基づく予防接種事業など、保健衛生事業全般で発生した事故について必要な際に開催できる調査会になります。

予防接種におきましては、予防接種健康被害救済制度に基づく医療費請求がありましたら、速やかに対応し、開催するものです。

○福山議長 総務課長。

○木村総務課長 増田議員ご質疑の東公園の設計、プール解体を消防施設費での計上理由についてお答えいたします。

令和3年第2回定例会の一般質問でもご答弁いたしましたように、東公園はプールの跡地を利用し、災害発生時には一時避難場所としての機能を備えた防災公園として整備する計画であることから、消防施設費で計上してございます。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

まず通告に従い、お答えいたします。設置場所は大宮緑地総合運動公園のテニスコートと多目的広場の間にある敷地に整備するもので、規模につきましては、面積にして約470平米、形状としてL型で、初心者用の平坦な練習場ということになります。

なぜ初心者用かと、こういうご質疑でございますが、大宮緑地総合運動公園、河川敷でございます。河川法の許可の範囲において整備するものでございますので、形状としてフラットにならざるを得ないということでございます。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点目の市役所の用地購入については、市役所の南西部2,786平米と言

われました。大体台数でいうと、何台分ぐらいが置けるような形になるのでしょうか。この点を1点目としてお伺いをしたいと思います。

それと、5点目の東公園関係なんですけど、これ現時点で結構ですんで、全体的な整備の中身、内容について改めてお聞きをしたいと思いますというふうに思います。

それと、6点目のところなんですけど、今、初心者用という部分に、岩出市としては限定するというようなことを言われているんですけど、こういった施設、実際には初級者とか中級者、上級者、こういう場をつくってこそ、いろんなスケートボード愛好家の利用が見込めるんじゃないかというふうに思うんですけど、その点について、市として、こういうスケートボード全体についての広めていくという部分についての考え方について、市としてはどのように認識した上で設計をしていくのかという点。

それと、四十住さんが今回金メダルを取られたという部分の中で、こういった部分、これをつくっていく上では、四十住さんの意見とか、またスポーツ愛好家の意見やアドバイス、こういうものについてはどのように参考にされていくのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

それと、利用料金については幾らぐらいの利用料金を見込んでいるのか。それと、ナイター施設というように、テニスコートなんかではナイターというようにものなんかもあるんですけど、今回のこういう部分を計画していく上では、ナイターという部分、照明設備、こういう部分なんか、夜間練習したいという人もあるんじゃないかというふうにも思うんですけど、そういう点では、ナイターという部分についてはどのように考えておられるのかと。

それと、実際には、このスケートボード場を利用する場合、フェンスなり、何らかの形で周りを囲んでいく、そういうようなことなんかは市としてどのように考えておられるのかという点、この点についてお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 再質疑にお答えいたします。

既存の駐車場の区画との関係もございまして、100台前後の増加を見込んでおります。

○福山議長 総務課長。

○木村総務課長 再質疑にお答えいたします。

東公園で現時点の内容ですが、トイレ、備蓄倉庫、あずまや、かまどベンチなど、

計画してございます。詳細につきましては、今後、設計を進めていく中で決めていきたいと考えてございます。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 再質疑にお答えいたします。

まず、今回のスケートボード練習場ですけれども、これまで岩出市内において、こういった練習場がありませんでした。いろんな場所で練習していたということもありまして、近所の方々から、やっぱり苦情というのも寄せられておりました。今回、四十住さくら選手が金メダルを獲得した。もちろんこのこともございますが、こういったことへの対応という面もございます。

それから、四十住選手等からの提案等いただいておりますが、先ほどお答えしましたように、河川法の許可の範囲において整備するものがございます。そういうことで形状がフラットにならざるを得ないということがございます。そういうご意見をもしいただきましたら、また今後の検討課題にしたいと思っております。

それから、フェンスを造ったり、ナイター設備とかいうことでございますけれども、大宮緑地総合運動公園内にあるということで、他のテニスコートとか、サッカーグラウンドとか、いろんなものと一緒になっているわけございまして、いずれにしても、我々、今回のスケートボード場、練習場、これを運営するに当たって、完成時期を12月と、このように考えてございます。そういう中で、利用時間、利用料金、禁止事項、注意事項、こういったものを円滑に運営していくためのルールづくりをしていきたいと、このように考えてございます。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、利用料金の点なんかにはちょっと触れておられなかったんですが、12月に完成するということであれば、来年の3月に条例が出てくるという、そういう認識でいいんでしょうか。その点だけお聞きしたいと思っております。

○福山議長 答弁願います。

教育長。

○湯川教育長 再々質疑にお答えいたします。

条例改正等、手続が必要になれば、早い段階では12月の議会でいけるのではないかと思います。

○福山議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第48号から議案第59号までの議案12件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第48号から議案第59号までの議案12件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第21 発議第3号 難聴者の補聴器購入に対する公的支援を求める意見書の提出について

日程第22 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

○福山議長 日程第21 発議第3号 難聴者の補聴器購入に対する公的支援を求める意見書の提出の件及び日程第22 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出の件の発議2件を一括議題といたします。

発議第3号に対する提出者の趣旨説明を求めます。

玉田隆紀議員、演壇でお願いいたします。

○玉田議員 発議第3号 難聴者の補聴器購入に対する公的支援を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和3年9月6日提出

| | | | |
|-----|---------|----|----|
| 提出者 | 岩出市議会議員 | 玉田 | 隆紀 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 増田 | 浩二 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 梅田 | 哲也 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 山本 | 重信 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 田中 | 宏幸 |

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

本文の朗読は省略させていただき、提案理由の趣旨を申し上げます。

難聴者にとって補聴器はコミュニケーションの手段として、生活を営む上で非常に重要で欠くことのできないものとなっています。

現在、国では、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度により、補聴器の購入に要する費用の一部を支給しているが、補装具費の支給制度の対象とならない軽

度、中等度難聴者の補聴器購入に対して、全国統一の公的支援制度を構築するよう意見書を提出するものであります。

各議員におかれましては、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、説明といたします。

○福山議長 ご苦労さまでした。

次に、発議第4号に対する提出者の趣旨説明を求めます。

田中宏幸副議長、演壇でお願いいたします。

○田中副議長 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年9月6日提出

提出者 岩出市議会議員 田中 宏幸

賛成者 岩出市議会議員 玉田 隆紀

賛成者 岩出市議会議員 梅田 哲也

賛成者 岩出市議会議員 山本 重信

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣

本文の朗読は省略させていただき、提案理由の趣旨を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地方財政は来年度においても財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、防災、減災などの課題のほか、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、財政需要に見合う財源が求められます。

その財源確保のため、地方財政の充実確保が強く望まれるところであり、地方税制改正において、必要な措置が取られるよう意見書を提出するものであります。

各議員におかれましては、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、説明といたします。

○福山議長 ご苦労さまでした。

これで、提出者の趣旨説明は終わりました。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月14日火曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月14日火曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時20分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 3 年 9 月 1 4 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

令和3年9月14日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和3年度岩出市一般会計補正予算第3号)
- 日程第3 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて  
(岩出市個人情報保護条例の一部改正)
- 日程第4 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて  
(岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)
- 日程第5 議案第51号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第52号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第53号 岩出市都市計画マスタープラン策定委員会条例の制定について
- 日程第8 議案第54号 岩出市消防団条例の一部改正について
- 日程第9 議案第55号 令和3年度岩出市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第56号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第57号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第58号 市道路線の廃止について
- 日程第13 議案第59号 市道路線の認定について
- 日程第14 請願第2号 公立那賀病院の産科医師の確保を求める請願書
- 日程第15 議案第60号 岩出市教育委員会委員の任命について
- 日程第16 発議第3号 難聴者の補聴器購入に対する公的支援を求める意見書の提出について
- 日程第17 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 日程第18 委員会の閉会中の継続調査申出について

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第48号から議案第59号までの議案12件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、請願第2号につきましては、厚生文教常任委員会の請願審査報告、報告に対する質疑、討論、採決、議案第60号の追加議案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、発議第3号及び発議第4号の議員提出議員につきましては、質疑、討論、採決、それと委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○福山議長 日程第1 諸般の報告を行います。

9月6日の本会議終了後、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行い、委員長に井神慶久委員、副委員長に奥田富代子委員が選出されました。

次に、本日の会議に市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第60号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第3号）～

#### 日程第13 議案第59号 市道路線の認定について

○福山議長 日程第2 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第3号）の件から日程第13 議案第59号 市道路線の認定の件までの議案12件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案12件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いいたします。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。

それでは、総務建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

9月6日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市個人情報保護条例の一部改正）の外議案8件

です。

当委員会は、9月8日水曜日、午前9時30分から開催し、審査について、総務部門終了後、建設部門を実施いたしました。

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）、議案第51号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第52号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第53号 岩出市都市計画マスタープラン策定委員会条例の制定について、議案第54号 岩出市消防団条例の一部改正について、議案第55号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分、議案第58号 市道路線の廃止について、議案第59号 市道路線の認定について、以上8議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第50号は承認、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号の所管部分及び議案第58号は可決、議案第59号は認定しました。

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市個人情報保護条例の一部改正）については、討論の後、賛成者多数で承認しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市個人情報保護条例の一部改正）では、条例改正が必要となった理由は。について。

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）では、法律改正に伴う条例改正は、今後もあるのか。について。

議案第51号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、署名と記名押印の違いは。また、署名か記名押印を求める場合と記名だけでいいとする場合の基準は何か。について。

議案第52号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、前回、都市計画マスタープランを策定したときの委員報酬はどのように対応したのか。について。

議案第53号 岩出市都市計画マスタープラン策定委員会条例の制定については、委員の任命時期はいつ頃か。また、第1回目の委員会開催時期はいつ頃を予定して

いるのか。策定作業は職員が中心となっていくのか。民間事業者に委託するのか。委員は都市計画審議会委員との兼任もあるのか。について。

議案第54号 岩出市消防団条例の一部改正については、階級によって引上げ額に差がある理由は。成り手不足が深刻化した場合は、さらに引上げをするのか。年額としている出動手当を実際の出動状況に応じたものにしないのか。について。

議案第55号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分では、財産管理費の用地購入費に関して、購入する用地の場所はどこか。戸籍住民基本台帳費の会計年度任用職員に関する費用に関して、任用期間はいつまでか。また、任用する理由は。土木総務費の工事請負費における桜の植樹について、これまで紀の川の堤防敷に植樹はできなかったと思うが、今回、植樹ができるようになった理由は。また、どれくらいの範囲に植樹するのか。住宅耐震改修事業費補助金について、増額する理由は。について。

議案第58号 市道路線の廃止について及び議案第59号 市道路線の認定については、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 皆様、おはようございます。

それでは、厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

9月6日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第3号）の外議案3件です。

当委員会は、9月9日木曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施いたしました。

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第3号）、議案第55号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分、議案第56号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第57号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上4議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第48号は承認、議案第55号の所管部分、議案第56号及び議案第57号は可決いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第3号）では、質疑はありませんでした。

議案第55号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分では、市立保育所ICTシステム環境整備委託料に関して、システム導入のメリットは。また、導入に当たって現場の意見を参考にしたのか。保健衛生事故調査会委員報酬に関して、委員はどのような方か。新型コロナウイルスワクチン接種委託料に関して、現在の接種率は。また、職域接種に係る費用も含まれているのか。保育所一般備品購入費における外国語翻訳器について、全ての市立保育所に配備するのか。また、何か国語の翻訳ができるのか。体育施設費の工事請負費におけるスケートボード練習場について、使用方法や使用料などの詳細は。について。

議案第56号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、及び議案第57号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）では、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第3号）の件、議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）の件、議案第51号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件、議案第52号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第53号 岩出市都市計画マスタープラン策定委員会条例の制定の件、議案第54号 岩出市消防団条例の一部改正の件、議案第55号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の件、議案第56号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計

補正予算（第1号）の件、議案第57号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）の件、議案第58号 市道路線の廃止の件、議案第59号 市道路線の認定の件、以上、議案11件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案11件に対する討論を終結いたします。

議案第48号及び議案50号から議案第59号までの議案11件を一括して採決いたします。

この議案11件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号及び議案第50号は、原案のとおり承認、議案第51号から議案第58号までの議案8件は、原案のとおり可決、議案第59号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市個人情報保護条例の一部改正）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第49号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について、反対の討論を行います。

この議案に関しては、大本にはデジタル庁設置法案が関係するものです。デジタル関連法案について、最大の問題点は、個人情報の保護という観点で欠落していることにより、国民のプライバシー権を侵害する法案内容となっています。衆議院内閣委員会と総務委員会の連合審査では、日本共産党の本村伸子議員が、独立行政法人の住宅金融支援機構から民間の住信SBIネット銀行へ、年収、家族構成、職業、郵便番号など、約118万人分の加工された個人情報が、住宅ローンの審査モデルに本人の同意もなく、個人が特定されかねない情報として提供されていた実態が報告されました。

匿名加工した個人情報の利用、活用案を都道府県や政令市に義務づけるオープンデータ化は、個人情報の保護、プライバシー権において、問題があることが問われています。デジタル庁設置法案の内容は、行政が特定の目的のために集めた個人情報を企業のもうけの種として利用し、成長戦略につなげようとするもので、個人情報の保護を求める住民の願いに応えた自治体独自の取組をも根本から変えてしまう

ものです。

現在、多くの自治体の条例は、オンライン結合による個人情報の提供を原則禁止しつつ、必要な場合には各自治体の審議会などに諮問する規定を設けていますが、データの利活用を求める企業等にとって、活用しやすい仕組みに変えるものとなっています。

デジタル庁は、人員500人のうち100人以上が民間出身者です。特定企業に都合のよいルールづくりなど、官民癒着がさらに広がる危険性すら指摘されています。

デジタル関連法案では、1点目に、国や自治体が事務処理に使う情報システムの共同化、集約、2点目に、マイナンバー制度の情報連携等の拡大、3点目に、個人情報保護法制の一元化、4点目に、強力な権限を持つデジタル庁の設置という4つのツールを使って、データを集積し、利活用を推進しようとしています。中心となるデジタル社会形成基本法案では、国と自治体の情報システムの共同化、集約の推進を掲げ、デジタル庁が整備し、統括、管理する全国的なクラウドの仕組みを全省庁だけでなく、全国の自治体に使わせようとしています。

マイナンバーの利用拡大のために、医師、看護師、保育士、税理士などの国家資格の免許、登録などの情報も追加をされ、利便性をアピールしながら、個人情報をさらに集積しようとしています。

情報システム標準化法案でも、情報システムの共同化、集約を促しており、自治体の業務内容、国のシステムに合わせることを目的としており、このことは自治体独自の施策を抑制することになり、地方自治を侵害しかねません。

この議案については、デジタル庁設置において、権限を総務大臣から内閣総理大臣へ移すものです。プライバシー権の保護の視点や企業のもうけに利用される面をはじめ、地方自治を侵害するデジタル庁設置法案に連動した条例改正ですので、反対といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市個人情報保護条例の一部改正）について、私は賛成の立場で討論いたします。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所管大臣の変更及び引用条項の号ずれを改正するものであり、改正により条例の趣旨内容が変わるものではありません。必要な改正でありますので、私はこの議案に賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第49号に対する討論を終結いたします。

議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり承認されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 請願第2号 公立那賀病院の産科医師の確保を求める請願書

○福山議長 日程第14 請願第2号 公立那賀病院の産科医師の確保を求める請願書の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願に関し、請願審査報告書が提出されていますので、厚生文教常任委員長から報告を求めます。

厚生文教常任委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 厚生文教常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会に付託され、継続審査となっていた請願は、請願第2号 公立那賀病院の産科医師の確保を求める請願書です。

当委員会は、9月9日木曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて請願書の審査を行いました。

討論の後、挙手による採決を行った結果、賛成者少数により不採択となりました。

以上が、委員会での請願書の審査の経過と結果です

○福山議長 ご苦労さまでした。

以上で、厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

請願第2号 公立那賀病院の産科医師の確保を求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

井神慶久議員。

- 井神議員 請願第2号 公立那賀病院の産科医師の確保を求める請願の採決に当たり、反対の立場で討論をいたします。

公立那賀病院の現状を聞いたところ、全国的に産科医師の減少が問題視される中、和歌山県立医科大学においても産科医局への新たな入局者が少なく、さらに県内の関連病院以外の民間病院への個人就職などにより、医局員が減少している状況であります。

このような状況下で、和歌山県も介入する中、大学医局としては、県内の全ての関連病院に、安全なお産を提供できる体制のため医師配備が困難との判断で、公立那賀病院や有田市立病院の産科では分娩中止を余儀なくされ、さらに分娩再開に当たっては、県立医科大学から産科医師の安定的な供給がなされた後、助産師を確保するために一定の期間が必要であるため、すぐに実現する可能性は低いとのことであります。

また、産科医師確保の取組については、令和2年12月の和歌山県議会定例会において、岩出市選出の北山慎一議員が一般質問され、和歌山県福祉保健部長から、和歌山県として産科医師確保のために様々な取組を行っており、これを推進し、引き続き地域の公立公的病院へ勤務する産科医師の確保に努めると答弁されております。

よって、ごく近い未来、実現の可能性が低いこと、また既に和歌山県として取り組んでいること、また那賀病院経営事務組合の管理者である紀の川市、岩出市、両市長ともいろいろと取り組んでいただいていることから、時間的猶予が必要であると考えておりますので、今回提出された請願書につきましては、現時点において、採択すべきではないと申し上げ、私の反対討論といたします。

- 福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

市來利恵議員。

- 市來議員 請願第2号 公立那賀病院の産科医師の確保を求める請願書に賛成の立場で討論を行います。

那賀病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療において重要な役割を果たしています。その中でも産婦人科診療は、子供を安心して出産できる診療科でもあり、岩出市内でお産ができる病院、医院というのがない状況の中、公立那賀病院は市民にとっても大変重要なところではあります。

身近な地域において安心して出産できる産婦人科がないことは、市民、そして市においても大きな損失であると考えます。

岩出市子ども・子育て事業計画の中にある基本目標の1つでもある安心して産み育てることができる環境づくり、この理念を求めるとするならば、県に対し議会から声を上げることは必要だと考えます。

全国的に医師不足について起こっている問題、この認識はございますが、那賀病院での産科休止となり、岩出市としても市長会を通じ、国や県に要望書を提出していると、過去の私の一般質問に対しお答えになっています。

市議会としても後押しするべきだと考えます。地元から声を上げることが、医師確保に向けた取組をさらに前進させる、動かす力になるのではないのでしょうか。

安心して身近な施設で出産したいと願う声に耳を傾け、地元の声を県に上げていくことが、市民が安心して子供を産み育てる環境へとつながっていくと考えます。

よって、この請願に賛同を求め、賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、請願第2号に対する討論を終結いたします。

請願第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○福山議長 起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第60号 岩出市教育委員会委員の任命について

○福山議長 日程第15 議案第60号 岩出市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 ただいま議題となりました、議案第60号 岩出市教育委員会委員の任命についてであります。現教育委員会委員の西口政雄氏が令和3年9月30日をもって退任されることに伴い、後任の教育委員会委員として明治宏和氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

明治宏和氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○福山議長 これより質疑に入ります。

議案第60号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第60号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第60号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

議案第60号に対する討論はありませんか。

(なし)

○福山議長 これをもって、議案第60号に対する討論を終結いたします。

議案第60号 岩出市教育委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○福山議長 起立全員であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 発議第3号 難聴者の補聴器購入に対する公的支援を求める意見書の提出について

○福山議長 日程第16 発議第3号 難聴者の補聴器購入に対する公的支援を求める意見書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発議第3号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第3号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第3号 難聴者の補聴器購入に対する公的支援を求める意見書の提出の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第3号に対する討論を終結いたします。

発議第3号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○福山議長 起立全員であります。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣に提出しておきます。

~~~~~○~~~~~

日程第17 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

○福山議長 日程第17 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発議第4号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第4号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

- 増田議員 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について反対の討論を行います。

現在、新型コロナの広がり、全国的に大きく広がり、国民生活はさらに疲弊し、医療崩壊の危機が叫ばれています。国として国民の命と暮らしを守る責任を果たすと同時に、地方自治体への税源確保が求められるものです。

この点においては、意見書の趣旨内容に書かれている地方自治体としても、新型コロナ対策をはじめ経済対策、市民生活を守るための社会保障施策、市民が安全・安心に暮らしていくための施策が地方自治体に求められており、1点目の国の地方一般財源の総額において、経済財政運営と改革の基本方針2021における令和3年度地方財政計画水準を下回らない財源確保を求めている点と、5点目の炭素に係る税を創設、または拡充する場合には、地方自治体へ地方税や地方譲与税として税源を配分することについては必要なことであり、財源確保を求めて国に意見書进行することは賛同できます。

しかしながら、2点目の固定資産税に関係した新型コロナウイルス感染症対策として実施された緊急経済対策の特例措置を今年限りで終了を求める点については、新型コロナの広がりが続いている中で、さらなる特例措置の延長こそ求められる必要性があるものと考えます。

3点目の固定資産税における課税標準額における負担調整措置についても、令和3年度限りで終了を求めています。国として必要なものとして自治体に実害がないように負担調整が行われていたものであり、自治体として住民負担が元に戻ることがないよう、行政努力に活かす上でも国の措置制度は必要ではないでしょうか。

4点目に書かれている自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減も令和3年度限りとして、さらなる延長は行わないことを求めています。負担軽減施策の打切りを国に求めることは、国民や市民に新たな負担を担わせることとなります。

この意見書には賛同できる部分もありますが、各種施策の打切りを求め、市民負担につながる内容が含まれておりますので反対といたします。

- 福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

三栖慎太郎議員。

- 三栖議員 発議第4号について賛成討論を行います。

コロナ禍による厳しい経済情勢が続き、地方自治体の財政状況は、来年度におい

ても大幅な財源不足が見込まれます。地方自治体は、住民の安全と福祉を守る責務を有しており、財源の大幅減は住民サービスの縮小にもつながりかねません。

地方自治体が、感染症対策、住民の暮らしにおいて必要なサービスが提供できるよう地方財政の充実確保について、国に強く要望する必要があると考えます。

よって、私は本議案に賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、発議第4号に対する討論を終結いたします。

発議第4号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣に提出しておきます。

~~~~~○~~~~~

日程第18 委員会の閉会中の継続調査申出について

○福山議長 日程第18 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務建設常任委員長、厚生文教常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月16日木曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月16日木曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時10分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 3 年 9 月 1 6 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

令和3年9月16日

|      |       |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 諸般の報告 |
| 日程第2 | 一般質問  |

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○福山議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として追加の出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○福山議長 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、7番、福岡進二議員、10番、玉田隆紀議員、5番、奥田富代子議員、9番、大上正春議員、13番、市來利恵議員、14番、増田浩二議員、6番、尾和正之議員、以上7名の方から通告を受けております。

なお、分かりやすく質問をするため、市來利恵議員から資料等印刷物の配付許可の申出がありましたので、会議規則第148条の規定により、議長においてこれを許可し、お手元に配付しています。ご了承願います。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で一般質問を行います。

今議会では、新型コロナウイルス接種の促進について、投票率の向上及び選挙における感染症対策について、下水道事業についての3点お伺いいたします。

最初に、新型コロナウイルスワクチン接種の促進について質問をいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症拡大が進む中、日々、医療の最前線で患者さんの治療にご尽力をいただき、またワクチン接種においてご尽力いただいております医療関係者の皆様、市職員の皆様に改めて敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、現在、デルタ株による第5波が全国的に急拡大しています。和歌山県においても、連日、2桁感染者が発生しており、全国各地で過去最高数値が報道されています。政府では、コロナ対策の最も効果的な手段としては、やはりワクチン接種の早期接種とされています。感染が広がる中、いかに感染を防ぎ、重症化を抑えていくか、時間的にも猶予がないものと認識しております。

今回の質問は、当市のワクチン接種をどのようにして効果的かつ効率的に早く終わらせるか、その手段を探っていくためにお聞きするものであります。そのためには、まず現状と課題を明確にすることであり、その上でその課題をどのように解消をしていくかを考えていく必要があると思います。

そこで、まず岩出市のワクチン接種の状況についてお伺いいたします。

市長の行政報告で、ワクチン接種を希望される65歳以上の高齢者は、7月末をもってほぼ完了されていますが、その対応には苦慮されたことと思います。その後、接種券については、7月16日まで、12歳以上の皆様に発送されています。

そこでお伺いいたします。1点目、現在、当市において対象者数と接種率について、年代別と全世代数はどうか、お伺いいたします。

次に2点目、現状、当市では集団接種と個別接種で対応していますが、いずれもコールセンターを通しての予約が必要になっています。私の知る限りでは、なかなかコールセンターにつながらないことで、予約を諦めたというような人も聞いていますが、現状の年代別申込み状況はどうなっているのか、お答えください。

次に3点目、ワクチン接種の方法としては、一般接種と特定接種の2つの方法があり、今回の新型コロナでは、政府は一般接種方式を採用して、優先接種するのは医療従事者のみで、あとは年齢等で振り分けて接種するとなっています。しかし、振り返って考えてみますと、この方法が正しかったのか、少し疑問に思うところがあります。これまでクラスターが発生しているところは、病院、老人介護施設、保育所、スポーツクラブ、塾等、いろんな施設で発生しています。クラスターが発生している場所、施設はいずれも日頃から多くの方が出入りしている施設であります。

こういうことから考えますと、日頃、多くの人と接する機会のある職種の方は、感染という意味では大変リスクの高い職種であり、こういった職種の方には優先してワクチン接種をすべきではなかったかと思っています。

当市に置き換えますと、例えば、学校の先生、保育所、園の保育士、子供のスポーツする場の指導者等は、日頃から多くの子供たちに囲まれています。一般接種で

はなく、特定接種の方式で、そういった職種の方々から段階的に接種していくことを事前に決定して、周知していくべきでなかったかと今になって思うところであり  
ます。

国の方針は一般接種ですので、なかなか変更することは難しいと思いますが、実  
際ワクチン接種を接種する市町村としては、より効果的で効率的な接種方法を検討  
していくべきと思いますが、市としての方針等があればお答えください。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。

福岡議員ご質問の1番目、新型コロナウイルスワクチン接種の促進についてにお  
答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症に罹患された市民の皆様に心からお見舞いを  
申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈り申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、現在、いわゆる第5波が押し寄せて  
きており、県のまとめでは第4波を大きく上回る感染状況であります。特に30代ま  
での若年層の割合が高くなってきております。このような状況の中、岩出市といた  
しましてワクチン接種を推進してまいりました。

9月9日時点で、全世代の対象者のうち64.5%の方が1回目の接種を、48.7%の  
方が2回目の接種を終えております。65歳以上の高齢者に対する接種が90%を超え  
る一方、若い世代の接種が進んでいない傾向があることから、一人でも多くの方に  
ワクチンを打っていただけるよう、小中学校、保育所などの保護者や妊婦に直接働  
きかけ、接種勧奨の取組を進めているところであります。

また、集団接種において、夜間接種や予約なし接種など、市民の利便性に配慮し  
た実施方法を計画しております。市といたしましては、本年10月中に対象者の80%  
の方に接種できるよう取り組んでまいります。そのために一層周知啓発を進めると  
ともに、接種しやすい環境づくりに努めてまいります。

議員の皆様には置かれましては、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当部長のほうから答弁させます。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 福岡議員ご質問の1番目、新型コロナウイルスワクチン接種の  
促進についての1点目、対象者数と接種率について、年代別と全世代総数ではにつ  
きましては、9月9日現在における2回目の接種実績で12歳から19歳までは、対象

者4,469人、接種率8.3%、20歳から29歳までは、対象者数5,620人、接種率22.7%、30歳から39歳までは、対象者数5,859人、接種率25.0%、40歳から49歳までは、対象者数7,995人、接種率32.3%、50歳から59歳までは、対象者数8,197人、接種率47.9%、60歳から64歳までは、対象者数3,294人、接種率65.4%、65歳以上は、対象者数1万3,234人、接種率90.1%であり、全世代の総数は、対象者数4万8,668人、接種率48.7%となっております。

続いて2点目、現状の年代別申込み状況はにつきましては、8月31日現在で見ますと、集団接種で1回目、9月25日接種分から、2回目、10月30日接種分に対し、12歳から19歳までは483件、20歳から29歳までは339件、30歳から39歳までは330件、40歳から49歳までは501件、50歳から59歳までは392件、60歳から64歳までは71件、65歳以上は23件であり、全世代の合計は2,139件となっております。

また、個別接種では、1回目、10月1日接種分から、2回目、10月30日接種分に対し、12歳から19歳までは417件、20歳から29歳までは493件、30歳から39歳までは469件、40歳から49歳までは742件、50歳から59歳までは479件、60歳から64歳までは100件、65歳以上は67件であり、全世代の合計は2,767件となっております。

続いて3点目、より効果的で効率的な接種方法の検討はにつきましては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の実施体制について、国は特定接種の枠組みではなく、予防接種法の臨時接種の特例として、住民への接種を優先する考えに立ち、簡素かつ効率的な接種体制を構築するとの方針を示しております。

これに基づき接種順位として、医療従事者等を最上位とし、次いで高齢者、続いて基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者を位置づけました。市では、国のこの方針に沿い、集団接種及び個別接種によりワクチン接種を進めてまいりました。国の定める順位による接種の一方、市として、高齢者、障害者の居宅サービス等の職員、また小中学校や保育所、幼稚園等の職員、商工関係などに対する職域接種を併せて実施し、感染拡大防止に努めております。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 年代別の接種率をお答えいただきましたが、やはり年代によって大きな差があります。早期完了を目指していく上において、今後の考え方としては、接種率が悪い年代の方にピンポイントで啓発していく必要があると思います。

私は、ただ単に早くワクチンを接種しましょうというだけではなく、データを示して、こういう根拠だから早く接種してくださいと説明するほうが聞くほうも分か

りやすいと思いますし、今後につながるのではないかと思います。

当市においては、年代別の接種率だけではなく、年齢別の陽性者数やPCR検査数等も含めて、当市内におけるワクチン接種に関する各種データがあるのであれば、これを根拠にして啓発の方法もいろいろと考えられると思いますが、市の取組についてお伺いします。

また、どうしたら接種率を上げて早く完了できるのか。いろんなデータを駆使して、市民の皆様に分かりやすく説明することで理解も得られると思いますし、協力もしていただけるものと思いますので、一日も早くワクチン接種を完了して、市民の皆様が安心して暮らせるよう頑張りたいと思いますので、市としての考えをお聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問に対する答弁なんですけども、先ほどの市長の答弁にもございましたとおり、若い世代のワクチン接種が進んでいない傾向があることから、市民の皆様接種してもらいやすい環境を整えるという観点から、一昨日夕方のNHKニュースや昨日の新聞で報道されておりましたとおり、夜間の集団接種と事前予約が不要な集団接種を岩出市総合保健福祉センターで来月実施いたします。

また、ワクチンが有効であるということをも市民の皆様にも正しく伝えるという観点から、特に若い世代の方なんですけども、近隣の県立高校や中高一貫制の私立高校を訪問し、ワクチンの有効性を示した手づくりのチラシを先生方から生徒さんに配布していただくようお願いしました。また、市内のコンビニエンスストアやスーパーマーケット、ドラッグストアや金融機関等に対し、集団接種が10月末で終了する旨を説明したポスターを店舗内に掲示していただくよう依頼するとともに、従業員の皆様にも接種をお願いするなど、周知啓発に努めております。

○福山議長 再々質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 ワクチン接種に対する当市の考え方についてご答弁いただきました。デルタ株に加えてラムダ株というような変異種も報道されています。これからはいろんな変異株が出てくるものと思いますが、昨年からの1年半、何のデータもない中、日本中が手探り状態で新型コロナに向き合ってきました。しかし、1年半が過ぎ、変異するとはいえ、新型コロナウイルスそのものの特徴や性質等の知識も蓄積されてきたと思います。

私は、これまで市の職員さんをはじめ市民の皆様がどのように対応してきたのか、このことはきちんと記録に残しておくべきものと思います。そして、今後、何十年、何百年後に、こういうことがあった場合、どのようにしたら効果的に対応できるのか。今回のデータを今後の伝染病対策に生かしていけるよう、岩出市に残しておくことが求められると思いますので、これまでの流れ、対応を取りまとめていただきたいと思います。市の見解をお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再々質問に対してお答えいたします。

今回の新型コロナウイルス対策に当たり、様々な文書を作成しており、関係の文書につきましては、市の文書管理規程に基づき適切に保管しており、今後も保管してまいります。

○福山議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に2番目、投票率の向上及び選挙における感染症対策について質問いたします。

投票率の向上につきましては、令和元年第2回定例会において一般質問をさせていただきましたが、その後の確認も含めてお聞きいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大が依然として収束しない中、直近で執行が予定されているのは衆議院議員選挙で、衆議院議員の任期は令和3年10月21日までです。現在の状況を考えますと、コロナ禍の下で選挙を執行することになる可能性が大であり、当市でのコロナ禍での選挙は初めて行われます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、私たちの生活は様々な制約を受けていますが、その中で行う選挙に対する取組について質問させていただきます。

当市の衆議院小選挙区選出議員選挙の投票率は、平成26年12月執行では45.57%であり、平成29年10月執行では46.84%とほぼ同じであります。両選挙とも50%を切るなど、全国的な選挙離れの影響もあり、今後も投票率は下落していくことが予測されます。特に10代、20代の投票率については、20%前後と非常に低い数字となっています。

そこでお伺いいたします。前回の一般質問では、総務省の示す事例、また他市町村の状況も参考にさせていただき、岩出市として取り入れられるものは取り入れ、

また改善すべきものは改善しながら、効果的な啓発活動に努めてまいりたいと答弁をいただきましたが、この投票の下げ止まりを図るべく、新たな啓発活動等の取組についてお伺いいたします。

次に２点目、投票所及び開票所における感染症対策について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、令和２年３月４日に総務省自治行政局選挙部長名で発出された「選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」の通知の中で、各選挙管理委員会においては、地域の実情に応じ、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の観点から、投票日当日、投票所に選挙人が集中することを避けるため、期日前投票の積極的な利用の呼びかけを検討することなど記載されていました。

現在、ワクチン接種が始まっていますが、若者世代への接種は完了されていない状況であると予測され、選挙当日は新型コロナウイルス感染症の影響が続いていることと思われまます。

そのため他の市町村では、人と人との接触を減らし、換気の徹底をする。また投票用紙の記入に当たっては、使い捨て鉛筆を使うなどの取組を行っているところもあります。

また、当市の投票所は公民館等大小様々な投票所があり、大きさや広さによって有権者同士の間隔、距離も違いますし、換気の時期、タイミングも違ってくると思われます。

そこでお伺いいたします。本市として、３密を避け、安心して投票所に来ていただけるように、どのような工夫をされていくのでしょうか。また、投票所や開票所に関わる職員や立会人の皆さんには長時間の執務になり、不安な方もあると思しますので、今回の選挙における感染症対策の取組について、併せてお伺いいたします。

次に３点目、衆議院小選挙区選出議員選挙の期日前投票は、平成26年では11.38%であり、平成29年では20.14%と、執行するたびに増加傾向にあります。しかし、今回執行される選挙についても、新型コロナウイルス対策として、当日、投票所の混雑を避け、期日前投票を利用する有権者がさらに増えると予測されます。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、投票したいが感染症が怖いので投票所には行きたくないなどの声も聞いています。

こうした状況を考慮しますと、先ほども申し上げましたが、総務省からの通知においても、選挙人の分散を図る観点から、期日前投票所の増設など混雑回避について十分留意するよう示されていますが、従来からの当市の期日前投票所は市役所だ

けであり、狭い場所で行われていました。また、全国的に期日前投票が増加しており、今後の選挙においても増える傾向でもあり、本市も同様であると考えます。

そうしたことから、令和元年第2回定例会において、期日前投票所の増設について一般質問させていただきましたが、そのときは期日前投票所の増設については、引き続き検討すべき課題と捉えて、総合的に検討しますとの答弁をいただきました。

そこでお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、当市の期日前投票所の増設を検討する時期に来ているのではないかと考えますので、市の見解をお伺いいたします。

次に4点目、当市の第14投票区である岩出市総合保健福祉センターは、現在、ワクチン接種会場として全館を使用している状況です。

そこでお伺いいたします。今後もワクチン接種会場として使用するとなれば、この投票所はどのようになるのか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○高井選挙管理委員会書記長 福岡議員2番目のご質問、投票率の向上及び選挙における感染症対策についてです。

1点目の新たな啓発活動などの取組については、選挙管理委員会といたしましては、投票率の低下傾向に歯止めをかけるべく、各選挙時には選挙チラシを作成し、新聞折り込みによる各戸への配布、公共施設への懸垂幕や横断幕、のぼり旗の掲出、市内放送やメール配信サービス、市の広報紙やウェブサイトの活用による啓発活動を行っているところです。新たな啓発活動への取組については、国や他市町村における先進事例の状況を参考としながら、コロナ禍でもできる効果的な啓発活動に取り組んでまいります。

2点目の投票所ではどのような工夫をするのか、また投票所及び開票所における感染症対策はについてです。

投票所における感染症対策の具体例といたしましては、投票所への手指消毒液の設置、投票所受付への飛沫感染防止パネルの設置、投票所内の定期的な換気、事務従事者及び立会人へのマスク着用の徹底及び手袋やフェイスガードの配備、記載台や手すり、机などの定期的な消毒、筆記用具として投票所において使い捨てクリップペンシルの配備だけでなく、選挙人持参の鉛筆やシャープペンシルの使用も可能とするなどの感染症対策を講じてまいります。

また、開票所における感染症対策としましては、開票事務従事者同士の間隔を確

保するため、配置人数を従来よりもできる限り少ない体制で、マスク及び手袋の着用などの対策を講じながら開票作業を行うこととしております。

3点目の期日前投票所の増設について、コロナ禍において選挙管理委員会といたしましても、これまで検討してきたところですが、商業施設などへの設置は、岩出市内には適当な施設がないこともあり、現在のところ実施する予定はありません。引き続き期日前投票所の増設について検討すべき課題であるというふうに捉えているところです。

4点目の岩出市総合保健福祉センターの投票所はについてです。

議員ご質問のとおり、第14投票区の投票所である総合保健福祉センターは、10月末まで新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場として使用される予定と聞いております。選挙管理委員会といたしましては、ワクチン接種は感染防止対策の非常に重要な柱であると認識しておりますが、選挙権は国民の最も重要な参政権であり、基本的な権利でもあることから、選挙人が投票所を間違ふことのないよう、これまでどおり総合保健福祉センターに投票所を設けたいと考えております。

既にワクチン接種の担当部局と調整を行い、ワクチン接種事業と並行して投票所を設けた場合の選挙人の駐車場の確保や投票所までの誘導方法等、看板の設置など、協議を進めているところでございます。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 期日前投票所については、投票日が近づくにつれ混雑する傾向にあると思われまふ。期日前投票を利用される方には、早めの投票を呼びかけるとともに、時間別の混雑状況の目安を市ウェブサイト等で周知してはどうでしょうか。市の見解をお伺いいたします。

次に、コロナ禍において、少しでも安心して投票所に来ていただき投票していただくためにも、有権者の方に事前に投票所での感染対策を事前にお知らせすることが必要であると考えますので、情報発信の方法等はどのようにされようとしているのか、お伺いいたします。

最後に、先ほども申し上げましたが、初めてのコロナ禍での選挙でもあります。改めて、今回の衆議院議員選挙に対して、安心して投票できる投票所運営等について、新たな環境づくりがあれば再度お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○高井選挙管理委員会書記長 福岡議員の再質問についてお答えします。

まず1点目の期日前投票を利用される方に時間別の混雑状況など、情報を市ウェブサイトで周知してはどうかということについてですが、期日前投票の利用者は年々増加傾向にあることから、選挙管理委員会といたしましては、期日前投票所を利用される方々の混雑解消と投票所の密を回避ため、直近に実施された選挙における期日前投票所の日別の混雑状況や投票日当日の時間別の混雑状況を市ウェブサイトにてお知らせし、混雑する日や時間帯を避けて投票にご協力いただけるよう、選挙人に向けて情報発信を行ってまいります。

また、期日前投票所では間隔を空けて並んでいただけるよう、床に目印となるステッカーを貼ったり、投票所内が混雑しないよう、状況に応じて誘導員が入場制限を行うなど、選挙人同士が密にならないように、感染症対策を実施してまいります。

続いて、2点目の投票所での感染症対策について、事前に市民に向けて情報発信をしてはどうかについてです。

選挙管理委員会が行う感染症予防対策については先ほど答弁いたしました。選挙人の方が安心して投票所に来ていただけるよう、感染症対策の具体例を入場券や啓発チラシ、市ウェブサイトなどに掲載し、感染予防策の周知を図ってまいります。

一方で、投票に来ていただく選挙人へのお願いとして、投票所内でのマスク着用やせきエチケット、手指の消毒、来場前及び帰宅後の手洗いなど、感染症対策に関する協力依頼について、市ウェブサイトなどで周知を図り、安心・安全に投票に参加していただけるよう情報発信を行ってまいりたいと考えております。

最後に、3点目の改めて衆議院議員選挙に対し、安心して投票ができる投票所の運営など、新たな環境づくりということですが、選挙管理委員会といたしましては、今回の衆議院総選挙が、コロナ禍で行う初めての選挙執行となってまいります。先ほど答弁いたしました投票所などの感染症対策や選挙人への情報提供などを徹底して実施するとともに、選挙人が安心して投票できる環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に3番目、下水道事業について質問いたします。

本市の公共下水道事業の全体計画は、市内のほぼ全域で、面積1,420ヘクタール、人口5万3,200人を処理する計画で、平成13年度から工事に着手し、計画的に区域を拡大しながら、令和12年度完成に向け事業が進められています。

先般の市政懇談会広報紙の市長挨拶では、令和3度末で累計布設面積839ヘクタール、工事進捗率59%の予定となっていました。公共下水道事業は多額の費用をかけて整備する社会資本であり、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全という整備目的を達成するためにも、工事完了後、速やかに全ての方々に接続していただく必要があります。

しかし、現在、少子高齢化の進展に伴い、単身高齢者世帯が増加しているとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済が悪化し、生活困窮者が増加している状況です。当市においても、経済的な理由などから、接続が困難である方が多いと聞いていますが、日本下水道協会では全国の人口普及率は79.7%と発表されていました。

そこで1点目として、当市の下水道供用開始区域の接続率はどのようになっているのでしょうか。また、法令で定められている接続までの期間3年が経過している未接続件数はどのくらいあるのでしょうか。そして、市では未接続の理由を把握されていると思いますが、どのような理由で接続されていないのか、主なものをお伺いいたします。

次に2点目ですが、公共下水道は先ほども申し上げましたとおり、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を目的にしており、そのため区域内の方々に接続していただいで効果が発揮することになります。しかし、下水道整備事業は多額の初期投資を要する事業であるため、財源として下水道使用料の確保や費用負担の公平性の観点からも、接続率の向上を図らなければなりません。

そうしたことから全国的な下水道整備については、その建設に要する投資額が非常に大きく、またその財源を企業債で賄い続けている結果、単年度の経営は黒字であったとしても、企業債償還金の返済のために資金不足となり、それを総務省で定められている基準を超えての一般会計からの繰入金、いわゆる基準外繰入金で賄っている自治体も多いと言われています。

そのような状況の中、市政懇談会広報紙によると、令和2年度末で公共下水道起債残高は127億1,529万6,954円、市全体債務額192億5,102万4,388円の約66%を占め、工事費の償還金等合計のうち7億4,527万2,000円を一般会計から繰り出しされました。

そこでお伺いいたします。工事費用の財源については、工事ごとによって割合は変わってくると思いますが、国、県、市等の負担割合は、概算で結構ですので、どのようになっているのでしょうか。また、本市の下水道事業の財政状況は、現在どのようになっているのか、お伺いいたします。

次に3点目ですが、本市では岩出市排水設備工事助成金交付要綱が平成20年10月に制定され、公共下水道供用開始後3年以内に排水設備の改造工事を行う場合、助成の対象となり、供用開始後1年以内に接続した場合、7万円、2年以内に接続した場合、5万円、3年以内に接続した場合は、3万円の助成金を受けられます。

しかし、現在、新型コロナウイルス感染症拡大以降、社会情勢は長引く景気低迷に加え、雇用環境の悪化等により、日常生活における様々な面で不安を感じている市民も多くおり、国の施策である雇用調整助成金の拡充が失業者の抑制につながり、一旦景気回復の兆しを見せたものの、最近では新型コロナウイルスのデルタ株の感染急拡大で経済の先行きが不透明であり、明るい展望を見いだせない状況となっています。そうしたことから先ほども申し上げましたが、経済的な理由などで接続が困難な方もいますので、少しでも助成金が増えることによって、速やかに下水道への接続をしていただけるものと考えます。

そこでお伺いいたします。下水道において、維持管理に要する財源は使用料の確保が最も重要であり、接続率の向上が喫緊の課題であると考えますので、特に生活困窮者のためにも、供用開始後1年以内に接続した場合、助成金限度額の見直しについてお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○黒井上下水道局長 福岡議員3番目のご質問、下水道利用についての1点目、下水道供用開始区域の接続率及び期間3年を経過している未接続件数は、また未接続の理由はについてお答えいたします。

供用開始区域内の令和2年度末の人口接続率は60.7%、平成29年度以前に供用開始し、3年を経過した区域内における令和2年度末の未接続件数は2,905件です。また、未接続の理由につきましても、戸別訪問によるアンケート調査から、接続費用が高いや現状で間に合っているなどが主なものと把握しております。

2点目の工事費用の負担割合は、また下水道事業の財政状況はについてお答えいたします。

令和2年度決算における工事費の負担割合につきましても、国庫補助金が37.2%、

企業債が57.9%、受益者分担金及び負担金が2.7%、残り2.2%が一般会計からの繰入金となっております。また、財政状況につきましては、下水道事業は、令和2年度から地方公営企業法に基づく会計処理を行っており、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出に区分されています。令和2年度決算におきまして、収益的収入及び支出の差は、税抜きで2,363万3,238円、資本的収入及び支出の差は、税抜きでマイナス2億760万7,007円。この差を合わせますと、マイナス1億8,397万3,769円で赤字決算となっております。また、収益的収入と資本的収入の合計は、税抜きで32億3,315万1,522円で、このうち一般会計からの繰入れが7億4,527万2,000円となっており、収入全体の23.1%を一般会計からの繰入れで賄っている非常に厳しい財政状況となっております。

本市では、住みやすい魅力あるまちをつくるため、生活環境の改善や紀の川等の公共用水域の水質保全に不可欠な公共下水道の整備を積極的に進めており、一人でも多くの方に利用していただくことで、下水道の効果が発揮されるものと考えております。

今後も計画的に下水道を整備するとともに、接続可能な新規宅地開発を取り込むことで、普及促進と接続率の向上を図り、経営基盤の強化に努めてまいります。議員各位におかれましても、下水道の普及促進及び接続率の向上にご協力賜りますようお願い申し上げます。

3点目の生活困窮者のためにも助成金限度額の見直しはについてお答えいたします。

本市の助成金制度は、水洗便所を普及し環境衛生の向上を図るため、早期の接続を促進する目的で、供用開始後3年以内の排水設備工事の一部を助成する制度となっております。平成20年の供用開始から13年が経過し、多くの市民の方にこの制度を活用していただいているため、新旧利用者の公平性の観点からも、助成制度の見直しは考えておりません。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 下水道事業についてご答弁いただきましたが、工事費用は多額の初期投資を要する事業で、厳しい財政状況であると感じました。そこで3点について再質問いたします。

先ほど、接続率が60.7%、未接続が2,905件との答弁がありましたが、下水道法では供用開始の告示から3年以内に接続しなければならないことになっています。

しかし、供用開始されたにもかかわらず、接続されていない方に対しては、今後、市としてどのように対応していこうと考えているのでしょうか。

次に、下水道工事費ですが、地中を掘削する推進工法や地面から掘削する開削による工事等状況によって、工事費も随分変わってくると思いますが、一般的に管渠を1メートル布設するには、それぞれどれぐらいの費用がかかるのでしょうか。

最後に、当市の下水道整備について、令和12年度完成に向け事業が進められていますが、多額の事業費が必要となります。しかしながら、現在、市では新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、様々な支援事業がなされており、また、社会経済状況が悪化により税収が落ち込むとともに、超高齢化社会を迎えるに当たり、医療費をはじめ社会保障費の増加等も予測されています。このような状況が続くことになれば、市の財政状況等の悪化により、目標年次の見直し等が必要になってくると思われます。このような状況下において、今後の下水道整備計画はどのように進めていこうと考えているのか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○黒井上下水道局長 福岡議員再質問の1点目の供用開始されたにもかかわらず、接続されていない方への今後の市の対応はについてお答えいたします。

下水道の接続につきましては、供用開始から早期に接続していただくことが、生活環境の改善や公共用水域の水質保全に寄与するものと考えており、下水道の工事着手前に各戸へ説明を実施し、供用開始時には各戸へ接続案内のチラシを配布しております。また、未接続世帯には、供用開始から半年を経過した時点での戸別訪問による接続案内や、1年目、2年目、3年目と助成制度の期限ごとでの接続案内を実施しており、今後も助成制度をPRすることで接続率の向上を進めてまいります。

2点目の管渠を1メートル布設するには、どれぐらいの費用がかかるのかについてお答えいたします。

下水道の管渠工事には、主に推進工法と開削工法の2種類があり、工法、管径、深さ、土質条件等により増減いたしますが、推進工法では1メートル当たり約30万円、開削工法では1メートル当たり約10万円の費用となっております。

3点目の財政状況等の悪化が予測される中で、今後の下水道整備計画はどのように進めていくのかについてお答えいたします。

事業計画につきましては、令和12年度での完成を目指しておりますが、下水道整備には多額の事業費が必要となります。今後、新型コロナウイルス感染症に伴う財

政への影響や接続が進まない状況によっては、目標年次の見直しが必要となりますが、事業の平準化を図り、計画的に整備を進めてまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、福岡進二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告2番目、10番、玉田隆紀議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 10番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

今回は、1番目に、国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証について、2番目に、小中学校体育館及び岩出市立体育館設備について質問をしたいと思います。

初めに、1番目の質問ですが、国民健康保険の被保険者のうち70歳以上75歳未満の者は、医療機関で診察を受ける際に、市町村から交付される国民健康保険被保険者証に加え、高齢受給者証を提示しなければなりません。しかし、市町村によっては、カードサイズの被保険者証と別に、はがきサイズの高齢受給者証を交付している現状がございますが、岩出市でも現在は、はがきサイズの高齢受給者証を交付されています。

利用者からは携帯に不便で、カードサイズの被保険者証と同じサイズにしてほしいとの声を聞きますが、1点目、高齢受給者証のカード化の考えについてお聞きいたします。また、医療機関で診察を受ける場合、被保険者証と高齢受給者証の2枚を提示しなければなりません。

利用者の利便性を考え、2点目の国民健康保険被保険者証と高齢受給者証の一体化の考えについてお聞きしたいと思います。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 玉田議員ご質問の1番目、国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証についての1点目、高齢受給者証のカード化の考えはについてであります。現在、国民健康保険法施行規則様式第1号の4で規定された縦128ミリメートル、横91ミリメートルのサイズの紙カードとして発行しております。様式変更にかかるコスト面や紀の川市との国保事務の共同を図るクラウド化に関する協議から、国民健康保険被保険者証と同サイズでの発行を想定した国民健康保険法施行規則様式第

1号の5で規定された縦54ミリメートル、横86ミリメートルのサイズとして発行することは現在のところ考えておりません。

2点目、国民健康保険被保険者証と高齢受給者証の一体化の考えはについてであります。国民健康保険被保険者証の有効期限を4月1日から翌年の3月31日まで、高齢受給者証の有効期限を8月1日から翌年の7月31日までと、更新時期が異なることから別々に発行しておりますが、厚生労働省から都道府県宛ての通知文書「国民健康保険における被保険者証と高齢受給者証の一体化の推進について」の中で、都道府県の主導の下、市町村の一体化の実施時期を合わせて行う場合、医療機関等の関係機関への説明や被保険者への広報を市町村が個々に実施する場合よりも効率的に行うことができる。また、都道府県内の事務の標準化、効率化、均一化にもつながるとあります。この通知内容を受けて、現在、被保険者証と高齢受給者証の一体化について、共同保険者である和歌山県による事務の標準化、共同化の項目に上がっておりますので、和歌山県と県内市町村が出席して、事務の標準化、共同化等について話し合う国民健康保険運営方針連携会議の動向を注視しながら、今後も和歌山県と連携して取り組んでまいります。

○福山議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 今ご答弁いただきました。まず、1点目なんですが、高齢受給者証について、カード化ではなく、はがきサイズのサイズで発行すると。これは紀の川市との協議の上、両市とも合わせようということで協議されたということでありました。この協議会について、一体いつ何回ぐらい開催されたのか、1点お聞きしたいと思います。そして、またその中で、はがきサイズにすべきではないかと、こういった意見がなかったのか、あったのか、お伺いしたいと思います。

2点目なんですが、厚労省から都道府県宛てに通知文書が発送されまして、都道府県内の事務の標準化、効率化、均一化につながるということで、こういった内容の通知内容が出されておりました。これを受けて、和歌山県においても様々な協議がなされたと思うんですが、厚労省が言っているのは、そもそもマイナンバーカードが、今、被保険者証と統合されてきましたので、マイナンバーカードについて、被保険者証、そして高齢受給者証と1つにするという考え方でいいのかという1点をお聞かせください。

以上です。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

保険年金課長。

- 井辺保険年金課長 玉田議員再質問の1点目、高齢受給者証をはがきサイズとすることについて、紀の川市との協議はいつ何回行われたのか、そういうカード化の意見はなかったのかについてでございますけれども、ちょっと具体的にいつ何回行われたかというのは把握できておりません。ただし、そういう意見はなかったのかというのは、意見、当然、住民さんの声としてはございましたけれども、最終的にはがきサイズで落ち着いたということは聞いております。

2点目のマイナンバーカード導入の折には、被保険者証と高齢受給者証と一体化された形と解釈してよいかという点でございますけれども、お見込みのとおり、マイナンバーカードを導入されることになりましたら、国保のいうところの被保険者証、また高齢受給者証の機能が一体となる形となっております。

以上です。

- 福山議長 再々質問を許します。

玉田隆紀議員。

- 玉田議員 ご答弁いただきました。協議会の開催時期については、ちょっと今のところ分からないということなのですが、これについて、国民健康被保険者証についても、以前、私、はがきサイズであったと思うんです。ところが、またカードサイズに変更された。強い市民の要望があったとは思いますが、そのときに併せて協議会をしたのか、それとは別で協議会を設置したのか、その点教えていただきたいのと、当然、これマイナンバーカードの促進で、今、被保険者証と統一化ということで、今、国が動いているんですが、当然、これマイナンバーカードの普及も目指しての取組だと思っております。

じゃあ、一体、マイナンバーカードがどれだけ普及するのかというところに、これから課題があるのかなという気がするんですが、これ、なかなか非常にお答えしにくいところとは思いますが、マイナンバーカードがどれぐらいの一定の広まりがあれば、被保険者証、そしてまた高齢受給者証の一体化に一步前進するであろうという予測というんですか、そういった見解をお聞かせください。ちょっと難しいですかね。

以上です。

- 福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

保険年金課長。

- 井辺保険年金課長 玉田議員の再々質問にお答えいたします。

国保の保険証がはがき型からカード型になったときの話し合いというのは、どうであったかということでありまして、現在、先ほど答弁にもございましたけれども、国保事務のクラウド化ということで、国保の事務を共同化していく作業を紀の川市と検討を重ねております。

その検討において、そういう議論が出てきたうちの1つでありまして、国保のはがき型をカード型に変えるのに、そのことだけに集まって議論したということではなくて、国保全体の事務について紀の川市と共通化できるところは進めていきましよう、という議論の中で、保険証であり、高齢受給者証のサイズの問題が出てきたということがございます。

2点目のマイナンバーカードの普及において、どれだけ普及すれば一体化につながっていくのかということでありまして、市として、具体的にマイナンバーカードの普及が何%になれば一体化という具体的な目標を持ち合わせているものではございません。ただ、令和3年10月からマイナンバーカードを保険証として進めていくという取組が本格的に始まります。国が推進しているものではございますけれども、それと同時に、各医療機関様がマイナンバーカードを読み取るカードリーダーの整備を進めていただくということも普及に大きな鍵を握ってございますので、その状況を見ながら検討させていただきたいと思っております。

○福山議長 これでは、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 2番目の小学校体育館及び岩出市立体育館設備についてであります。令和元年に岩出市内小中学校の全ての普通教室に空調設備が設置が完了され、児童生徒や保護者から喜びの声が寄せられております。全国でも小中学校の空調設備設置が進められる中、多くの自治体で新たな課題が浮き彫りになりました。大規模災害発生時に、最大の避難所となる体育館には空調設備がなく、設置費用も高額になることから、各自治体で苦慮されております。避難所は市民を守る大切な場所であり、熱中症等などの二次被害から避難者を守るためにも、小中学校体育館及び岩出市立体育館に空調設備の設置の考えについてお聞かせ願います。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 玉田議員の小中学校及び市立体育館に空調設備についてのご質問にお答えいたします。

体育館は屋内運動場と言われておりますように、本来、屋内において運動ができるように建築したものであり、もともと空調設備を設置することを想定したのではなく、断熱効果のあるつくりになっていない建物が多く、岩出市立小中学校及び市立体育館も空調設備の設置を前提とした建物とはなっておりません。スポットクーラーなどで代用している自治体もございますが、空調効果は得られないと聞いており、空調の効果を得るためには、断熱効果を確保するための大規模な改修が必要となります。

また一方では、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、感染防止対策として、換気対策も不可欠となってまいります。改修を含めた整備費用やランニングコストの算定、補助制度の活用など、慎重な検討が必要となると考えておりますので、今後、大規模改修や老朽化による建て替えが必要となった場合、検討してまいります。

なお、いつ発生するか想定できない災害時の対応につきましては、その季節や環境において、可能な最良の手段をもって対応していくことになると考えてございます。

○福山議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 空調効果を出すためには断熱効果を上げたり、構造そのものを変えないといけないという答弁であります。また、国の補助制度においてもスポットクーラーでは、幅広い体育館では効果が得れないことは理解をできると思います。また、購入しても、非常にやはり費用が無駄になる可能性もあるので、考えなければならぬ点であったとは理解をされます。

様々な課題があり、慎重に検討していく必要があるということですが、他の自治体の小学校の体育館における設置の現状、状況についてどうなっておるのか、資料があればお聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 玉田議員の再質問にお答えいたします。

全国の自治体の体育館の空調設備の設置状況ですが、昨年10月、日本教育新聞社が実施しました「学校施設・設備整備の課題に関する調査結果」によりますと、全ての学校に設置しているのが3.9%、一部の学校に設置しているのが6.7%で、他の自治体でも体育館への空調設備設置はなかなか進んでいないというのが現状でござ

ございます。

その理由として上げられておりますのが、予算の確保が難しいと答えたところが76.4%、そのほかには大型扇風機、またはスポットクーラーで代用しているところ、換気を十分することができ館内の温度上昇を抑えることができると回答されておりました、空調設備設置費用だけではなく、断熱効果を上げるための体育館の改修に係る費用に苦慮しているということが答えられております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時から再開します。

休憩 (10時41分)

再開 (10時58分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告3番目、5番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 5番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問させていただきます。

今回は、1番目に、目の異常を早期発見するための取組について、2番目に、奨学金返還支援について、3番目に、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について、この3点についてお伺いいたします。

1番目の目の異常を早期発見するための取組についてお伺いいたします。

生後間もない子供の視力はぼんやり見える程度ですが、3歳頃までに急速に発達して、6歳頃には完成し、生涯の視力が決まるそうです。そのため3歳6か月児健康診査で視力の発達の遅れ、弱視や眼疾患の有無を調べ、治療につなげるのは大事な機会です。眼鏡をかけても視力が出ない弱視は、子供の50人に1人はいるとされています。私も現役中、同僚が弱視でとても苦労されているのを見てきました。早期に発見され、適切な治療をすれば正常な視力が出ます。しかし、6歳までに治療を行わないと、ほとんど効果がないと言われております。そういう意味から、3歳6か月児健康診査における視力検査は大変重要であります。

本市では、今年度から目の異常の早期発見をするためスポットビジョンスクリーナーを導入いたしました。

そこで1点目、3歳6か月児健康診査で目の異常が発見される人数について、スポットビジョンスクリーナー導入前と導入後でお聞きいたします。

2点目として、スポットビジョンスクリーナーでは、どのような異常が発見されるのでしょうか。

3点目、これまでの検査に比べて優れている点をお聞かせください。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 奥田議員のご質問の1番目の1点目、3歳6か月児健康診査で目の異常が発見される人数はについてお答えいたします。

平成30年度は、受診者479人で、そのうち94人、19.6%の幼児が精検必要となり、眼科受診が必要となっています。令和元年度は、受診者は403人で、そのうち67人、16.6%の幼児が精検となり、眼科受診が必要となっています。令和2年度は、受診者459人で、そのうち51人、11.1%の幼児が精検となり、眼科受診が必要となっています。

スポットビジョンスクリーナーは、令和3年6月に導入しました。3歳6か月児健康診査の受診者全員に実施しています。6月から8月の3か月間の受診者は108人で、そのうち9人、8.3%が精検となり、眼科受診につながっています。

2点目のスポットビジョンスクリーナーでどのような異常が発見できるのかについては、スポットビジョンスクリーナーは、弱視を早期発見して、早期に治療を開始するためのものですので、弱視の危険因子である近視、遠視、乱視、斜視、不同視、瞳孔不同が分かります。

次に、3点目のこれまでの検査に比べて優れている点についてはお答えします。

今までの3歳6か月児健康診査では、ランドルト環の間診票を用いたもので、まず家庭で保護者の方に検査をしてきていただいております。家庭で検査ができなかった場合、検診の当日に看護師または保健師がランドルト環を使って検査を実施していました。

今年度からは、従来の方法に加え、受診者全員にスポットビジョンスクリーナーで検査を実施しています。スポットビジョンスクリーナーは、眼科医や視能訓練士がいなくても、看護師、保健師等で検査が可能であり、精度も高いものですので、健診の場において弱視の早期発見につながります。

スポットビジョンスクリーナーの結果をもって眼科を受診すると、アイパッチや眼鏡の装着など、すぐに治療につながっています。今までは、健診において眼科受診が必要となり、受診してから検査となり、検査を再度してから、近視や乱視、遠視等が発見され、その後に治療につながっていくという経過でしたので、スポットビジョンスクリーナーを導入することにより、早期に治療につながっています。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 平成30年度には要検査が必要となった幼児が94人、令和元年度では67人、令和2年度では51人がスポットビジョンスクリーナーを導入するまでに要検査というふうに診察されたということですが、3歳6か月児健康診査で、このように要精密検査となって眼科受診した結果、どのような疾患が見つかったのでしょうか。また、その人数をお答えください。

そして、スポットビジョンスクリーナーを使つての検査で見つかった疾患はありますか、質問します。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問にお答えします。

平成30年度は、眼科受診した結果、受診者の0.8%、4人が遠視、0.6%、3人が近視、0.4%、2人が乱視、0.2%、1人が遠視、乱視となっています。

令和元年度は、眼科受診した結果、1.2%、5人が乱視、0.7%、3人が近視、0.7%、3人が斜視、0.5%、2人が遠視となっています。

令和2年度は、眼科受診した結果、0.87%、4人が遠視、乱視、0.65%、3人が遠視、0.2%、1人が近視となっています。

スポットビジョンスクリーナーの検診での検査結果は、3.7%、4人が遠視、不同視、2.8%、3人が乱視、0.9%、1人が近視、0.9%、1人が斜視でした。

その後の眼科受診でも同じ結果でありました。

○福山議長 再々質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 今お答えいただきましたように、スポットビジョンスクリーナーを入れる前は、平成30年、94人が精密検査が必要となった児童のうちの10名が実際眼疾患があったということで、令和元年につきましては、67人が要精密検査と言われていましたけども、67名のうち13名、令和2年度は51人の要検査のうち、実際眼疾患が

あったのは8名ということで、やっぱりスポットビジョンスクリーナーを入れる前は、大変やっぱり精度が低いというんですか、ということが分かります。

スポットビジョンスクリーナーでの診断と眼科受診での結果が同じということで、このスポットビジョンスクリーナーの精度が高いことはよく分かりました。その検査に要する時間と幼児への負担はどうかをお聞きします。

最後に、早期発見という観点からお聞きしますが、2歳6か月児健康相談でもこのスポットビジョンスクリーナーを取り入れて検査をしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

子育て世代包括支援センター長。

○塩中子育て世代包括支援センター長 奥田議員の再々質問にお答えします。

スポットビジョンスクリーナーは、持ち運びしやすい手持ち型で、見た目はポラロイドカメラみたいなものです。3歳半の幼児には光を見てもらうだけであり、光を約2秒間見てもらうと測定が終わります。なので、特に負担はありません。

スポットビジョンスクリーナーは、弱視を早期発見し、早期治療につなげるためのものであり、弱視の治療に有効な期間は6歳から8歳までであります。また、視力は1歳頃で0.1から0.2程度になり、3歳頃までに急速に発達していきます。2歳では0.5程度であります。3歳を超えると0.8になり、4歳、5歳で1.0程度に発達します。3歳半で発見し治療を継続することができれば、6歳までにほとんどが0.8以上の視力になり、学校生活でも問題なく生活できると言われています。

このようなことから、3歳半健康診査が望ましいと考えています。

○福山議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 次に、奨学金返還支援についてお聞きします。

日本学生支援機構によりますと、学生の約4割に当たる127万人が同機構の貸与型奨学金を利用しているということです。そして、大学生の1人当たりの平均貸与額は無利子で245万円、有利子で344万円に上り、卒業後に返済する社会人は453万人を超えています。

しかし、現状は失業や収入減による経済的な事情から、返済に苦勞したり、延滞する若者は少なくありません。このような中、企業が優秀な人材の確保や福利厚生を目的として奨学金を借りた社員に、一部または全額を返済支援するケースがあり

ます。従来は社員の給与や賞与に返済分を上乗せし、受け取った社員本人が同機構に支払うという仕組みに限られておりました。ところが、この手法では上乗せ部分が社員の所得の増加分とみなされ、所得税や住民税、また社会保険料が大きくなるという、そういうおそれがありました。

この4月から導入された代理返還制度では、企業が登録手続をすれば、直接返済分を同機構に送金できるようになりました。この仕組みであれば、所得税や住民税、また社会保険料は変わることなく、社員の負担を抑えることができます。

そして、この制度を利用した企業側にもメリットがあります。希望すれば同機構のホームページに企業名が掲載されるので、福利厚生に手厚い企業であるとの宣伝にもなります。

また、若者の定住促進や地方創生の推進を目的に、奨学金返還支援事業を導入する自治体も増えてきました。和歌山県においては、紀の川市、海南市、有田市、和歌山市なども奨学金返還支援助成事業を始めています。

そこで、1点目として、奨学金返還支援制度に対する市の見解をお聞きします。

2点目として、導入することによって、民間企業にメリットがあるということを周知する考えについてお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 奥田議員ご質問の2番目、奨学金返還支援についての1点目、市の見解はについてお答えいたします。

この支援制度は、地域の就労者の確保、移住・定住促進を目的とした条件つきで奨学金の返還を支援する制度で、若者の人口流出を防ぎ、Uターン、Iターンが期待できる一部の自治体では、独自の施策として実施していることを確認しております。

本市では、本年度からスタートした第3次岩出市長期総合計画において、令和12年度の目標人口を5万3,800人として、人口減少抑制に向け、道路、下水道等によるインフラ整備、高齢者等の生きがいづくりや出産、子育ての支援、また観光、商工による雇用創出などに取り組むことで、市民が将来にわたって住み続けたい、住んでみたいと思われるまちづくりを推進しているところです。

現在、市では移住や定住に関する支援として、住宅購入費の一部を補助する岩出市結婚新生活支援補助金、また県と連携して、東京23区の在住・在勤者を対象に、移住企業を支援する和歌山県マッチング支援事業、起業支援事業及び移住支援事業

に取り組んでいるところでございます。

議員ご質問の奨学金返還支援制度につきましても、これらの施策の一環として、今後研究を進めてまいります。

次に２点目、導入による民間企業のメリットを周知する考えはについてですが、民間企業による奨学金返還支援は、人材確保につながるものであり、Uターン、Iターン促進の観点からも有意義な取組であると考えています。

今回、国において、新たにこの奨学金返還支援に取り組む企業に対して、税制上の優遇措置も設けられるなど、メリットがあると言われております。

市として、現段階では市独自の周知は考えておりませんが、国、県と関係機関からの要請に応じて、商工会等と連携して、制度の周知に協力していきたいと考えてございます。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 ただいま奨学金返還支援制度についても、今後、研究を進めていくという前向きなご答弁をいただきましたので、今後、見守らせていただきたいと思います。ご答弁は結構です。

以上です。

○福山議長 これで、奥田富代子議員の２番目の質問を終わります。

引き続きまして、３番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 ３番目の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてお伺いいたします。

本年６月、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点が文科省と厚労省の連名で発出されております。それによりますと、学校集団接種に関する考え方として、実施方法によっては保護者への説明の機会が乏しくなる。接種への個々の意向が必ずしも尊重されず、同調圧力を生みがちである。接種後に見られた体調不良に対するきめ細かな対応が難しいといった制約があることから、現時点では推奨するものではない。ただし、個別接種の体制の確保が困難である場合など、特に地域の事情によりワクチン接種の主体である市町村の判断において、学校集団接種を行う必要がある場合には、適切な対策を講じる場合に限り実施することができるとあります。

そこでお伺いいたします。１点目、市における１２歳から１５歳の児童生徒のワクチ

ン接種の現状はどのようになっているのか、お聞かせください。

次に、国は新型コロナウイルス感染症のクラスターの大規模化や医療の逼迫を防ぐ観点から、同感染症に関する抗原定性検査を迅速かつ簡易に実施するための検査キットを希望する市町村に配布することになったと聞いております。

保育所、幼稚園、小学校及び中学校等へ配布する検査キットは、教職員が使用することを基本的に想定している。児童生徒が登校後に体調不良を来した場合は、保護者に連絡の上、速やかに帰宅させ、医療機関を受診させることが原則であり、引き続きこの対応を徹底する。その上で、すぐに帰宅することが困難な場合や地域の実情によって、直ちには医療機関を受診できない場合の補完的な対応として、小学校4年生以上の児童生徒が検査キットを使用することは考えられるとのこと。

そこで2点目、市での保育所、幼稚園、小中学校に配布される検査キットの現状と課題についてお聞きします。

次に、和歌山県におきましては感染者数が減少傾向にあり、9月の第2週では、20人台、30人台で推移しています。減少傾向ということで少し安心感を持ちますが、決して油断はできません。そして、年代別で見ますと、20代、30代、40代という若い世代の罹患率が高いというのが現状です。子育て真っ最中の世代でもあり、保護者が陽性になって入院した場合、子供の世話ができないわけですが、その場合の対応はどうするのかということをお聞きします。

また、和歌山県では、陽性が分かたら即入院という体制が取られていて、ベッド数にもまだ余裕があります。無症状の人は、数日の入院の後、療養施設としてホテルが用意されているので、陽性のまま自宅療養になる可能性は低いとは思われますが、この新型コロナウイルス感染症対策については、災害レベルの危機管理が必要と言われておりますので、万が一の際のことも考えておく必要があると思います。

そこでお聞きします。4点目として、今後、自宅療養が必要となった場合、自宅療養者への支援はどのようにお考えでしょうか。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 奥田議員ご質問の3番目、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についての1点目、12歳から15歳の児童生徒のワクチン接種の現状はにつきまして、9月9日現在、1回目の接種のみの方が556名で、接種率26.4%。2回目まで接種済みの方が87名で、接種率4.1%となっております。接種券発送が7月16日と対象者の最後になったこともあり、低い接種率にとどまっております。市では

集団接種のほか個別接種によりかかりつけ医で接種することも可能であり、ウェブサイトや安心・安全メール等で情報発信しております。

次に、ご質問の２点目の保育所、幼稚園に配布される検査キットの現状と課題はですが、保育所、認定こども園については、令和３年８月５日付で国から和歌山県を通じ配布希望調査があり、市内施設に調査を行った結果、配布を希望する施設はありませんでした。市内２施設の私立幼稚園については、和歌山県から８月中旬に配布希望調査があり、２施設とも配布を希望しており、今後、国から順次配送される予定であると聞いております。

次に、課題についてですが、国が配布する抗原簡易キットは職員用を想定としていることや簡易キットの使用については、医療従事者もしくはあらかじめ検査に関する研修を受けた職員の管理の下で検査を実施しなければならないという点です。なお、保育園児、幼稚園児については、施設で症状が出た場合、連携医療機関の受診が必要となっています。また、保育所、認定こども園では、職員は日頃から体調管理に努め、体調が優れない日は勤務を控えるなど、常に危機意識を持って職務に当たるとともに、万一勤務中に体調が悪くなった場合は、岩出保健所または連携医療機関において、PCR検査もしくは抗原検査を速やかに実施してもらえるように体制を整備しております。

次に、ご質問の３点目の保護者が入院をして子供の世話ができなくなった場合の対応はと、４点目の今後自宅療養が必要となった場合、自宅療養者への支援はについて、一括してお答えいたします。

那賀圏域で新型コロナウイルスの感染者が出た場合、岩出保健所が感染者への聞き取りを行い、濃厚接触者の特定や必要な方へのPCR検査、あるいは感染者の入院調整などを実施することになっています。保健所からは、保護者が入院した場合の子供の世話は、祖父母等の養育が可能な親族にお願いするか、親と一緒に入院するかのどちらかの対応としており、特に小さい子供の場合は、親と一緒に入院するケースが多いと聞いております。いずれにしても十分説明した上で、保護者の意向を尊重しているとのことです。

次に、陽性者の自宅療養についてですが、他府県では陽性となっても直ちに入院できず、自宅療養を余儀なくされている事例が見受けられますが、議員もご存じのとおり、和歌山県では、全ての陽性者にまずは入院していただく体制を取っており、岩出保健所におきましても、感染された方全員に、まず医療機関に入院して必要な治療を受けていただいていると聞いています。また、今後も入院対応できるよう、

7月時点で病院の受入れ病床数が400床であったのを、9月8日現在、600床に増床しています。さらに、今後病床が逼迫することに備え、和歌山市内のホテル151室を確保し、病院で入院している患者のうち、医師が宿泊療養可能であると認めた方などに宿泊療養に移行していただく手だてもされています。

議員のおっしゃる方が一に備えた対応についても、県主導で進めていただくようになっており、県では、今後も陽性となった方全員が、まずは入院していただく体制整備に努めていくとのこと。市としましては、市の関係機関で感染があった場合の保健所への協力をはじめ、今後も保健所と連携し、感染防止に向けた取組に努めてまいります。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 奥田議員の2点目の小中学校に配布される抗原検査キットの現状と課題についてお答えいたします。

令和3年8月26日付で県教育委員会から岩出市教育委員会に対して、検査キットの申込み受付通知が届いております。この通知書によれば、主に教員用とされており、岩出市には検査キット24箱、これは240個分ですが、充てられておりまして、その使用方法等についても記載されてございます。

配送については9月の初旬となっておりますが、現時点においてはまだ届いておりません。

本市の小中学校において、自らが検査を行う検査キットが必要かどうかということですが、議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染防止対策としましては、教員、児童生徒にかかわらず、風邪の症状や体調が優れない場合は、直ちに医療機関の診察を受けるよう指示しているところであり、学校内での検査については必要ないものと考えてございます。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 ただいま12歳から15歳の児童生徒のワクチン接種、1回目の接種率が26.4%、2回目までの接種済みの方が87名で、接種率としたら4.1%と、まだまだ低い接種率にとどまっているということなんですけども、12歳、15歳児童生徒の接種を促すための対策として、どのように取り組まれているのか、お聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 若い世代の接種を促すための対策についてですが、市では小中

学校の保護者に直接呼びかけ、保護者はもとより児童生徒も一緒に接種してもらえ  
るよう周知啓発をしております。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告4番目、9番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

大上正春議員。

○大上議員 9番、大上正春でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い  
2点質問させていただきます。

本日は、1点目、通学路の安全確保について、2点目として、災害時にも活用で  
きるエコカー導入について、2点質問させていただきます。

1点目の質問、通学路の安全確保でございます。

朝に見て昼には呼びて夜は触れ確かめやらねば子は消ゆるもの、無事を願う親の  
心を粉々に打ち砕く事故でした。6月28日、千葉県八街市で下校中の児童の列に大  
型トラックが突っ込み、5人の児童が死傷いたしました。散乱したランドセルや帽  
子の映像が頭から離れません。現場は見通しのよい道路でしたが、ガードレールや  
路側帯はなかったそうです。

この事故を受け、文部科学省と国土交通省、警察庁は、全国の公立小学校1万  
9,000校の通学路を対象とした合同点検を行うと発表しました。本市教育委員会に  
も県教育委員会を通じ依頼があり、既にアクションは起こしておられると思います。  
この政府が実施する通学路の危険箇所に対する合同点検につきましては、2012年、  
京都府亀岡市の通学路での事故をきっかけに、全国緊急合同点検を行った経緯があ  
ると聞いております。そして、この合同点検に基づく対策の実施後においても、定  
期的な合同点検の実施、対策の改善、充実の取組を継続することが重要であると文  
部科学省の見解でした。

そこで、1つ目の質問です。本市としまして、この2012年の緊急合同点検実施後  
の定期的な合同点検の実施方法はどのようにされていますか。そして、前回の合同  
点検では、見通しが悪い、道路が狭い、人通りが少ない、大型車が頻繁に通るなど  
の基準で危険箇所を洗い出していましたが、八街市の事故のように、見通しのよい  
場所でも事故は発生いたしました。

2つ目の質問です。7月に文部科学省から依頼があった今回の合同点検では、前

回までの危険箇所の考え方に加え、どのようなポイントで実施するのですか。

3つ目として、今年度の合同点検で新たに洗い出した危険箇所は何か所あるのか、お聞かせください。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 大上議員の通学路の安全確保についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の定期的な合同点検の実施方法についてですが、本市の通学路の安全確保に対する対応としましては、平成8年度から通学路の点検事業を開始しております。平成11年度から通学路整備事業として予算化し、平成24年度から関係機関のご協力をいただき、合同点検を実施してございます。

平成24年4月23日、京都府亀岡市で、4月27日、千葉県館山市と愛知県岡崎市においても登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年5月30日付で文部科学省から「通学路の交通安全の確保の徹底について」の通知が出されました。

これを受け、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議し、対策を施してございます。その後も継続的に通学路の安全確保に向けた取組を行うため、平成24年10月に岩出市通学路交通安全プログラムを策定し、毎年合同点検を実施し、通学路の改善に取り組んでまいりました。

効率的、効果的に合同点検を実施するため、各学校において危険箇所を抽出し、後日、学校関係、道路管理者、警察、教育委員会が参加して現地確認を行い、対応を協議してございます。

次、2点目の今回の点検はどのようなポイントで実施するののかについてですが、令和3年6月28日、千葉県八街市における事故を受け、文部科学省から7月9日付で「通学路における合同点検の実施について」の通知があり、その中で3つの観点が示されております。1つ目は、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路などの車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所、2つ目は、過去に事故に至らなくてもヒヤリ・ハット事例があった箇所、3つ目が、保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所ということでございます。

3点目の今年度の合同点検で新たに洗い出した箇所、危険箇所は何か所あるのかについてですが、通常のコトク点検と今回の通知を受けての緊急合同点検を合わせま

して、合計43か所について、関係機関と協議をいたしてございます。

○福山議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 先日、私も本市職員と現場の教員、警察及び、また振興局の危険箇所の現場立会いに同行させていただきました。といっても1件だけですけども、そこには住宅地の中でした。また見通しのよい道路でした。しかし、速度が上がりやすい場所で、交差する道路上には「とまれ」の文字が表示されておりましたが、標識は民家の植木が覆いかぶさっておりました。

今年度洗い出した危険箇所で、さきにお答えいただきました新たなポイントでの危険箇所が追加されたと思いますが、追加された危険箇所は、現在どれだけ上がってきているのか。それと、今年度上がってきている危険箇所についての対策の進捗状況はいかがなものですか。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

緊急点検ということで、10か所あったということです。今年度の進捗につきましては、平成3年3月17日付で、まず各小中学校に通学路の改善箇所抽出の依頼をしまして、7月1日と7月5日に33か所の合同点検を実施しております。

それから、7月13日付で通学路における合同点検の実施について県から通知を受けまして、7月20日付で小中学校に危険箇所の再調査を依頼し、9月7日に10か所の合同点検を実施しております、関係機関と協議したところでございます。

今後は、各関係機関において協議した内容に従って対策を講じてまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 ここに参考資料として、新たなポイントでの追加危険箇所のリストを頂いておるんですが、例えば、先日、市道路線認定されました宮第2号線と交差する東西の道路、いわゆる大宮神社前交差点ですが、通学路の状況、危険の内容として、新しい道が開通し、従来からある通学路と交差する地点を減速せずに通過するため危険である。それについての対策として、横断歩道の設置とあります。本会議でも質問のあったことかと思いますが、この危険箇所は非常に車の通りが多くなってきているとお聞きしております。横断歩道の設置までの間の児童の安全については、どのように対応されておりますか。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再々質問にお答えいたします。

大宮神社前の交差点、横断歩道の設置については決定したと聞いてございます。交通事故防止のためということで、教育委員会の職員をはじめ交通指導員、見守り活動をしていただいている市民の皆様方、引き続きご協力をいただくとともに、青色パトロール、これもまた続けてまいりたいと思います。

○福山議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

大上正春議員。

○大上議員 2点目の質問です。災害時にも活用できるエコカー導入についてです。

現在、世界的に環境問題として上げられる地球温暖化に対し、各国で様々な取組が行われています。また、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスの削減にも力を入れており、世界中が環境改善に向け力を入れております。

地球温暖化は温室効果ガスが原因となっており、その代表である二酸化炭素の発生を極力抑えた社会として、脱炭素社会の構想が練られております。近年、地球温暖化対策として、令和2年12月、国のカーボンニュートラルに伴うクリーン成長戦略において、遅くとも2030年半ばまでには、乗用車販売で電動車100%を実現するよう包括的な処置を講じる方針が打ち出されました。

国による自動車電動化推進の方針を踏まえ、地球温暖化対策を重視した自動車の導入を推進する必要があると思います。温室効果ガスの排出がないか、極限に少ない主な自動車として、電気自動車、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、水素自動車などがあります。いわゆる電動自動車ですが、分かりやすいようにエコカーとしておきます。

そこで、現在、本市としまして、温室効果ガスの排出量がないか、極限に少ないエコカーの公用車は、現在どれぐらい使用されているのか。

また、このエコカーの中には、災害時の給電としても活用できるため、和歌山県としましても、2019年から2021年にかけて、県下の自動車販売会社の3メーカーから、災害時に電力の供給源となる電気自動車などの電動車両を大規模災害時に無償で借り受ける協定を結んでおります。

被災地や避難所で給電時に車から電源を取れるようにする狙いで、電力復旧まで数日間は自家用車が発電機となるものです。また、V2H充放電設備を設置すれば、

小規模の避難所であれば、平常時の電力供給で1棟丸ごとが可能です。県下の販売会社から借り受ける協定はできておりますが、和歌山県下を巻き込む大規模災害となると、いかがなものかと思えます。ほかの自治体でも販売店との協定は当然のこと、環境問題も含め、積極的に導入しております。

本市としましても、自前で準備しておくという選択肢は必須かと思えますが、災害時のことも考えて導入の計画はいかがなものですか。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 大上議員2番目のご質問、災害時にも活用できるエコカー導入についての1点目、本市が現在所有している公用車のうちエコカーは5台です。燃費向上や温室効果ガス排出量の削減などに配慮するため、ハイブリッド車を導入しました。

2点目、今後のエコカー導入計画についてです。

公用車の買換えについては、特に時期を定めるのではなく、車両の劣化状態等を確認しながら購入しております。また、購入の際、主に岩出市内のみの運行を目的とする場合は、軽自動車の導入を進めています。

環境性能の高い電気自動車やハイブリッド車の導入は、車両価格や専用スタンドの問題等により積極的には行っておりません。また、災害時においては、ハイブリッド公用車を電気の供給源にすることも考えられますが、状況によっては利用できない場合も想定されます。

電気の供給に関しては、現在、小型発動発電機を防災資材として保有しているほか、市役所をはじめとする災害時の拠点や避難所となる公共施設では、自家発電設備や蓄電設備の導入を進めております。今後、導入に関する補助金や災害時における公用車の利用方法等の調査研究を行ってまいります。

○福山議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 経済産業省も国土交通省と連携して、電動車の災害時における移動式電源として活用促進を促しております。実際に2019年の台風19号で千葉県に発生した停電の際には、自動車メーカーが被災地に電源車を派遣、外部給電機能を活用した活動を行いました。具体的には避難所での携帯充電や灯火確保、乳幼児、高齢者などのいる個人宅や老人ホームなどの給電でした。

ご答弁のとおり、大規模避難施設には、自家用発電設備や蓄電設備等の導入も実

施済み、もしくは計画済みかと思いますが、その他の小規模な避難所、避難場所に対して、小型発動発電機の数は足りているのか。また避難所に移動困難な高齢者の個人宅や高齢者施設に対する対応はいかなものか。

また、今後災害時における公用車の利用方法の調査、研究を行っていくとご答弁いただきましたが、実際に保有されている方にも、非常時に給電ができることを認識されていない方もいらっしゃいます。できれば10月24日の予定の防災公園での防災訓練でできればよいのですが、コロナ感染防止の観点から厳しいかと思いたすので、日程を決めて自動車メーカー主導で、電動車の外部給電機能や給電時の注意事項等の研修を、現車を確認して実施してみたいかでしょうか。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 大上議員の再質問についてお答えします。

現在、風水害等から短期的に非難するための小規模な避難場所を、一時避難所と位置づけまして、岩出地区公民館など10の施設を指定しています。本市では備蓄資機材として、小型発動発電機を14台保有しており、全ての一時避難所に配備可能です。また、高齢者施設については、一部自家発電設備や蓄電設備等を導入した施設があるものの、全ての施設で対応できる状態ではありません。

災害時、停電が想定される避難所に移動困難な高齢者の個人宅や高齢者施設に対し、小型発動発電機を手配することは困難であるため、本市では電気事業者と連携し、発電機車の配備をはじめ、医療施設や避難所等への優先復旧などを図ることで、対応することとしています。

電動車の外部給電機能を活用した支援策や、給電時の注意事項等に関する研修については、今後自動車メーカー等との災害連携協定も視野に入れ、調査研究を進めてまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時50分)

再開 (13時13分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告5番目、13番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

市來利恵議員。

○市來議員 13番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、4項目について一問一答方式にて、一般質問を行います。

まず初めに、根来公園墓地について。平成17年から使用され15年以上が経過いたしました。使用に当たっては使用料49万7,500円、施設維持分担金12万円を一括納付となっています。

私がここで取り上げたいのは、この施設維持分担金についてであります。12万円という金額は、使用許可から15年間の施設維持分担金として納付され、16年目以降は新たに分担金を納めなければなりません。16年目以降は年間8,000円、この支払い方法について市民の方から相談がありました。

お墓は生きている間に、亡くなったときに困らないようにと夫婦で公園墓地に決めました。15年もの間にパートナーが亡くなりました。自分1人になって歳を重ねていくうちに、突然亡くなって残された子供たちが戸惑わないようにと墓地の権利を子供たちに変えました。当然16年目以降の施設維持分担金の支払い通知は、子供さんへ送られます。

ところが、子供たちは県外在住でした。この支払いに至っては、基本市役所出納窓口へ納める方法を取っており、どうしても振込をという場合は、指定金融機関での支払いは可能となります。そして指定金融機関が近くにない場合は、使用者が手数料を払う形で振込を行う方法を現在取っています。

いずれにせよ、市に問合せをしなければならない状況です。しかもコンビニ払いはできません。この支払い方法で使用者の利便性が図られるのかが疑問に感じます。公園墓地の使用権利を持っている方は、今後市内だけに限らず県外の方が持つ可能性も出てきます。毎年維持分担金の支払いが生じてくるのであれば、対策を打つべきと考えます。

そこで施設維持分担金の支払い方法に問題はないのかをお聞きします。

次に利用者の利便性を図るため、支払い方法に選択肢を求めますが、いかがでしょうか。お答えを求めたいと思います。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 市来議員ご質問の1番目、根来公園墓地について、一括してお答えいたします。

根来公園墓地の施設維持分担金の徴収につきましては、根来公園墓地設置及び管理条例に基づき、当初の使用許可申請時に15年分として、12万円を前もって納付していただき、使用許可から15年経過後は、毎年度8,000円を納入していただいております。

議員ご質問の施設維持分担金の支払い方法については、岩出市が指定する納入場所である岩出市役所出納窓口、岩出市指定金融機関及び岩出市収納代理金融機関において、納入していただいておりますので、問題は生じておりません。

しかしながら、一部の使用者の方から使用者の継承や転居などにより、本市の指定する納入場所での納付が困難であるなどの意見もいただいているところでございます。税やその他の料金などの徴収方法については、コンビニ収納やウェブ決済など多様化が進んでいる中で、根来公園墓地も販売開始から18年が経過し、今後施設維持分担金の再徴収対象者は、年々増加してまいりますので、墓地使用者の利便性の向上など、ニーズに対応できるように、効果的、効率的な徴収方法の導入を進めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 二つ目の質問は、国保税について、新型コロナの影響を受けて。

新型コロナウイルスの感染拡大で、収入が3割以上減った世帯向けに、国民健康保険料を減免する特例措置がございます。この特例措置は減収となった人の救済策として、2020年に始まりました。1年間の収入が前年度に比べ3割以上減少する見込み、また前年度所得が1,000万円以下など要件を満たすと、保険料が減免されます。しかし、この制度が今一部所得のある人が免除される一方、所得ゼロの人には納付義務が生じる逆転現象が起きていると、毎日新聞にも掲載されておりました。

記事から紹介しますと、例えば20年の所得が300万円で、21年の収入が3割下がる見込みなら、国保料は全額免除されます。しかし、20年の所得がゼロで21年の見込みもゼロな場合、前年より所得が下がったとされず、特例対象とはなりません。ゼロなのにですよ。

国保税の資料のここに、今回は資料を先にお配りさせていただいておりますので、この資料の質問の2の国保税について見ていただきたいと思います。この、囲み部分でまず減免額の試算式、これは年間保険料掛ける世帯全員分の前年所得分の主な生計維持者の前年所得で、掛け算をして免除される額が出てきます。で、こちらでいう例えば、今年の国民健康保険料が20万円で、同一世帯でほかに収入がない場合は、20万円掛ける300分の300イコール1ですね。で、20掛ける1で20になれば、この全額免除されることになるわけです。

下の部分は、前年度所得がゼロ円、もしくはマイナスの人は、20万円掛けるゼロ分のゼロ、イコールゼロなんで、20掛けるゼロはゼロとなって、これ減免額の試算ゼロとなって免除されないということになります。特例対象外となり当然保険料がかかってくるわけですから、払わなければなりません。

こうした状況に、直面している市民がいるのではないか。全国でも各市町村に問合せやまたこういう逆転現象に対して、声が上がっているというふうなことも聞いておりますので、岩出市民の方がこういう状況に直面しているのではないかという観点から質問を行います。

まず、2020年度の減免実績についてお聞きをいたします。

二つ目は、特例対象にならないケースや問合せ件数について、お答えをお願いしたいと思います。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 市来議員のご質問の2番目、国保税について新型コロナの影響を受けての1点目、2020年度の減免実績は、についてであります。令和元年度分の減免が42件、114万600円、令和2年度分の減免が85件、1,780万8,700円となっております。

次に、2点目、特例対象にならないケースや問合せ件数は、についてありますが、まず減免の要件は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入等の減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上となることが見込まれる場合で、かつ前年の事業収入等に係る所得額がゼロ円ではない場合などがあります。このため、前年の事業収入等に係る所得額がゼロ円である場合など、減免の要件を満たさない場合は、減免の対象外となります。

また、国民健康保険税の納付相談で減免など、新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせの件数は、令和2年度では述べ487件、令和3年度では8月末で述べ

161件となっております。前年の事業収入等に係る所得額がゼロ円である場合等の問合せもございましたが、内容ごとに集計はしておりません。

○福山議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、先ほども制度についておっしゃっていただいたんですが、この特例措置の逆転現状について、市の見解をお聞かせ願いたいと思います。前年の所得から減ってないから、減免対象にならないということなんですが、言うたら所得ゼロなんですよ。ということであれば、その所得がある人は減免されて、所得がない人は減免されないという仕組みがもうでき上っちゃてると。で、実際にはそういった相談もあるという話です。であるならば、やっぱりそういう逆転現状について、私は2019年の所得を基準に行うべきでないか、このことを国に働きかけるべきではないかと、そういう必要があるのではないかとというふうに考えていますので、2019年の所得を基準にするよう、国に働きかけが必要ではないかということに対する考えをお聞かせください。

コロナ感染の終息というのが、これ見通せない中で、さらにこの冬には第6波が来るのではないかととも言われています。この来年度もこの減免制度の継続、これを国に求めるべきではないか。でなければ所得がない人にも国保税がかかってくるということ自身に、税金かかってきても減免されないということ自身、やっぱり問題があると思いますので、こうした減免制度の継続を国に求めるべきではないかと考えますので、その点についてもお聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 まず、再質問でこの逆転現象に関する市の見解ということなんですけども、この減免制度につきましては、あくまでも国の基準に基づく減免制度ということですので、市としては独自に減免制度をつくるという考えはないんですけども、当然議員おっしゃるように、その2019年度をコロナ前を基準にしたほうがよかったのではないかとというふうなコメントが、新聞のほうにもコンサルタントの研究員の意見としては載っておりましたので、理解はできないことはないとは思ってはおります。

ただ、あくまでもこれは国の制度、制度設計上の問題ということで、前年の所得の増減、減少幅に基づいて、減免を決めるということで、そのシステムに沿って事務処理をしていきたいというふうに考えております。

また、コロナが今後も続くので、来年度令和4年度もこの減免制度が続くよう、国へ要望すべきというところなんですけども、令和3年度分についても、特に国へ要望したというアクションというのはしておりませんでして、令和3年度が始まる直前まで、この減免制度があるのかどうかというの、国から県を通じてアナウンスもされておりましたことありまして、令和3年度が始まってから、やっと令和3年度分の減免が行われるということを知ったようなところもありますので、令和4年度についても、国のアナウンスを待って対応していきたいというふうに考えてはおります。

○福山議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 部長は国の基準だからという形で、多分答えられてると思うんです。で、国の形であったとしても不公平感を感じませんか。この制度について。所得がある人は減免措置が受けられ、所得がないにもかかわらず減免がないんですよ。所得ゼロの人が減免を受けられないということなんです。不公平感というのはどう捉えられますか。この観点ちょっと聞かせてください。いつも国保税については、不公平感のこともよく語られますけど、この点についてどう考えますか。

というのと、私は市独自で考えていないということに、大変残念だなと思うんです。というのは、当然2019年度と比較して、3割以上減収の人への独自減免というのを、やっぱり市としても考えなくては、ゼロ円の方もいらっしゃるということであれば、やっぱりそういう人たちを救わないと、払っていけないというような形にならないのかという観点があるんです。であるならば、市として独自で減免施策を取り組むべきです。

で、その来年度の減免制度の継続についても、国のアナウンスを待つというふうによく言われるんですけど、実質市民と対等に窓口で国保税についても、きっちりやり取りされているのは現場なんです。市町村なんです。その市町村が市民のために声をしっかり上げていくということは、市行政として大切なことじゃないでしょうか。国のアナウンスを待つのではなく、市民の現状からそのことを国に対して物を言っていく、そういう行政の在り方を私は求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 まず、不公平感ということに対しての考えというふうに求めら

れてるんですけども、令和3年度の減免が受けられない方は、受けられないというこの新聞のコピーのケースは、令和2年度の所得がゼロだったという方で、この方、令和2年度の国保税については、令和元年度の所得に対して3割以上減っているから、減免は恐らく受けられていたんだろうなというふうに思います。で、その方が令和2年度の所得がゼロで、令和3年度の所得の見込みがゼロの場合は、結局計算式としては掛ける数字がゼロになってしまうので、減免の対象外になるということになるので、気の毒という気持ちは正直私もあります。この日本総研の方が言っているように、気の毒であるというふうに私も思うんですけども、これはやはり制度設計上、前年の所得を比べるというふうな税制上の仕組みを基にしているものなので、今のところはこのシステム、計算方法に従わざると得ないというふうには感じております。

そして、この市の独自で減免制度を設けるべきではないかというふうに言われているんですけども、減免をするということは、当然その財源が必要になるということで、令和2年度の保険料の減免につきましては、国の交付金と補助金を合わせて財源が補填されたわけなんですけれども、令和4年度の分については、まだ何も国から制度を行うというふうな案内もありませんし、それを先走って市のほうで減額するということになりましたと、ほかの被保険者、個々の被保険者の方の負担増につながるということにもなりますので、それはやはり行うことは適切ではないというふうに私は考えます。

国保税の決定については、市の運営協議会のほうで話し合っ、議会の議決を経て課税するんですけども、やはり事務局としてその分を原案に出すことは、積極的には出すつもりは今のところありません。

令和4年度の分で、保険料の減免の要望ということなんですけども、基本的には和歌山県の市長会を通じて、近畿市長会、それから全国市長会の要望へとつなげておりますので、そのような中身で他の市の動向も注視しながら、考えてはいきたいなというふうには思います。

○福山議長　これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市來利恵議員。

○市來議員　次に、国保税について、こちらは子供の均等割の軽減についてであります。

社会保険の場合、収入に応じた保険料を労働者と会社が折半し、扶養家族が何人

でも保険料は変わりません。しかし、国保税は家族の数が増えるごとに、保険料を加算していく均等割という仕組みがあり、それが子育て世帯など、家族の多い世帯の保険料を高騰させる重大要因となっています。加入者数に応じて定額が加算される国保税の均等割については、子供が多い世帯ほど負担増となるものは、子育て支援の逆行だという批判が高まり、全国知事会をはじめ、地方団体からも見直しが要求されてきました。

そして過去には、私のこの子供の均等割についての一般質問においても、中芝市長も、全国市長会において子育て世帯の負担軽減を図るため、子供に関わる均等割保険料の軽減を支援する制度の創設について、国に対し要望しているとお答えになっていました。そしてようやく国も動き初め、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として国保制度において、来年度から子供の均等割保険料を軽減する方針となりました。対象は全世帯の未就学児、未就学児に関わる均等割保険料その5割を公費により軽減、国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1で負担となります。一步前進ではあるものの未就学児に限られており、子供の貧困対策にも子育て支援にも不十分であると言わざるを得ません。

そこで、対象年齢の拡大と財源を全額国で確保することを国に求めていく考えについて、お聞きをしたいと思います。

二つ目は、市独自で15歳まで均等割5割の軽減を実施した場合、どれだけの財源が必要なのかをお答えください。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の3番目、国民健康保険税について、子供の均等割軽減の1点目、対象年齢の拡大と財源を全額国で確保することを国へ求めていく考えは、についてであります。令和4年度から国民健康保険に加入している未就学の子供を対象に、国民健康保険税の均等割を5割公費により軽減することが決定しております。

子供に係る国民健康保険税の均等割軽減に関しましては、本市も加盟している近畿都市国民健康保険者協議会から国に対して、国民健康保険に関する要望書を提出しており、その中で対象年齢の拡大と、国民健康保険税の軽減相当分を国が支援するよう制度の創設を要望しているほか、近畿市長会に対し和歌山県市長会を通じて、子供に係る国民健康保険税の保険料保険税を軽減する支援制度の拡充についての要望議案を提出しており、本市から国や関係機関に対して、制度拡充の実現に向けた

働きかけを行っております。

次に、2点目、市独自で15歳まで均等割5割の軽減を実施した場合、どれだけの財源が必要かについてであります。現時点における7歳から15歳までの国民健康保険に加入している就学児童生徒数679人で試算しますと、令和3年度現行の国民健康保険税を構成する課税区分のうち、国民健康保険加入者全てに課税する医療給付費分及び、後期高齢者支援均等分に係る均等割合計額3万4,600円に対して、5割軽減を適用した場合の軽減税額は、1人当たり1万7,300円となりますので、対象者679人に均等割5割の軽減を実施した場合の軽減税額総額は、1,174万6,700円となります。

○福山議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、今回の均等割の国の軽減について、市長にお聞きをしたいと思っております。この国の対応について十分であるのか、十分な対応であると考えているのかについてお聞きをしたいと思っております。

二つ目は、今回の制度で減免のための財源、市負担分は他の被保険者などが負うことになるのか。要は軽減された分ですね、その市が4分の1を出すこととなりますが、その部分の保険料、その部分の軽減された部分、均等割軽減された分はどこが負うことになるのか。これについてお聞かせをください。

それから、今回対象となっている未就学児の被保険者数と世帯数について、お答えしていただきたいと思っております。15歳までの実施について、約1,000万円弱ですか、かかるというふうにおっしゃいました。私はこの実施については、法定外繰入で実施を行うべきであると考えています。というのは、やはり子育て世代の支援という点からも、ましてや今回は国がやったのは未就学児だと、それをもって子育て支援に大きな支援策となっているのかというのは疑問に思っています。やはり15歳以下の子供たちの部分については、しっかりと見ていく必要があるのではないか。その点で法定外繰入で実施を求めたいと思っておりますが、この点についてお答えをしていただきたいと思っております。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員の再質問にお答えをいたします。

子供の均等割軽減につきましては、先ほど担当部長から答弁いたしました。国民健康保険税につきましては、制度の趣旨である負担と給付の公平性から、加入者全ての

方に応分の負担を求めることが妥当であると考えています。

生活福祉部長。

- 松尾生活福祉部長 再質問のまず、今回令和4年度に制度化される市の4分の1については、どこが負担するのかというご質問ですが、その分は市の一般会計のほうから法定繰入がされます。それから、その令和4年度に減免が行われる未就学児の人数ですけども、今現在手元に数値を持ち合わせておりません。後でご報告させていただきたいと考えております。

また、最後に15歳以下のいわゆる高校に入るまでの中学生以下の子供さんの分まで、この減免子供の均等割減免を導入した場合は、市の法定外繰入で補填すべきではないかというご質問ですけども、この件に関しては、やはり国保の被保険者の負担の問題でありますので、一般会計のお金、被用者保険、健康保険組合とか、協会健保等に参加されてる方から、国保への二重の負担を求めることになりますので、法定外繰入については考えてはおりません。

- 福山議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

- 市来議員 今回の件で、とりあえず財源について一般会計から法定内繰入を行うということです。15歳までの実施のやつについては、一般会計から繰り入れしてやったりすると二重に負担がかかったりというふうに、税の公平性の観点からいうと、今回の制度の改正でも結局一般会計からお金を入れて、法定内という形で繰り入れてでもやるわけですよ。であるなら、やっぱり全額国で見てもらうように強くやっぱり声を上げていくべきだと考えます。

で、なければ市がいう税の公平性、もちろん市長がおっしゃった応能負担という部分も含めてですけど、公平性の観点からいっても、これちょっと変なんですよね。であるならば、しっかり国に財源をこれについては、お金を国で全額出すことを強く求めていくという形を取るべきだと考えますので、その点についてお聞きをしたいと思います。

例えば15歳まででしたら、人数が多いという問題で例えば1,000万円弱でもできないとおっしゃるのであれば、未就学児の均等割をゼロにする方法だってあります。独自でやっている自治体も、やっぱりこれは子育ての支援策で子供が多ければ多いほど、この負担が生じてくるというこの制度の問題について、独自に解消しようという自治体もたくさんこれまでもありました。そういう自治体を見習って岩出市でも国が未就学児までやっているけど、さらにその上をやっていくという方法を取

れると思います。そうした積極的な対応をしていくお考えを最後に求めて、この質問を終わりたいと思います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員の再々質問にお答えをいたします。

議員からご提案がありました子供の均等割軽減施策につきましては、国が制度改革等財政支援の拡充によって行うべきものであり、市といたしましては、引き続き持続可能な制度の構築や支援制度の創設に向け、全国市長会などを通じ国への要望を続けてまいりたいと考えております。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 現行の未就学児の課税部分を、ゼロにすべきではないかというご意見なんですけども、国保の制度においては、子供さんも含めた応益割を徴収することによって、歳入の確保を取るというシステムを取っておりますので、国も均等割を廃止するという事は考えてはいなくて、その分を子供さんの均等割を半分公費でみる、残りの半分を県と市でみるという制度設計を取っておりますので、ゼロにしてしまうと、そのゼロにした部分を残りの被保険者の方に負担を求めていかざるを得なくなりますので、この部分については現行の制度を理解していただくしかないというふうに考えております。

○福山議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 独り親世帯への支援について質問を行います。

独り親世帯の子供の貧困問題が深刻化しています。コロナによってさらに貧困問題が浮き彫りになってきました。支援対策を打たなければ犠牲になるのは子供たちです。そこで岩出市の現状から見ていきたいと思います。

こちら資料をつくっておりますので、参考にさせていただけたらと思います。資料1から4までは、第2期岩出市子ども・子育て支援事業計画の令和2年1月時点で作られている資料に基づいてつくっています。

この資料1では、世帯数と平均世帯人員の推移です。世帯数は年々増加していますが、1世帯当たりの人員は減少していることが分かります。当然この中には高齢化で単身になったりということや、新興住宅ができて逆に1世帯当たりの人員が減っているということは、その高齢者世帯が増えてというか、独り暮らしが増えてると

いう部分も見えます。新興住宅地が増えるから世帯数も上がっていくということと同時に、離婚などによっても世帯が分かれ、岩出市に住み続けることで、世帯が増えていくというものなのかどうか、今後見ていかなければなりません。

資料2では、世帯構成の推移です。ここで見ていただきたいのは独り親世帯、これは平成7年から平成27年となっていますが、平成7年独り親世帯224世帯が、平成27年では2,141世帯と約10倍急増しています。

その内訳として資料3があります。独り親世帯の状況、独り親世帯2,141世帯の内訳として、父子世帯307世帯、母子世帯が1,834世帯、この中にも書かれておりますが、困窮のリスクが高いとされる母子世帯の割合は、一般世帯全体の8.8%となっています。

そして、資料4は婚姻、離婚数の推移です。平成27年以降これは平成29年までです。離婚数が27年以降増加していることが分かります。こうした状況からも、独り親世帯が年々増えているのではないかとということが危惧されるわけです。

次に直近の数値、離婚率や年齢別、同居期間別、離婚の件数や子供の有無など、全国ではどのような状況になっているのか、直近の数字が知りたいと思い調べてみました。資料の5から7は、人口動態統計2019年を基に作成しています。2020年度のやつは、9月の10日の日に発表されておりますが、この資料作成時には間に合いませんでしたので、使用しておりません。2019年度を基に作成しています。これは市内の状況ではなく、全国の状況です。

資料5は離婚率、年齢別の表を見ると、大体男性、女性ともに25歳から30代と大変若い層が多いということが分かります。

資料6では、これは同居期間別離婚件数です。5年から10年、10年から15年が上位にきており、子供さんがいた場合、幼児期から学童期頃に離婚に至るケースが多いのではないかとということが、考えられます。

そして資料7は、子供さんの有無別離婚件数です。圧倒的に子供さんがいらっしゃる方々の離婚件数が多いことがこの資料で分かります。

こうした全国の状況から見ても、岩出市の独り親世帯、若い層での離婚、子供がまだ小さく子育ての大変な時期での離婚というのが考えられます。独り親世帯への支援策は、市も様々な対策これまでも講じてきました。また、コロナ禍による給付金などの支援も行ってきました。

私が今回ここで問題としたいのは、養育費についてであります。独り親世帯が貧困に至る大きな要因の一つに、養育費不払いがあります。厚生労働省の平成28年度

全国独り親世帯等調査報告書によれば、独り親世帯の多くは離婚が原因となっており、母子世帯では42.9%、父子世帯は20.8%しか養育費の取り決めを行っていません。取り決めを行っていても実際に受け取っているのは、母子世帯の24.3%、父子世帯の3.2%に過ぎない状況も分かっています。養育費は、夫婦間の問題だけではなく、子供の権利であり、子供が健やかな成長をするために必要な費用となります。

そこでまず、市において養育費を受けている割合、どのようになっているのかをお聞かせください。

二つ目は、離婚に関する相談窓口と相談支援体制についてお聞きをいたします。そして、現在の支援策と今後の課題について答弁を求めます。

○福山議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の4番目の1点目、養育費を受けている割合についてですが、市が養育費の受給を把握している児童扶養手当受給世帯では、令和3年3月末時点で728世帯中127世帯、17.4%となっています。

次に、2点目の離婚に関する相談窓口と支援体制、3点目の現在の支援施策と今後の課題について一括してお答えします。本市におきましては、子ども健康課に専門的研修を受講した職員を母子支援員として配置し、離婚前、離婚後にかかわらず、子育ての悩みをはじめ、生活の悩みや不安に対する相談、DV相談、経済的自立に向けた相談などを行っているほか、相談内容によっては、各専門機関や関係部署への引継ぎも行っています。

具体的な支援策につきましては、経済的な支援策として児童扶養手当の支給、母子、父子、寡婦福祉資金の貸付けの相談及び受付を実施しています。就業支援策として高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給、独り親高等学校卒業程度認定試験合格支援を実施しています。生活、子育て支援として、独り親家庭の医療費の助成、母子生活支援施設措置事業などを実施しています。現在、新型コロナウイルス感染症の影響や、養育費を受けていないなどの理由により、経済的に厳しい状況に置かれた独り親家庭が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題となっております。今後も独り親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整備しながら、生活や仕事などについて支援していきたいと考えております。

○福山議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 先ほど市において、養育費を受けている割合のほうを聞いてまいりまし

た。これ相談になった場合というのはつかみやすいと思うんですが、全く相談に来れなかったりという、養育費の取り決めをやっているかやっていないかも含めて、なかなかつかみにくい問題なんです。でもつかんでいるだけでも、全国から見ても岩出市は低い状況になっているということが分かりました。

まず、今法務省が子供の健やかな成長のためにと、「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」というパンフレットを出しております。この手引きに市町村窓口において、離婚届用紙を取りに来られた方に、同時に交付することとしているというふうに書いてあったんです。実際、そうした活用を市でも、この活用し配布しているのかという点をお聞きしたいんです。

このパンフレットの中には書いてあるんですよ。離婚の届けを取りに来られたときは、市町村窓口でこれを渡しますとあってね。法務省が出してるやつです。で、この活用というのは、やっぱり離婚されるときって、いろんなもちろんケースによって、ちゃんと話合いができるところもあれば、できないところもありますよ。ただ、知ってるのと知らないとは全然違う。少しでも情報を出していくということは大事なことだと思うんです。で、これを活用しているのか、これをお聞きをしたいと思います。

で、明石市などでは、この父母が子供の養育費や面会交流などのことについて考えていることを書き留めておくメモ、話合いの際の参考となる子供養育プランや子供の養育に関する合意書などというのを作成しています。これはほかの自治体でも明石市がつくったことによって、全国に広がっていつているんですが、これをつくって離婚を考えていらっしゃる方とかに渡すというような形で、離婚は親の問題であっても子供から見たらお父さんとお母さん、その子供を健やかに成長するに当たるために、どういうふうにお父さんとお母さんがきちんとやっていくのかという部分を、確認し合えるためにつくられているものです。こうした合意書などを作成する参考にしてはどうかと考えるので、その点についてお聞かせを願いたいと思います。

そして、各自治体が養育費確保の支援事業を開始してきています。和歌山市はこの9月から、独り親家庭の子供が養育費を確実に受け取れるように、養育費に関する公正証書等の作成費を補助する取組を始めました。養育費に関する補助額は、対象経費の全額上限額3万円で補助するというふうにプレス発表がされております。で、岩出市でもこうした取組を行ってはどうかという点です。さらに、養育費の保証契約促進事業などを行っている自治体もあります。これは養育費の保証契約、相

手が養育費を支払ってくれなかった場合、保証会社が相手に代わって立て替えるサービス、この保証会社との契約を締結すると補助が受けられる仕組み、こうしたことを独自の自治体で多くのところがやられており、しっかりと養育費を確保するために支援策を行っているということです。

こうした取組を行いながら、しっかりと支援、サポートしていく。このことが子供の貧困対策だったり、子供たちの成長に少しでも力になるということを考えれば、ぜひできるのではないかと考えますので、この点についてお聞かせを願いたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 市来議員の再質問にお答えします。

先ほどおっしゃっていただいた、子供の健やか成長のためにということで、法務省が出されているこちらでよろしいですかね。これにつきましては、離婚届と同時に配布させていただいております。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問のまず、法務省のリーフレットですけども、それについてはもう配布をしております。また、和歌山市が行っているその養育費確保支援の事業ですけども、まず独り親家庭にとって養育費が保証されるということは、経済的に安定し自立支援の充実につながることから、養育費の確保支援の必要性は十分に認識はしております。

岩出市におきましては、まずは相談の機会を捉えて養育費や面会交流についてなど、離婚後の子供の養育について取り決めを行うことの大切さを周知啓発しています。また、養育費の不払いに対し保証会社の活用をはじめ、公正証書等作成補助、それ以外にも無料の弁護士相談、公証役場や弁護士事務所への同行支援などの支援策について、現在先行して実施している和歌山市などの自治体の実態を調査しており、実施の準備を進めております。

○福山議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 もちろんいろんな施策をやろうと思ったら、ちゃんとやっぱり離婚をするときに、それまでの間にもやっぱり知っておくべきこと、やっておかなければならないことというのを、やっぱり知っていただくというのは十分大切だと思います。そこから、いろんな制度が出来上がったときに、実際に活用できるということにな

っていく。その点では岩出市としても、先にやっぱりこの離婚というか、決意をされたというか相談があったときに、そういった方々に対し、そういうきめ細やかな対策を打っていく。あと、ちょっと一番最後に言うのは、実際に養育費確保の支援事業で、その公正証書の作成の部分の補助とか、養育費の保証契約促進事業というのは、岩出市としても実施していくという方向で認識でよろしいのでしょうか。その確認だけ最後にさせていただきたいと思います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 養育費支援事業につきましては、来年度から進めていくということで現在進めております。

○福山議長 これで、市來利恵議員の4番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時25分から再開します。

休憩 (14時09分)

再開 (14時23分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 先ほどの市來議員の3番目の国保税について、子供の均等割軽減の2番目の2点目の市独自で15歳までの均等割5割の軽減を実施した場合、どれだけの財源が必要かの再質問にありました、7歳から15歳までの国民健康保険に加入している就学児童生徒数679人の世帯数ですけれども、その世帯数が458世帯でありましたので報告いたします。

○福山議長 一般質問を続けます。

通告6番目、14番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 14番、増田浩二、議長の許可により通告に基づき一般質問を行います。

今9月議会では、通学路の安全対策について、河川のしゅんせつと河川改修について、旧県道からクリーンセンターへの進入路についての3点を質問します。いずれも市民生活に関わる改善を求めるものであり、当局の誠意ある答弁を求めます。

1点目の通学路の関係については、先ほど大上議員からもありました。重なる部分もあるとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、1点目として、交通安全対策について質問を行います。

今年7月に千葉県八街市で下校中の小学生に、大型トラックが引き起こした事故を受け、文部科学省から通学路における合同点検の調査依頼が来ています。調査依頼に対しては、見通しのよい道路、幹線道路の抜け道、速度の上がりやすい箇所、大型車の侵入が多い箇所、ヒヤリハット事例があった箇所、保護者や見守り活動者、住民から改善要望があった箇所など、実施要項を見る限り依頼の中身は多岐にわたっています。道路管理者、警察の技術的助言も得ながら、対策案の検討、作成を行い地域住民の理解を得た上で、地元警察に対して10月末をめどに要望を行っていくこととされています。

この調査依頼に対しては、市民や警察との連携が求められているもので、大規模な調査が必要になってきますが、調査をはじめとして関係機関との会議、警察に対しての要望の取りまとめをどのようにしていくのか。岩出市としての点検内容は、どのように行い進めようとしているのか、まずお聞きをします。

2点目として、今回の調査依頼を受ける中で、これまで岩出市としてどのような調査点検を行ってきたのか、また調査の結果、岩出市としての危険箇所は何か所あったのか、という点。

3点目として、調査に当たっては地元警察署との協働、見守り活動者等の力も積極的に借りる検討の依頼内容となっていますが、調査にどれぐらいの方の協力をいただいたのか、お聞きをします。

4点目として、通学路における安全対策の年次計画の進捗状況をお聞きします。これまでも、通学路の安全対策を求める声に対して、例えば上岩出小学校から南への通学路部分において、安全ポールの設置が行われたり、農免道路の川尻通学路においても、元畑産婦人科付近でも歩道橋の設置や安全ポールの設置、緑色のカラーリング塗装など、安全性向上へ岩出市としての対応が行われてきています。これ以外にも、安全性向上へ歩道整備や道路拡幅も行われてきています。計画面において、今後どのような場所に改善対策を取ろうとしているのか、お聞きをします。

5点目として、都市計画マスタープランこれも作成をしようとしています、通学路の安全対策を議論していく上で、審議会への資料などはどのようなものを提出し、議論を重ねていくのか。

以上、交通安全対策について五つの点で質問を行います。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員ご質問の1番目、通学路の安全対策についてをお答えをいたします。

これまで岩出市では、岩出市長期総合計画、岩出市都市計画マスタープランをまちづくりの指針として、将来像である活力あふれるまちふれあいのまちの実現に向け、市民地域との対話と協調の下、市民の皆さんが住んでよかったと思えるまちづくりを進めてまいりました。道路施策においては、京奈和自動車道紀北西道路の開通、県道泉佐野岩出線の4車線化完了や新しい岩出橋の開通などの幹線道路整備、その幹線道路をつなぐ市の主要道路の整備を着実に行ってまいりました。

また、整備されたことにより発生する渋滞や交通安全問題につきましても、あらゆる対策に力を注いできたところであります。とりわけ今回ご質問のあります通学路に関連する安全対策につきましては、市道安上中島線をはじめとする市の新設幹線道路への歩道設置、現在整備を進めております市道金屋荊本線新設改良事業におきましても、2メートルの両側歩道を設置をいたします。

そのほか、市道山西国分線等の歩道設置事業、主要交差点の改良事業、転落防止柵設置事業、路面標示カラー舗装、水路蓋かけ事業などを道路部局だけではなく、教育委員会、学校、警察など、各関係機関と連携を図り整備を行ってきており、主要な整備はほぼ完了したものと考えております。

現在は、消えかけている横断歩道や停止線といった路面標示の補修事業や道路安全施設整備を主として行っております。また、都市計画マスタープランにつきましては、上位計画である岩出市長期総合計画、令和3年に改定されたことや経済社会情勢の変化に対応するため、現在改定作業を行っており、これまでの取組を精査し、今後の市の将来像にも盛り込めるよう、都市計画に関する基本的な土地利用の方針や整備方針などを策定してまいります。

なお、詳細については担当部長から答弁をさせます。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 増田議員の通学路の安全対策について、一括してお答えいたします。

まず1点目ですが、先ほど大上議員にもお答えしましたが、岩出市では平成8年度から通学路の点検事業を開始し、平成11年度から通学路整備事業を予算化しております。通学路の整備に取り組んでございます。また、合同点検につきましては、今回の通知にかかわらず、平成24年度から毎年通学路の合同点検を実施しております。その内容は、今回の通知以外にも横断歩道やカーブミラー等の交通安全施設等の点検も行ってございます。

2点目の危険箇所につきましても、これも先ほど大上議員にもお答えしましたが、10か所でございます。

3点目につきましては、毎年の合同点検には、那賀振興局建設部、岩出警察署、岩出市事業部、小中学校関係者、及び教育委員会で行っております。また、危険箇所については、随時地域の方や見守り活動に取り組んでいただいている方、保護者の方も学校や教育委員会に直接要望をいただく場合もございます。

4点目についてですが、通学路は道路形態の変更や通行者などの増減等により、変化していくものでありますが、当該年度の危険箇所については、関係機関で改善方法を協議して、対応できる箇所から改善しておりますので、通学路の安全対策については年次計画はございません。

5点目についてですが、先ほど市長がお答えしたとおりであり、道路施策の中で通学路の安全対策を含めた交通安全の視点を持った道路整備を行っていく方針でございます。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今回のこの事故においては、私ニュースでも報道されているのを見ましたけれども、まさに見通しのよい道路での事故でした。しかし、この事故については、子供たちは歩道のない道路の左側を通行していて、事故に遭っています。道路の右側を歩き、前から来る車が見えることにより、身の安全を図るということをしっかり子供たちが学ぶことが、今回の教訓ではないでしょうか。

教育委員会として、何を今回のこの事故を受けて何を教訓としたのか。そして、この教訓を受けて、小中学校にどのような安全指導を行ったのか。事故の内容を含めて、教育委員会として学校にどのような通学時の交通ルール、こういうものをどう指導してきたのか、お聞きしたいと思います。

2点目については、今大上議員のときには、43か所という言葉が出たり、33か所という言葉が出たり、それで10か所という、そういうことがありまして、少し分かりにくかったんですが、今答弁いただいて結局最終的には10か所というところが危険な状況だということが分かったんだということが分かりました。それでは、今答えられたその10か所、この10か所については、今後どのような形で改善策を取ろうとしていくのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

それと、今後警察に対しての要望の取りまとめ、これを行っていく必要があるわけなんです、関係機関との協議これはいつされるのか。またいつをめどに警察署

に対して、今回文部省から依頼されたこの要望書というものを出しなさいという、このことに対して、この要望書をいつ提出する予定なのかということをお聞きしたいと思います。

あと、大上議員の通告書の中にも、2012年の緊急合同点検というような大きな調査というものが行われたということも聞いているんですが、この大規模調査という部分について、そのときの調査報告というのは、岩出市としてどのように取りまとめられているのかという点、これをお聞きをしたいと思います。同時に、このときの大規模調査の報告書、この資料の提出を求めたいと思います。議長、この点について、この資料提出これについてどうなのかという点、これを図っていただきたいと思います。

最後に、実施要項を見てみますと、危険箇所や対策必要箇所について具体的対策の有無、具体的な対策があるのかないのかを問わずに、ホームページ上に掲載することが望ましいとされていますけれども、要するに住民にしっかりとこういうところを岩出市として対応していきますということも含めて、現状はどうかという点を、ホームページに載せていくということが望ましいということも、文部省からの実施要領の中には書かれています。ホームページ上に今後の岩出市としての対策を掲載する、こういう考えを持っておられるのかどうか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目ですけれども、学校に対しての指導というお話でした。一般的に交通ルールということであれば、歩行者は右側通行これはもう原則でございます。ただ、片側歩道の道路もございますので、左側を歩く場合もございます。また、歩道のない道路で右側を走行することが危険な場所がある場合は、当然独自でルールを定めて安全に登下校できる方法、これを児童生徒に周知するという事で、指導をしてございます。

それから、点検数のお話が出ました。で、私は大上議員に申しあげましたのは、今回の国の通知によって、緊急点検で把握した件数が10件、それから市独自で合同点検によって把握した件数が33件の合計43件と、こういうことでございます。

それから、警察への報告という話がございましたが、岩出警察署の交通課もこの合同点検の中に入っていていただいておりますので、点検終了後にこの関係機関で協議

を行いまして、それぞれの対応について決定をしているということでございます。

それから、合同点検の公表ということでお話がございましたが、現在のところ申請があれば、お渡しをしているという状況でございます。ホームページ上への公表については、今後考えたいと思います。それから、合同調査の合同点検の資料ですか、来ていただいたらいつでもお渡しできますので、はい。

○福山議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今のお話だと、要望書ですね、警察に対して要望書というのを出しているかなければいけないという形になっているんですね。10月末というんですか、それをめどに警察署に対して、いろんな対応面を含めて検討したい部分、それを取りまとめて警察に対して、市として要望書を出していく。そういうことが、今回の依頼内容なんですね。今の形で今のお話だと、もう既にその部分については警察なんかと協議したんで、それはもう出さないのかなというふうに聞こえたんですが、実際には今回のこの文部省のこの依頼において、警察署に住民さんの声も含めて、点検した結果というのかな、要望箇所も含めて実施をしていくと、関係機関の人とも協議をした上で、要望書を取りまとめて警察に出していく。こういうことになっているんですが、この点については警察署に対しては、今現在では10月末までに出してくださいとなっているんですが、市としてはどのように対応していくのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

それと、以前大規模の調査というんですか、そういうのがされたとなっているんですが、今後こういった通常のそういうのじゃなしに、しっかりとした大規模な調査というのは、市としては行う予定はないんでしょうか。例えば、地域の実情こういうことなんかも、以前から宅地開発なんかもどんどん進んでいるというような現状も含めて、前回実施したときからかなり変わってきているというふうにも考えるわけなんです。この点についての大規模的な点検という、こういうものについて、市としてどのようにお考えなのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、警察への要望というお話がありましたが、岩出市では先ほどもお答えしました、平成24年度から関係機関、岩出警察署にも入っていただいている合同点検、こ

れもずっと行っております。で、今回の緊急点検においても、警察署にも入っていただきまして、今回警察で対応していただく箇所というのが3か所ですね。これも点検が終わった後すぐに会議を開いて、それぞれの役割今後何をやっていくかということについて、結論を出しております。そういう歴史、市独自でやっている歴史がある中で、そういう関係も築けているということでございます。

それから、大規模調査というお話がございましたのは、何をもって大規模と言うのかよく分かりませんが、平成24年に岩出市通学路交通安全プログラムというのを策定しております。通学路の安全確保に関する取組の方針をというものを、こういった冊子に掲げておりますので、岩出市独自の合同点検においては、このプログラムに従いまして進めてまいりたいと思います。

○福山議長　これで増田浩二議員の1点目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員　2番目の質問は、河川のしゅんせつと河川改修について質問を行います。

近年は異常気象現象として、九州地方などに帯状の梅雨前線が現れ、長期的に滞留するような状況が生まれ、長雨が続き各地に大きな被害が続いてきています。広島県の災害をはじめ、今年は伊豆、箱根地方にも大きな被害をもたらしてきています。岩出市においては、以前春日川の堤防が決壊するのではないかという危険性を議員になりたての頃見ましたが、その後河川改修も進み改善もされてきました。家屋が流出するような大きな被害は生まれきていないと考えますが、根来川や住吉川をはじめ、河川改修においては早期の改修が求められてきています。

私は、例年この時期には土砂のしゅんせつが必要な箇所が数多く生まれている、このことに心が痛みます。草や木が生い茂り土砂が堆積している場所を見るにつけ、河川の氾濫が起きないか心配になるんです。この質問については、3点当局にお聞きをしたいと思います。

岩出市として、県に対してしゅんせつの要望を出している場所はどこなのか。根来川や住吉川をはじめ、同じ河川でも堆積場所は何か所にも上るのではないのでしょうか。しゅんせつ要望箇所をお聞きします。

2点目として、しゅんせつについては早く取りかかってほしいわけですが、今年度のしゅんせつ時期はいつなのか。また、県がしゅんせつを予定している箇所はどこなのか。この点をお聞きをします。

3点目は、根来川川尻の前田2号橋南部分についての河川改修の今後の予定は、

どうなっているのでしょうか。この橋の南側では河川が狭くなっている部分において、堤防を越すような状況が、いつ生まれてもおかしくない状況のときがあります。住民も大きな不安を抱えており、河川改修を一刻も早く待ち望んでいます。今後の根来川改修予定はどのようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員のご質問の2番目、河川のしゅんせつと河川改修についての1点目と2点目を併せてお答えいたします。

これまで、本市では県管理河川におけるしゅんせつ工事に当たっては、根来川をはじめ土砂の堆積状況等や地元からの要望により、県に対して働きかけを行っております。根来川では、西野から森・今中地区、住吉川では国道24号から下流側や中黒・金池地区、春日川では、高塚から岡田地区、古戸川では溝川6番地から下流におけるしゅんせつを過去から継続して要望しており、県においても常に土砂の堆積状況を注視し、状況に応じて対応していただいております。

今年度におきましては、根来川の森・今中地区にあります、六枚橋付近及び住吉川の農免から上流になるんですけれども、金池地区において9月中にしゅんせつを実施する予定であると聞いております。

次に3点目、根来川改修の今後の予定についてですが、根来川の整備については、県が平成26年度に策定した、紀の川水系紀泉圏域河川整備計画に基づき、現在川尻地内木殿橋から根来新橋、旧県道泉佐野岩出線までの約1.29キロメートルについて、計画的に河川工事を実施する区間として位置づけており、令和2年度末までに農免道路の前田2号橋の架け替えや前後の護岸工を含む約280メートルが完了しております。令和3年度は、増穂橋架け替え工事と増穂橋から上流の護岸工事を実施し、また上流の森・今中地区の六枚橋から農免道路の前田2号橋間においては、用地取得を進めていただいております。また、令和4年度以降は、増穂橋下流の護岸工事を実施するとともに、引き続き六枚橋から前田2号橋間の用地取得を進めていく予定であると聞いております。

○福山議長 再質問を許します

増田浩二議員。

○増田議員 岩出市としてしゅんせつ要望、これを県に上げられているという中で、今場所なんかもお答えいただきました。ただ、市が要望している要望箇所という部分がいろいろあったとしても、県としてそれに全て答えてくれる、そういうふうな

形でいいんでしょうか。として捉えていいんでしょうかね。実際には市が要望しても、取ってくれないというような地点もあるんじゃないかなというふうに思うんです。

そういう点では箇所ですね。大体のその場所を市として、ここからこの間をしゅんせつしてほしいというような要望の形になっているのか。それともこの場所だという、場所、ここの場所をしゅんせつしてほしいというような、場所指定という部分で県に対して要望されているのか。その点についてお聞きをしたいと思うんです。その場合に、市としてこのしゅんせつ要望を出す場合の一定の基準、市としての基準というのは、どのような形で考えておられるのかという点、この点をお聞きをしたいと思うんです。

2点目の根来川の改修の部分については、今一刻も早く改修してほしいという思いなんです、今お答えの中で4年度以降用地取得というんですか、増穂橋から南その前後ぐらいのところの用地買収というんですか、用地取得を行っていく、こういうことを言われていました。市として来年度岩出市として、来年度県に対しての河川改修の要望、これについてはどのような形で対応していくつもりなのか。この点どういような形の対応を取っていくのか、この点だけちょっとお聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再質問についてお答えいたします。

しゅんせつ箇所については、ここ、ここという要望を以前は出しておったんですけども、やはり河川については、勾配が緩いところについてとか、カーブになった内カーブであるとか、そういうところは堆積が常に起こる要因でありますので、私どもとしましては以前から個々に言うのではなくて、今1番目に答弁させてもらった箇所を常にしてくださいという要望を上げているので、個々に要望は上げておりません。もう県との信頼関係もできてますので、市長自ら浸水対策はうちの目玉やということをおっしゃっていただいているので、その点についてはここ、ここという要望は市政懇談会であるとか、地域の要望があれば別ですけども、改めてやるということはないと思います。

それで、最近毎年やっているのも、もう県の職員もここ危ないな、ここせんなんなということは、十分把握していただいております。それと、素人目というとおかしいんですけども、最近大雨がないので草が繁茂してる。だから溜まっているんやな

という感覚で、捉えられるか分かりませんが、堆積土砂はあまり溜まっておりませんので、ただ草が生い茂っているのが、危ないなという箇所もあると思うんですけども、そういうところについては、県とともに意思疎通を図っておりますので、改めてしているところという解釈はしてません。

根来川の改修なんですけども、これは県の改修計画に基づいてやっていただいているので、先ほど答弁させてもらったとおりです。来年ここをやってよとか、道路であったら、上流下流関係なしにできるんですけども、何分河川改修については下流からしていくのが原則でありますので、用地取得の件もありますけども、今は順調にやっていただいているので問題ないと思っています。

○福山議長 再々質問を許します

(なし)

○福山議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 3点目の旧県道からクリーンセンターへの進入路について、質問を行います。

この場所について、まず執行部の皆さんは、現場の状況をどう把握されているのでしょうか。数年前に土砂崩れによる被害が出て、他の会派の議員からも一般質問を行う中で、ブルーシートをはじめとして、改善対策を取っていきたくと答弁されています。現在3か所にブルーシートはかけられてきている。こういう現状にはなっています。しかし、この3か所のうち旧県道のほうからクリーンセンターに上がっていく道の左側ですね、この三つのうち2か所この点については、非常に危険な状況になっています。早く改修にかかればいいのにとするのは、この間こうした一般質問がある中で気にはかかっていましたけれども、改修対応こういう部分なんかも取られていくし、年次計画の部分も含めて、対応が取られていくものだというふうに感じていました。

今現時点で、この特に北側二つのブルーシート、大変な状況になってきています。ブルーシートももう本当に破れており、むき出し状況が見えて、急斜面地の地肌も見えている。こういう状況に今なっているんですが、改修予定という部分については、どのような状況になっているのか、この点をお聞きをしたいと思います。

2点目として、クリーンセンターから帰る場合、新しい進入路はできているもの

の市民も、クリーンセンター職員も、この道路を通る方が100%通ります。現状のまま危険性はないとでも考えているのでしょうか。危険性があるからこそ、ブルーシートを被せているのではないのでしょうか。先ほども言いましたけども、北側2か所本当に危険です。一番北の物は真ん中から二つに分かれて、右側部分というのも破損していて、先ほども言ったように地肌がやっぱり見えているんです。これでは全くブルーシートを被せている意味がありません。北から2番目の物についても、8か所から9か所、穴が開いています。いつ大きく破れるか分からない。こういうような状況です。一番下の登り口付近の物については、下側からでは見えませんが、実際にこの前調査なんかにも行きましたけれども、何と言うかな、登って調べていくというようなことはできませんでしたが、こういった点なんかも再度状況調査が必要ではないのでしょうか。このような状況下の中で、市当局として危険性はないのかなという点、これを危険性はないというふうに考えているのか、この点をお聞きをしたいと思うんです。

3点目として、まさにこんな状況ですからね、現場のクリーンセンター職員も危険を感じながら、しているんだということもお聞きをしました。急傾斜地ですから、工事自体もなかなか難しいと考えるものですが、本当に早期改修の必要性があります。この道路が崩壊しても、迂回できるための道路として、新しい進入路ができましたけれども、今言った旧クリーンセンター進入路の改修、これについてはどう今後対応していくのか当局にお聞きをします。

4点目に、この旧クリーンセンター進入路の風吹の道路沿い、県道沿いですね、旧県道沿いのところに、落石注意という看板も設置がされています。この看板の真上のフェンスこれは大きく、真っすぐではなしに本当にゆがんで破損している。こういう部分があります。この看板付近も急傾斜地であって、落石があって破損してきた物です。そして、この看板付近には30メートル前後にわたって、まさに鉄の壁のような落石対策のフェンスというものがありますけれども、この付近は非常に危険な状況ではないのでしょうか。この落石看板のあるこの付近、和歌山県における落石対策工事、これについてはいつ予定されているのか。今年度中にも工事が行われるのかどうか、県に対して岩出市としても改修、これを早くしてほしいというような要望なんか出していくべきだと考えますが、当局の対応面についてお聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの3番目質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員のご質問の3番目、旧県道からクリーンセンターへの進入路についての1点目から3点目について、一括してお答えいたします。

市道押川1号線につきましては、のり面全体が急勾配でかつ崩落の危険性があること、南海トラフを震源とする大規模地震の発生確率が高い状況等を勘案し、クリーンセンターや火葬場への経路が遮断された場合、市民生活に多大な影響を及ぼすことから、新たにより安全な防災用道路として、市道押川根来線が平成28年8月に完成しています。現在市道押川1号線は通常の通行を可能としていますが、大雨による災害等の危険が予想される場合は、通行止めの措置を取っていることから、改修の予定はありません。

次に4点目、県道の落石対策工事についてですが、県から台風シーズ後にのり面の状態を確認し、落石対策工事を行う予定で、年度内には完成すると聞いております。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今答弁で以前から使っていた道路については、大雨時なんかについては通行止めの措置を取るから、何も対応しないんだというような答弁でした。これ大丈夫なんですか。現実的には先ほども言いましたけれども、そのクリーンセンターから帰る車は100%この道を通るんですよ。これ対応しない理由というのはなぜなのかというのが、私分らないんです。急斜面だから工事ができないというんでは、本当に危険な状況のまま、今後もそのまま使っていくという形になると思うんで、これ本当に抜本的にあそこの地点においては、地層調査をはじめとして、落石というのか土砂が崩れないというような対策、これ本当に考えていかな駄目なんじゃないでしょうか。

そして、もう一つ不可解なのが、先ほど私ブルーシートが破れてると言っていたでしょう。あの破れた状況のまま、私岩出市は何でそのまま放っておくのかなというふうに思うんです。何のためにあのブルーシートかけてるんですか。そのブルーシートが大きく破れて、そういう危険な状況になってるんですよ。私、一般質問のこの通告を出してからでも、随分たつと思うんです。いまだにブルーシート新たにかけるかという状況になってますか。そのまま放ったらかしのままじゃないんですか。ということは、あれ3年前ぐらいでしたかね、一般質問をしてブルーシートが必要だという形でかけられたと、その状況と同じなのに、なぜ市はすぐにブルーシートを少なくとも被せていくと、こういう対応を取らないのか。その理

由についてお聞きをしたいと思います。

もう一つは、今旧県道については年度内に対応すると、こういう対応でひと安心したわけなんですけど、いずれにしてもこの年度内ということですので、改めて県に対して、その年度内のうちの中でも本当に早くやってほしいというのを、改めて県に対して要望していただきたいと思います。

この2点についてお聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

なぜ対応しないか理由をとということですけども、押川1号線の崩れている箇所につきましては、民有地で所有権者が2名おり、境界が確定していないため施工に同意が得られず、補修が困難な状態でございます。このことから応急的にブルーシートを設置してるということでございます。なお、ブルーシートの補修につきましては、昨日完了してございます。

それと、県道の補修工事なんですけども、対策工事なんですけども、現状が岩盤でありますので、補修しても災害が起こればということが考えられるので、この台風シーズンを過ぎて安全が担保できた時点で、施工するというのを合わせて聞いてございます。

○福山議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、答弁である場所については民有地だという形の中で、2名の方がおられるんだと、要するにその方の同意が得られないという形があるんだということを言われました。それはこの民有地の2名の方ですね、その同意を得られない理由というのは、なぜ改修のための工事をさせていただきたいんだという形でお話を持って行って、同意されない理由というのはどういう理由から、そういうような形の対応になっているんでしょうか。どちらにしても早く同意を得ていただいて、それで改修というのを、やっぱり必要な状況ではないのかなというふうに思うんです。その点について、なぜ同意を得られないのかという、この辺のところをちょっと聞かせていただきたいというふうに思います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再々質問にお答えいたします。

なぜ同意されないかということなんですけども、先ほども申しましたように、境界が確定しておりません。個人さん同士、境界が決まらないということで、施工には同意いただけないということです。

○福山議長 これでは、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後3時35分から再開します。

休憩 (15時17分)

再開 (15時34分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告7番目、6番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。6番、尾和正之でございます。

冒頭、第一声としまして申し上げさせていただきます。

コロナ禍の厳しい状況下の中、その対策に携わる全ての皆様に心から感謝と敬意を表せていただきたいと思います。

それでは、議長の許可を得ましたので、子供たちの学びから職業選択のサポートについて、そして消防関連について、この二つの点で一問一答方式で、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、子供たちの学びから職業選択のサポートについて、3点お伺いします。

最初に日本中の方々が熱狂したこの7月、8月、9月前回の東京オリンピックから約五十数年ぶりにコロナ禍の中、2020東京オリンピック・パラリンピックが開催されました。開催期間を通じて何人ものヒロイン・ヒーローが誕生し、選手たちの日々の鍛錬と精神力が子供たちや私たちに感動と興奮をもたらしてくれました。この五輪は子供たちや私たちにとって、将来の糧になる無形の資産であり、そのことは事実であります。

その一方で、新型コロナウイルスの感染が拡大し、大会関係者の感染が相次ぐなど、コロナの影響が否めないこと、また安心安全とは言えない大会であり、開催までのプロセスで大会関係者の問題が起こったことは、残念でなりません。私たちはもう一度五輪憲章である人間の尊厳を重視する平和な社会を目標に掲げ、人種や性

別、性的指向や宗教などによる差別を禁じていることを再認識する意義を学ばなければならないと思いました。

この五輪を経て、現在の社会において子供たちが学ぶ環境は多岐にわたり、あらゆる分野で将来につなぐ選択肢があると考えております。オリンピックのスポーツもその一つであります。東京オリンピック2020では、33の競技が実施されました。野球、ソフトボール、空手、スケートボード、スポーツクライミング、サーフィン、計5競技が追加種目として実施され、そのスケートボードのヒロインに岩出市出身で初めての金メダリストが誕生したことは、皆様もご存じのことと思います。それを身近で体験をできることが子供たちの憧れになり、将来の夢として学べる環境になることは、間違いありません。岩出市にとって笑顔あふれるまちづくり、住んでよかったと思えるまちづくり、につながる将来を見据えた持続可能な行財政運営に豊かさをもたらすことと考えています。

また、今回のオリンピックのレガシーで初心者向けのスケートボード場を残す試みは、岩出市民にとって素晴らしいことですが、単に施設を残すのではなく、メダリストからのアドバイスや他の自治体を参考にすることは、すごく大切だと思っていますので、今後の市政の対応に注視していきたいと思っています。

今の時代、子供たちの学びは、勉学、スポーツ、芸術、文化、最近ではeスポーツ等、たくさんの選択肢があると思います。それらをプッシュ型でサポートすることができれば、ふるさと岩出でよかったと思ってもらえる一つではないでしょうか。今回サポートができる例として、二、三年前から東京オリンピックの期待の星とネット記事で紹介があるように、このような情報にアンテナを高く持ち、何ができるかと検討、模索することも大切だと考えております。

また、アンケートや目安箱といった情報提供からのサポートを検討、検証する方法もあると思います。今回また今後もこの大切なサポート体制をきめ細やかに継続し、内容を定義していきたいと思っています。

それでは質問ですが、1点目としまして、今の岩出市の現状を確認するために岩出市のサポート体制及び、現状の高校、大学への進学率についてお答えください。

2点目としまして、スポーツ、芸術・文化、eスポーツ、各分野の対応、支援施策などをどのように考えているのか。

3点目としまして、岩出市の今後の方針は、今後の取組をお答えください。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 尾和議員の子供たちの学びから職業選択のサポートについて、一括してお答えいたします

まず、1点目ですが、職業選択のサポートという面では、岩出市立中学校では生徒に望ましい勤労観と職業観を身につけることを目的にキャリア教育の一環として、中学2年生を対象として3日間の職場体験学習を実施しております。また、岩出市在住の経済的な理由により、高校、大学に進学が困難であるが、勉学に意欲を持った優れた学生に対して、学資金の一部給貸与を行う公益財団法人上田徳一・千代子育英奨学会の事務局を置いております。

次に、高等学校への進学率ですが、岩出市立中学校を卒業した生徒の進学率でお答えいたしますと、令和元年度が99.6%、令和2年度99.0%、令和3年度が99.1%となっており、いずれの年度も進路未決定者はおりません。なお、大学への進学率につきましては把握はできません。

次に、2点目の各分野の対応、支援施策についてであります。教育委員会が実施する事業としましては、スポーツ少年団や体育協会、青少年の健全育成団体等に補助金を交付するとともに、文化芸術に親しむ機会の創出として、公民館教室や各種講座を実施しておりますが、その趣旨は専門家やプロ化を促進するものではなく、スポーツ、文化・芸術等において、広くきっかけづくりを行い、自分に合ったものを選別する機会であったり、今後の可能性を探っていただくような、あくまでも生涯学習という枠の中での事業でございます。

e スポーツについては、ここ数年のうちに若者の間で、一気に盛り上がりを見せている新しいスポーツ分野であることは認識しておりますが、本市における競技人口も把握できない状況であり、また、まだまだ個人の趣味の域を脱するまでには至っていないと考えておりますので、他の自治体の対応等も調査しながら研究してまいります。

3点目の今後の方針と取組についてでございますが、第3次岩出市長期総合計画並びに岩出市教育振興基本計画に基づき、それぞれの分野の振興・充実に努めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、再質問を行います。

この子供たちの学びから職業選択のサポーター、私が公約とした五つの想いに掲げた一つであります。その中に新しい選択肢として、ここ数年で注目されているe

スポーツの拡充とサポートを訴えております。この分野に関しては2018年に国が策定した未来投資戦略2018で、eスポーツは日本の魅力を生かす新たな成長領域として注目し、環境整備に取り組むとしており、他県では国体の文化プログラムに選ばれたり、他の県ではeスポーツフェスタなどを行うなど、様々な取組があります。また、民間企業と協力しeスポーツ体験など、子供たちや若者たちに学びとして動いております。

最後にお答えいただきたいと思うんですが、これは一つの例ですが、今後新しい分野のサポートは計画されているのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

先ほどもお答えしましたが、教育委員会で取り組んでいる事業、これはあくまでも生涯学習という枠の中でございます。生涯学習というのは学校教育も含めて、家庭教育や社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、趣味、いろんな場や機会において行う学習ということでございます。で、ご存じかと思いますが、岩出市のスポーツ少年団に過去に在籍しており、その後プロになった野球選手こういう方もおります。しかし、それは本人の意思と本人の努力のたまものであると、このように思っておりますので、生涯学習の枠においてプロ化に向けた支援というのは考えておりません。

それから、eスポーツですけれども、これは障害の有無とか、年齢に関係なく楽しめるものということで、和歌山県内でも幾つかの団体さん、活躍している団体さんがあるように聞いておりますが、先ほども申し上げましたが、県内、市内での競技人口というのは不明でございます。また、一方ではゲームの依存症とか、いろんなそういう懸念される弊害もあるということで、ほかの自治体の動向も見てみましたが、他市でそういう活動、教育委員会の事業の中でやっているところはございませんでした。そういうことから、今後慎重に研究していく必要があると考えてございます。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、2番目の消防関連について4点ご質問します。

現在も消防団員の担い手不足は、全国的に問題視されています。岩出市も同様の中、地域住民の負担が大きくなっていることは事実であります。このことは様々な課題を解消するため、平成25年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立されていますが、なぜ改善されてこなかったのでしょうか。全国でもこれまで多くの議員が、この問題に対し質問を行っていますが、多くの答弁が同じ内容となっていることでもあります。その内容は、待遇の改善、公務員の消防団への加入促進に取り組みます。地元大学と連携し学生の消防団加入促進に取り組みます。女性、農協職員の消防団への入団促進、機能別団員、機能別分団制度の活用などになっております。

今後少子化の影響で、担い手不足になるのは明確であります。この問題は喫緊の課題であります。これまで実施した岩出市の成果と結果を集約し、今後の岩出市にとって必要不可欠な分析材料とし、岩出市に保存する過程において、今後の岩出市の独自の方針と施策に期待していきます。

今回の質問は担い手不足から、地元自治会団員がいないことで、地域住民が消防関連の部品管理に関して大きな負担になっているからであります。そこで質問させていただきます。

1点目は、岩出市では老朽化が著しいホース格納箱の現状把握はなされているのか。このホース格納箱の清掃及び管理はどこが対応するのか、お答えください。

2点目は、消防団員の欠員や補充など現状の答弁を求めたいと思います。また、選出基準についてもお答えください。

3点目は、各屯所にある簡易トイレの有無に基準はあるのか、自治会の方が屯所に行った際、その近くに簡易トイレがなく、また家に帰りトイレに関して行ったそうです。今後このようなことから要望による設置予定はあるのか、お答えください。

4点目は、今現状消防団員の報酬は直接払いが原則と思いますが、どのように支払われているのか、答弁願います。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 尾和議員の2番目のご質問、消防関連についての1点目、ホース格納箱の現状把握、清掃及び管理についてです。

ホース格納箱については、自治会等をはじめとする、地域や消防団により維持管理を行っていただいております。

2点目の消防団員の欠員や補充については、欠員が生じた場合、消防団各部隊において適任者を推薦し、市長の承認を得て団長が任命しております。団員数の状況としましては、平成31年333人、令和2年332人、令和3年332人となっております。選出基準については、消防団条例に、本市に居住または勤務する満18歳以上で志操堅固、身体強健であって、団員たるに足る者と規定しております。

3点目の各屯所における簡易トイレについては、設置基準はございません。設置要望があった場合は補助金の交付を実施しております。

4点目の消防団員の報酬については、団員個人に対し口座振込等により支給してございます。

○福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 ご答弁ありがとうございます。

最後に、岩出市ではどのように担い手不足の解消と地域住民の負担を解消していくのか、岩出市独自の対策をお聞きかせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

市独自の担い手不足解消と地域住民の負担軽減ということでございます。まず、市独自になるかどうかなのですが、今回の議会において、報酬の増額という議案を上げさせていただいて、ご承認いただきましたことありがとうございます。これが一つになるかと思えます。これにつきましては国からの通知により、報酬を適正化ということが団員の確保にもつながるということで、これを通知としてきてございます。

また、地域住民の負担ということですが、これにつきましては、先ほど総務部長がお答えさせていただいたように、格納箱等々につきましては、地域の自治会の方等にも管理いただいているところがございます。その軽減としましては、なくなった物、または古くなって老朽化した物、これについては支給させていただいてございますので、その部分で経済的負担というのはないかと考えてございます。

あと、今後また女性団員、先ほども質問にありましたように、女性団員これについても今後増やしていきたいと考えてございます。現在は女性団員は2名の方がいらっしゃると思いますので、今後も増加につなげていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、尾和正之議員の2番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

これにて、令和3年第3回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(15時57分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証
するために署名する。

令和3年9月16日

岩出市議会議長 福山晴美

署名議員 吉本勸曜

署名議員 大上正春